

参考資料

57 葛飾区防災会議委員名簿

No	種別	職	職名
1	葛飾区災害対策条例第8条2項の区長	会長	葛飾区長
2	同第9条第1号の指定地方行政機関の職員	委員	国土交通省江戸川河川事務所長
3			国土交通省荒川下流河川事務所長
4			国土交通省東京国道事務所長
5	同第9条第2号の陸上自衛隊の自衛官	委員	陸上自衛隊第一普通科連隊第三中隊長
6	同第9条第3号の都知事の部内の職員	委員	建設局第五建設事務所長
7			建設局江東治水事務所長
8			水道局金町浄水管理事務所長
9			水道局東部第二支所長
10			下水道局東部第二下水道事務所長
11	同第9条第4号の警視庁の警察官	委員	警視庁第七方面本部長
12			警視庁葛飾警察署長
13			警視庁亀有警察署長
14	同第9条第5号の区長の部内の職員	委員	葛飾区副区長
15			政策経営部長
16			総務部長
17			地域振興部長
18			危機管理・防災担当部長
19			環境部長
20			福祉部長
21			健康部長
22			都市整備部長
23			同第9条第6号の教育委員会の教育長
24	同第9条第7号の東京消防庁の消防吏員及び消防団の団長	委員	東京消防庁第七消防方面本部長
25			東京消防庁本田消防署長
26			東京消防庁金町消防署長
27			本田消防団長
28			金町消防団長
29	同第9条第8号の指定公共機関及び指定地方公共機関の役員又は職員	委員	日本貨物鉄道（株）新小岩操駅長
30			東日本旅客鉄道（株）新小岩駅長
31			東日本旅客鉄道（株）金町駅長
32			東日本電信電話（株）東京事業部 東京東支店 支店長
33			東京電力パワーグリッド（株）上野支社 社長
34			東京ガスネットワーク（株）東部導管 事業部 東部計画推進部長
35			京成電鉄（株）京成高砂駅長

資料編（参考資料）

57 葛飾区防災会議委員名簿

No	種別	職	職名
36			日本郵便（株）葛飾郵便局局長
37	同第9条第8号の指定公共機関及び指定 地方公共機関の役員又は職員	委員	北総鉄道（株）新柴又駅務区長
38			首都高速道路（株）東京東局土木保全部長
39			京成タウンバス（株）業務課長
40	同第9条第9号の区議会議員	委員	葛飾区区議会議員
41			葛飾区区議会議員
42			葛飾区区議会議員
43			葛飾区区議会議員
44	同第9条第10号の医療関係団体の代表 者	委員	葛飾区医師会危機管理部理事
45			葛飾区歯科医師会長
46			葛飾区薬剤師会理事
47	同第9条第11号の地域活動関係団体の 代表者	委員	葛飾区自治町会連合会副会長
48			葛飾区自治町会連合会副会長
49			葛飾区婦人団体連合会長
50			かつしか女性会議代表
51			高齢者総合相談センター奥戸所長

58 葛飾区災害対策条例

平成15年3月27日

条例第3号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害予防対策、災害応急対策及び復興対策（以下「災害対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに区民、事業者及び葛飾区（以下「区」という。）の責務を明らかにして必要な体制を確立するとともに、災害対策に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、暴風、豪雨、洪水その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 事業者 区内に事業所若しくは事業所を有するもの又は区内のマンションその他の施設を管理しているものをいう。
- (4) 防災市民組織 区民が自分たちのまちは自分たちで守るという地域の連帯意識に基づき自主的に結成した防災のための組織をいう。
- (5) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他災害対策を実施する東京都（以下「都」という。）の行政機関、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第2条第3号から第6号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他災害対策を実施する機関をいう。

（基本理念）

第3条 災害対策は、自助（自らの生命は自らが守るという自己責任の原則をいう。）及び共助（他人を助けることのできる区民が地域で助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守ることをいう。）の理念を持つ区民と公助（行政が区民の安全を確保することをいう。）の役割を果たす区とが連携を図ることを基本として行われるものとする。

（区長の責務）

第4条 葛飾区長（以下「区長」という。）は、災害対策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び安定並びに区の地域の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する責務を遂行するため、法第42条第1項の規定に基づき葛飾区防災会議が作成した葛飾区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより災害対策を策定し、その推進を図るものとする。
- 3 区長は、地域防災計画の実施に当たっては、国、都並びに関係する特別区及び市町村との連絡調整を行い、並びに区民、防災市民組織、事業者等との連携及び協力に努めるものとする。

（平24条例33・一部改正）

（区民の責務）

第5条 区民は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、自己及びその家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力して、全ての区民の安全を確保するよう努めなければならない。

- 2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるための手段を講ずるよう努めなければならない。

資料編（参考資料）

5 8 葛飾区災害対策条例

- (1) 所有する建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性を確保すること。
 - (2) 家具の転倒及び窓ガラスの飛散を防止すること。
 - (3) 火災の発生を防止すること。
 - (4) 初期消火に必要な器具を準備すること。
 - (5) 食糧及び飲料水その他生活用水を確保すること。
 - (6) 避難の経路、場所及び方法並びに家族との連絡手段を確認すること。
 - (7) 災害に関する情報を収集すること。
- 3 区民は、区、防災関係機関又は防災市民組織が実施する防災訓練、防災に関する研修その他災害対策に関する事業に自発的に参加し、及び協力して、防災行動力（自分たちのまちは自分たちで守るという意識をもって、力を合わせて災害に立ち向かう能力をいう。）の向上に努めるものとする。

（平24条例33・一部改正）

（事業者の責務）

第6条 事業者は、区、防災関係機関又は防災市民組織が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員として災害を防止するため、最大の努力を払うものとする。

- 2 事業者は、事業活動を行うに際し災害の拡大を防止するため、事務所又は事業所に来所する者、従業員及び事務所又は事業所の周辺地域における区民（次項において「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めるものとする。
- 3 事業者は、災害時において、事務所若しくは事業所又は管理する施設の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺住民に対し災害対策に関する活動を実施するとともに、周辺住民との連携及び協力をするよう努めなければならない。

第2章 災害対策に関する組織

第1節 葛飾区防災会議

（設置及び所掌事務）

第7条 法第16条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、葛飾区防災会議（以下この節において「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平24条例33・一部改正）

（組織）

第8条 会議は、会長及び委員55人以内をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の任命及び任期）

第9条 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が任命する。

- (1) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員
- (2) 陸上自衛隊の自衛官
- (3) 都知事の部内の職員
- (4) 警視庁の警察官

- (5) 区長の部内の職員
 - (6) 区教育委員会の教育長
 - (7) 東京消防庁の消防吏員及び消防団の団長
 - (8) 法第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員
 - (9) 区議会議員
 - (10) 医療関係団体の代表者
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 2 前項第8号から第11号までに掲げる者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前項の委員は、再任されることができる。
(平19条例29・平24条例33・一部改正)

(専門委員)

第10条 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、前条第1項各号（第9号を除く。）に掲げる委員の属する機関等の役員、職員、構成員等（以下「委員の属する機関の職員等」という。）及び学識経験を有する者のうちから、区長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(平24条例33・一部改正)

(幹事)

第11条 会議に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員等のうちから、区長が任命する。
- 3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第12条 会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第2節 葛飾区災害対策本部

(設置及び組織)

第13条 法第23条の2第1項の規定に基づき、葛飾区災害対策本部（以下この節において「本部」という。）を置く。

- 2 本部に本部長室及び部を置く。
- 3 部に部長を置く。

(平24条例33・一部改正)

(職務)

第14条 災害対策本部長（以下この節において「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 4 その他の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(現地災害対策本部の設置等)

第15条 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下この節において「現地本部」という。）を置くことができる。

- 2 現地本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理する。

資料編（参考資料）

58 葛飾区災害対策条例

（委任）

第16条 前3条に定めるもののほか、本部及び現地本部に関し必要な事項は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める。

第3章 災害予防対策

（防災都市づくりの推進）

第17条 区長は、地域防災計画に基づき、防災都市づくり（災害を予防し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる施設をいう。）等についての耐震性及び耐火性の確保、道路及び橋梁りょうの整備その他都市構造の改善に関する措置をいう。）を推進するものとする。

（情報連絡体制の整備）

第18条 区長は、災害時に備え、災害に関する情報を迅速かつ的確に収集する方法、災害対策本部、防災関係機関、避難所等との連絡に関する方法、災害に関する正確な情報を区民に提供する方法その他の情報の収集及び連絡の体制を整備するものとする。

（避難体制の整備）

第19条 区長は、災害時において、区民が安全に避難し、又は住居の倒壊等により住居での生活が困難となった区民を救援するため、一時（いつとき）集合場所（避難場所又は避難所に避難する前に一時的に集合する場所をいう。）、避難場所（災害から区民を避難させるためにあらかじめ指定する場所をいう。以下同じ。）、避難所（救助を要する被災者に対し、宿泊、給食、医療その他の支援を行う場所をいう。以下同じ。）等の整備に努めるものとする。

（防災知識の普及等）

第20条 区長は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めるものとする。

（防災教育）

第21条 区は、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努めるとともに、区民、事業者及び防災市民組織が行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めるものとする。

（防災市民組織の活動）

第22条 防災市民組織は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 初期消火活動、救助活動及び救護活動のために必要な資器材（資材及び器材をいう。以下同じ。）を準備すること。
- (2) 定期的に訓練を行い、初期消火活動、救助活動及び救護活動に関する技術を習得し、並びに当該技術の向上に努めること。
- (3) 災害時において、区、防災関係機関及び事業者と協力し、初期消火活動、救助活動、救護活動、避難誘導活動等を行うこと。

（防災市民組織の育成）

第23条 区長は、防災市民組織を育成するため、防災に関する研修の実施その他の必要な支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めるものとする。

2 区長は、防災市民組織の活動を促進するため、防災市民組織における地域防災リーダー（防災市民組織の活動において中心的な役割を担う者をいう。）の育成に努めるものとする。

3 区長は、防災市民組織と区内で活動する団体等とが、災害時において効果的な活動を行うためのネットワーク（相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）づくりの促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（ボランティアへの支援）

第24条 区長は、災害時において、ボランティアが被災者に対する支援活動を円滑に行うことができるよう

に、ボランティアに対し、活動拠点の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 区長は、都と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めるものとする。

（防災訓練の実施）

第25条 区長は、都、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的に実施しなければならない。

2 前項の防災訓練に参加した者が当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときは、区長が別に定めるところにより補償を行うものとする。

（要配慮者に対する施策）

第26条 区長は、災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全の確保に配慮して、災害対策を講ずるよう努めるものとする。

2 区長は、区民、防災市民組織及び事業者の協力を得て、区の地域における要配慮者の支援体制を整備するものとする。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第26条の2 区長は、災害の発生に備え、法第49条の10第1項に規定する避難支援等の実施に必要な限度で、法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者に対し、同条第1項に規定する名簿情報を提供するものとする。この場合において、区の区域を管轄する警察署及び消防署へ提供する場合に限り、当該名簿情報を提供することについて法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者の同意を得ることを要しないものとする。

第4章 災害応急対策

（応急体制の整備）

第27条 区長は、災害時において、避難活動及び救援活動を円滑に行うため、医療救護体制その他の必要な体制を確立し、必要な物資及び資器材を備蓄し、並びに防災に関する施設及び設備の整備に努めるものとする。

（他の地方公共団体等への協力要請の方法）

第28条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ他の地方公共団体、民間団体等に対し災害対策への協力を要請する方法を確立するものとする。

（避難路の確保及び避難誘導の方法）

第29条 区長は、都と連携を図りつつ、協力して災害時において区民が避難場所及び避難所に安全に避難するため必要な避難橋その他の避難路の確保に努めなければならない。

2 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立し、区民に周知しなければならない。

（帰宅困難者の事前準備等）

第30条 事務所若しくは事業所に通勤し、又は学校に通学する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、災害時において、安全に帰宅することができるようにするため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うように努めるものとする。

2 区長は、災害時において、帰宅困難者が安全に帰宅することができるようにするため、あらかじめ他の特別区その他の地方公共団体と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を講ずるよう努めるものとする。

第5章 復興対策

（復興対策）

第31条 区長は、災害により重大な被害が発生したときは、国、都、防災関係機関等と連携し、及び区民と力を合わせ、総力を挙げて復興を図るものとする。

2 区長は、復興を円滑に行うため、あらかじめ復興対策を講ずるものとする

資料編（参考資料）

58 葛飾区災害対策条例

第6章 雑 則

（委任）

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（葛飾区防災会議条例の廃止）
- 2 葛飾区防災会議条例（昭和38年葛飾区条例第15号）は廃止する。
（経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の葛飾区防災会議条例（以下「旧条例」という。）第3条第5項の規定により区長が任命し、又は委嘱した委員で施行日後にその任期が満了するものは、施行日において第9条第1項の規定により区長が任命したものとみなす。
- 4 第9条第2項の規定にかかわらず、前項に規定する委員の任期は、旧条例第3条第5項の規定により任命し、又は委嘱した期間とする。
- 5 旧条例第5条第2項の規定により区長が任命し、又は委嘱した幹事は、施行日において第11条第2項の規定により区長が任命したものとみなす。
（葛飾区災害対策本部条例の廃止）
- 6 葛飾区災害対策本部条例（昭和38年葛飾区条例第16号）は、廃止する。

付 則（平成19年6月28日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第9条第1項の規定により区長が委員に任命している郵便局の職員は、施行日に改正後の第9条第1項の規定により区長が委員に任命したものとみなす。

付 則（平成24年10月18日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月29日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項の規定により提供された名簿情報（同条第1項に規定する名簿情報をいう。以下この項において同じ。）は、改正後の第26条の2の規定により提供された名簿情報とみなす。

59 葛飾区災害対策本部に関する規則

平成15年5月30日

規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、葛飾区災害対策条例（平成15年葛飾区条例第3号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、葛飾区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及びその廃止に関すること。
- (2) 現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の設置及び廃止に関すること。
- (3) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 災害に係る東京都（以下「都」という。）に対する重要な要請及び連絡に関すること。
- (5) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する報告及び同法に基づく救助の着手に関すること。
- (7) 都及び他の特別区との相互応援に関すること。
- (8) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法等に規定する公用負担に関すること。
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の組織)

第3条 本部長室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、葛飾区副区長（以下「副区長」という。）をもって充てる。

(平19規則8・平21規則42・平29規則48・一部改正)

(本部長の職務の代理)

第5条 条例第14条第2項の規定により本部長の職務を代理する副本部長は、地域振興部を担任する副区長をもって充てる副本部長とし、当該副本部長に事故があるときは、地域振興部を担任する副区長以外の副区長をもって充てる副本部長がその職務を代理する。

2 本部長及び副本部長にともに事故があるときは、本部員のうちから本部長があらかじめ指名する者が本部長の職務を代理する。

(平29規則48・追加)

(本部員)

第6条 本部員は、葛飾区教育委員会教育長、参事又は専門参事の職層にある者（主に課長の職務に従事する者を除く。）をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者のうちから本部員を任命することができる。

- (1) 本田消防署長
- (2) 金町消防署長
- (3) 前2号に掲げる者が指名する消防吏員
- (4) 葛飾区（以下「区」という。）の職員

(平28規則38・一部改正、平29規則48・旧第5条繰下・一部改正、平30規則19・一部改正)

資料編（参考資料）

5 9 葛飾区災害対策本部に関する規則

（部）

第7条 部の名称及び分掌事務は、別表のとおりとする。

2 部の編成に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

（平29規則48・旧第6条繰下）

（現地本部の所掌事務）

第8条 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害地の被害及び復旧の状況に関する情報を収集すること。
- (2) 本部及び防災関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条に規定する災害派遣の要請に関し、本部に意見を述べること。
- (4) 本部長の指示に基づく災害地の災害応急対策の推進に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、緊急を要する災害地の災害応急対策の実施に関すること。

（平29規則48・旧第7条繰下）

（本部の職員の職責）

第9条 本部の職員は、葛飾区組織規則(昭和40年葛飾区規則第4号)その他の規程に定める職務権限に基づき本部の事務を処理する。ただし、本部長が特に定めるときは、この限りでない。

（平29規則48・旧第8条繰下）

（委任）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

（平29規則48・旧第9条繰下）

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

（葛飾区災害対策本部条例施行規則の廃止）

2 葛飾区災害対策本部条例施行規則（昭和40年葛飾区規則第21号）は、廃止する。

別表（第6条関係）

（略）

（趣旨）

60 葛飾区災害対策本部運営要綱

第1章 総則

第1 趣旨

この要綱は、葛飾区災害対策条例（平成15年葛飾区条例第3号）及び葛飾区災害対策本部に関する規則（平成15年葛飾区規則第54号。以下「規則」という。）に基づき、葛飾区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項について定めるものとする。

第2章 本部の設置及び廃止

第1 本部の設置

- 1 区長は、区内に災害が発生し又はそのおそれがある場合において、第3章の非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、本部を設置する。
- 2 部長の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理・防災担当部長に本部の設置を要請することができる。
- 3 危機管理・防災担当部長は、2の要請があった場合、又は本部を設置する必要があると認めた場合は、規則第5条の本部員の職に充てられている者を召集して協議のうえ、本部の設置を区長に申請しなければならない。
- 4 危機管理・防災担当部長は、非常事態の場合にあつて、3により協議することができないときは、直ちに本部の設置を区長に申請しなければならない。
- 5 区長と連絡がとれないときは、次の順位で本部の設置を専決する。
 - (1) 副区長
 - (2) 危機管理・防災担当部長
 - (3) 総務部長
 - (4) 政策経営部長
 - (5) 地域振興部長
 - (6) 都市整備部長

第2 本部の設置の通知等

- 1 危機管理・防災担当部長は、本部が設置されたときは直ちに、次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部の設置を通知しなければならない。
 - (1) 部長
 - (2) 都知事
 - (3) 防災関係機関の長
 - (4) 防災会議委員
- 2 広報課長は、本部設置の通知があつたときは直ちに、報道機関に発表しなければならない。
- 3 部長は、1の通知を受けたときは、所属職員に周知徹底させなければならない。

第3 本部標示の提出

本部が設置された場合は、庁議室及び1階正面入口に「葛飾区災害対策本部」の看板を掲示する。

第4 本部の廃止

- 1 部長は、区内に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。
- 2 本部の廃止の通知等は、第2に準じて処理する。

第3章 本部の非常配備態勢

第1 非常配備態勢の種別

資料編（参考資料）

60 葛飾区災害対策本部運営要綱

1 第1非常配備態勢

(1) 時期

第1非常配備態勢は、事態が切迫し区内の数地域で災害の発生が予想される場合、区内の数地域で災害が発生した場合その他本部長が必要があると認めたときにその指令を発する。

(2) 態勢

第1非常配備態勢は、災害対策本部要員の一部を動員して区内数地域の災害に直ちに対処する態勢とする。

2 第2非常配備態勢

(1) 時期

第2非常配備態勢は、災害が拡大し第1非常配備態勢では対処できない場合その他本部長が必要があると認めたときにその指令を発する。

(2) 態勢

第2非常配備態勢は、災害対策本部要員の全員を動員して災害に対処する態勢とする。

3 大地震の非常配備態勢

本部長は大地震による災害が発生したときは、直ちに第2非常配備態勢の指令を発し、災害に対処するものとする。

第2 非常配備態勢の特例

1 本部長は、全ての部課班により災害に対処する必要がないと認めたときは、特定の部課班に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部課班に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

2 休日、夜間等の勤務時間外に、震度5弱の地震が発生した場合の非常配備態勢は、別に定める。

3 休日、夜間等の勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日において発生し、又は発生するおそれのある災害に即応するための災害警戒態勢は、別に定める。

第3 非常配備態勢に基づく措置

1 部長は、あらかじめ部の課班が非常配備態勢の種別に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

2 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、1の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

第4章 職員の配置及び服務

第1 職員の配置

1 部長は、あらかじめ、部の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において本部の事務に配置すべき職員を指定し、必要な名簿を備えておかなければならない。

2 部長は、あらかじめ、第1号様式により、非常配備態勢別の職員の動員表を作成し、区長に報告するとともに、所属職員に対し、周知徹底させておかなければならない。

3 部長は、あらかじめ、職員の非常参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

4 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置をとらなければならない。

(1) 動員表に基づき、職員を所定の部課班に配置すること。

(2) 動員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。

(3) その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること。

第2 職員の服務

1 本部の職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。
 - (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
 - (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - (4) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡を取ること。
 - (5) 非常配備態勢が発令されたときは、動員表に従って万難を排して参集すること。
なお、休日、夜間等勤務時間外に震度5強以上の地震が発生したときは、指令、連絡の有無にかかわらず、自発的に参集すること。
 - (6) 参集した職員は、遅滞なく上司に届け出ること。
- 2 本部の職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来すことのないように厳に注意しなければならない。

第5章 本部連絡員

第1 本部連絡員の職務等

- 1 本部長室と部の連絡及び部相互間の連絡調整を推進するため、部ごとに本部連絡員を置く。
- 2 部長は、あらかじめ部所属の職員のうちから、複数の本部連絡員を指名し、第2号様式により区長に報告しなければならない。
- 3 本部連絡員は、本部が設置されている間交替で勤務し、部長の指示がなければ退庁することができない。
- 4 本部連絡員は勤務を交替したときは直ちに、部長に報告しなければならない。

第2 本部連絡員の召集

危機管理・防災担当部長は、本部長室が開設されたとき又は部相互間の連絡調整を図るため必要があると認めるときは、本部長室又は指定した場所に本部連絡員を召集することができる。

第6章 本部長室の開設

第1 本部長室の開設準備

危機管理・防災担当部長は、本部が設置されたときは直ちに本部長室の用に供するための庁議室及び7階会議室の使用を停止又は禁止し、本部長室等の開設に必要な通信その他の施設の整備をしなければならない。

第2 本部長室の開設

- 1 本部長は、原則として第1非常配備態勢を発令したときは、規則第3条の本部長室の構成員を召集するものとする。
- 2 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、規則第5条第2項の本部員を指名するものとする。
- 3 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室に本部長室の構成員以外の者の出席を求めることができる。

第7章 本部長室の議事

第1 付議事項

本部長室に付議する事項は、規則第2条に定める審議策定事項及び葛飾区地域防災計画に定める報告事項とする。

第2 付議手続

- 1 部長は、その所管に係る事務について本部長室に付議すべき事項が生じたときは、審議策定事項にあつては事前に、報告事項のうち速報にあつては直ちに、中間報告にあつては前日分を翌日の午前11時までに付議しなければならない。
- 2 前項の付議事項は、当該部の本部連絡員が防災課長と協議して本部長室に提案しなければならない。
- 3 部長は、付議事項について特に必要があると認めるときは、適当と認める説明者を出席させることを求

資料編（参考資料）

60 葛飾区災害対策本部運営要綱

めることができる。

- 4 部長は、本部長室に付議する事項については、必要な資料を提出しなければならない。
- 5 本部長室に対する措置の要請及び被害状況等の報告要領は、葛飾区地域防災計画の定めるところによる。

第3 議事の伝達

- 1 防災課長は、本部長の指示事項及び本部長室の付議事項のうち必要と認めた事項について、危機管理・防災担当部長の確認を得たうえで、本部連絡員に伝達しなければならない。
- 2 本部連絡員は、1により伝達された事項を部に伝達しなければならない。
- 3 危機管理・防災担当部長は、伝達事項のうち必要と認めたものを庁内放送させなければならない。
- 4 広報課長は、2により発表された事項のうち必要と認めたものを報道機関に発表しなければならない。

第4 付議手続の特例

本部長室の開設前の付議事項は、防災課を経由して処理しなければならない。

第8章 本部の財務等

第1 費用の内部負担区分

部の分掌事務の遂行に要した消耗品等の事務費用は、当該部が負担するものとする。

なお、総務部が調達した物品、資器材及び食糧等に関する費用は、当該調達、供給に要した事務費を除き、総務部が負担するものとする。

第2 予算手続

- 1 部長は、第1により部が負担する費用について、予算額に不足が生じようとするとき又は予算措置が講ぜられていないときは、直ちに政策経営部長の指示を受けなければならない。
- 2 政策経営部長は、本部が設置されたとき又は1により指示を求められたときは、すみやかに予算措置に関する基本方針を本部長室に付議して、関係部長に必要な指示をしなければならない。
- 3 財政課は、部の分掌事務が迅速・円滑に遂行できるよう部の予算事務について指導し、及び協力しなければならない。

第3 調達手続

- 1 物資等の調達は、契約課が契約事務を処理するものとする。
- 2 契約課は、部の分掌事務が迅速・円滑に遂行できるよう調達事務について指導し、及び協力しなければならない。

第9章 災害対策の実施

防災関係機関が実施する災害対策は、この要綱に定めるもののほか葛飾区地域防災計画の定めるところによる。

第10章 被服及び標識

本部の被服及び標識については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年8月3日から施行するし、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

資料編（参考資料）

60 葛飾区災害対策本部運営要綱

別記第1号様式

非常配備態勢動員表

部

通常の行政組織における職名	本部組織における職名	氏名	電話	住所

- (注) 1. 自宅に電話がない場合は、必ず呼び出し電話を記入のこと。
2. 各人ごとに自宅付近の案内図を添付すること。

第2号様式

本部連絡員の報告

部（ 課）

態勢別 班 別	第1非常 配備態勢	第2非常 配備態勢			
小 計		()			
合 計		()			

- (注) 1. 班別に本部組織に対応する通常の行政組織に所属する職員の氏名を記入すること。
 2. 班の末尾に小計、()内は累計を記入すること。
 3. この職員表は職員異動の都度地域振興部防災課に提出すること。

資料編（参考資料）

6 1 葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会設置要綱

6 1 葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「葛飾区地域防災計画」の見直しを実施するため、葛飾区災害対策条例（平成15年葛飾区条例第3号）第11条の規定に基づき、葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会（以下「幹事会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

2 幹事長は、葛飾区危機管理・防災担当部長の職にある者をもって充てる。

3 副幹事長は、葛飾区地域振興部危機管理課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、防災会議委員の属する機関の職員及び学識経験を有する者のうち別表に掲げる者をもって充てる。

（職務）

第3条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総括する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

（所掌事項）

第4条 幹事会は、葛飾区地域防災計画の見直しに関する防災会議の審議事項について、事前の検討及び調整を行う。

（会議）

第5条 幹事会は、幹事長が招集する。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求めることができる。

（防災会議への報告）

第6条 幹事会の検討結果は、防災会議に報告するものとする。

（設置期間）

第7条 幹事会の設置期間は、葛飾区地域防災計画の見直しが終了する時までとする。

（庶務）

第8条 幹事会の庶務は、地域振興部危機管理課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成7年3月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年2月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

付 則

6 1 葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会設置要綱

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年12月14日から施行する。

別表（第2条関係）

役職	機関名	職名
幹事長	葛飾区危機管理・防災担当部長	
副幹事長	葛飾区地域振興部危機管理課長	
幹事	国土交通省江戸川河川事務所	地域防災調整官
〃	国土交通省荒川下流河川事務所	地域防災調整官
〃	国土交通省東京国道事務所	防災情報課長
〃	国土交通省首都国道事務所	管理課長
〃	日本郵便株式会社 葛飾郵便局	総務部長
〃	陸上自衛隊第一普通科連隊 第3中隊	小隊長
〃	建設局第五建設事務所	副所長兼庶務課長
〃	建設局江東治水事務所	副所長兼庶務課長
〃	水道局金町浄水管理事務所	事務所長兼庶務課長事務取扱
〃	水道局東部第二支所	配水課長
〃	水道局葛飾営業所	営業所長
〃	下水道局東部第二下水道事務所	庶務課長
〃	葛飾警察署	警備課長
〃	亀有警察署	警備課長
〃	本田消防署	災害対策調整担当課長
〃	金町消防署	警防課長
〃	本田消防団	副団長
〃	金町消防団	副団長
〃	J R 東日本（株）新小岩駅	駅長
〃	J R 東日本（株）金町駅	駅長
〃	株式会社N T T 東日本-南関東 東京事業部 東京東支店	設備部長
〃	東京電力パワーグリッド（株）上野支社 企画 統括グループ	地域担当次長
〃	東京ガスネットワーク（株）東京東支店	広報担当課長
〃	京成電鉄（株）京成高砂駅	駅長
〃	北総鉄道（株）	新柴又駅務区長
〃	首都高速道路（株）東東京管理局	保全管理課危機管理担当課長
〃	京成タウンバス（株）	営業部営業課課長補佐
〃	葛飾区医師会	危機管理部理事
〃	葛飾区医師会	危機管理部副会長
〃	葛飾区歯科医師会	副会長

資料編（参考資料）

6 1 葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会設置要綱

役職	機関名	職名
〃	葛飾区薬剤師会	理事
〃	葛飾区自治町会連合会	自治町会長
〃	葛飾区自治町会連合会	自治町会長
〃	女性団体代表（かつしか女性会議）	かつしか女性会議選出
〃	高齢者福祉施設代表（仁生会）	総務課長
〃	葛飾区社会福祉協議会	ボランティア・地域貢献活動センター課長
〃	葛飾区民生委員児童委員協議会	会長
〃	葛飾区総務部総務課	課長
〃	葛飾区地域振興部地域振興課	課長
〃	葛飾区地域振興部地域防災課	課長
〃	葛飾区地域振興部生活安全課	課長
〃	葛飾区環境部環境課	課長
〃	葛飾区福祉部福祉管理課	課長
〃	葛飾区健康部地域保健課	課長
〃	葛飾区都市整備部調整課	課長

6 2 葛飾区災害対策本部の業務に従事した職員に対する給食要綱

6 2 葛飾区災害対策本部の業務に従事した職員に対する給食要綱

（職員の範囲）

第1 この要綱で給食の対象となる本部の職員（以下「職員」という。）とは次に定める者をいう。

- (1) 本部長室、部に属する職員
 - (2) (1)に定める者のほか、総務部長において前項の職員に準じて給食することを相当と認める者
- （給食の準備）

第2 職員に対する給食の基準は次のとおりとする。

朝食	}	一食につき総務部長が定める金額の範囲内
昼食		
夕食		

（契約及び給食の方法）

第3 契約の方法、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、次の区分により各業者と単価契約で処理する。

- (1) 職員のうち、葛飾区組織規則（昭和40年3月葛飾区規則第4号）に定める区役所に勤務する職員については、総務部において区役所庁舎内食堂及び総務部長の指定する業者と契約し、業者をして職員に食事を提供させる。
- (2) 職員のうち前項の規則に定める出先機関の所在地に勤務する職員については、総務部において当該機関の所在付近の業者と契約し、業者をして職員に食事を提供させる。
- (3) 総務部長が、職員に対して別紙第1号様式による食券を発行し、その食券により業者から食券相当額の食事を提供させるものとする。
- (4) 状況により前(1)及び(2)により給食することができないときは、総務部長は職員に対し備蓄食糧、その他を給食するものとする。

（報告）

第4 各部長は当該部所属の職員については、別紙第2号様式により総務部長に給食要員を報告し、食券又は食品の交付を受けること。

- (2) 前項の報告書は、災害の都度提出するものとする。

（経費）

第5 本要綱に基づく給食の所要経費は、総務部で処理する。

（食券の受払）

第6 各部長は、別紙第3号様式の食券受払簿によって食券の受払を明確にしなければならない。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

資料編（参考資料）

6 2 葛飾区災害対策本部の業務に従事した職員に対する給食要綱

第1号様式

				No. _____
食	券	¥		
(災害対策職員用)				
使	用	区	分	_____
使	用	月	日	令和 年 月 日
		総務部長	氏 名	Ⓜ

- 備考(1) 使用区分は朝、昼、夕を明記すること。
(2) 使用月日は発行月日とする。

6 2 葛飾区災害対策本部の業務に従事した職員に対する給食要綱

第2号様式

年 月 日

災害対策本部

総務部長

殿

部 長 名

給食要員を下記のとおり報告します。

記

区分 部課班名	人 員				摘 要
	朝食	昼食	夕食	計	
合 計					

第3号様式

食 券 受 払 簿

月日	受入	支出	残高	受領者氏名印

資料編（参考資料）

63 葛飾区立学校教職員の災害対応事務従事に関する要綱

63 葛飾区立学校教職員の災害対応事務従事に関する要綱

令和2年6月23日
2 葛教第282号
教育長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第50条第2項の規定に基づく災害応急対策の実施に当たり、葛飾区立学校の学校教職員の災害対応事務従事に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 学校 葛飾区立小学校及び葛飾区立中学校をいう。
- (3) 学校教職員 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。
- (4) 学校避難所 法第42条及び第110条の規定により定める葛飾区地域防災計画に基づき、学校に設置される避難所をいう。

（学校避難所の管理運営）

第3条 教育委員会は、法第23条の2第6項により災害対策本部長の教育委員会に対する学校避難所の開設指示があったときは、施設管理者として学校長を参集させることができる。

2 学校長は、学校避難所としての施設の管理及び運営のため学校教職員（学校長を除く。以下この条において同じ。）を参集させることができる。

3 学校教職員は、学校長の指揮監督の下、児童・生徒の安全確保に支障のない範囲において学校避難所運営業務（以下単に「業務」という。）に協力するものとする。

（地震発生時の参集）

第4条 学校教職員は、所属する学校において勤務していない場合で、区の属する地域内で震度5強以上の地震を観測したときは、家族及び自宅の安全を確認の上、所属する学校に自発的に参集するものとする。

2 学校長は、毎年度当初に、学校教職員の非常配備態勢及び参集方法について定めるものとする。

（身分）

第5条 学校教職員が業務に従事する場合は、正規の勤務時間以外の時間にあっても、学校教職員としての身分の変更は生じないものとする。

（勤務時間等）

第6条 学校教職員が、正規の勤務時間内に業務に従事した場合は、正規の勤務時間内に勤務したものとみなす。

2 学校教職員が、業務の円滑な従事のために平常時（週休日等を含む。）に防災訓練又は防災関係団体の協議会、連絡会等に校務として参加する場合は、正規の勤務の一環として取り扱うことができる。

（手当）

第7条 業務に従事した学校教職員に対する手当については、東京都の定める関係規定による。

63 葛飾区立学校教職員の災害対応事務従事に関する要綱

（公務災害補償）

第8条 学校教職員が、業務に従事した場合又は第6条第2項により正規の勤務の一環として参加した場合の公務上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。）に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

（教育活動の再開準備）

第9条 学校教職員は、町会、自治会等への業務の引継ぎが可能となったときは、教育活動の再開の準備に努めるものとする。

付則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

（大震災時における学校教職員の避難所業務従事等取扱要綱の廃止）

2 大震災時における学校教職員の避難所業務従事等取扱要綱（平成10年9月11日付け10葛教庶第136号）は廃止する。

付則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

資料編（参考資料）

64 葛飾区災害医療運営連絡会設置要綱

64 葛飾区災害医療運営連絡会設置要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、災害時の医療救護活動の円滑な運営態勢の確立を図るため「災害時の医療救護活動についての協定書」（昭和52年2月1日協定）第13条の規定に基づき、葛飾区災害医療運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）の設置及び運営に関する基本的事項について定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 運営連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における医療救護活動の運営に関すること。
- (2) 災害時における関係各機関との情報連絡及び調整方法に関すること。
- (3) 傷病者等の搬送に関すること。
- (4) 合同訓練に関すること。
- (5) 医薬品等の備蓄に関すること。
- (6) その他運営連絡会が必要と認めること。

（構 成）

第3条 運営連絡会は、区長が委嘱し、又は任命する別表に掲げる委員をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条の規定により、委嘱され、又は任命されたもので、当該職又は地位により任命されたものが当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失うものとする。

（会 長）

第5条 運営連絡会に会長を置き、会長は副区長をもって充てる。

2 会長は、運営連絡会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

（会 議）

第6条 会長は、必要に応じて運営連絡会を招集し、会議を主宰する。

（代 理）

第7条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

2 会長及び委員は、職務代行者を代理として出席させることができる。

（事務局）

第8条 運営連絡会の事務局は、健康部地域保健課に置く。

（補 則）

第9条 本要綱に定めるもののほか、運営連絡会の運営に関し必要な事項は、運営連絡会で定める。

（付 則）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、平成11年8月5日から施行する。

（付 則）

6.4 葛飾区災害医療運営連絡会設置要綱

この要綱は、平成17年9月2日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和4年9月8日から施行する。

別表（第3条関係）

災害医療コーディネーター（保健所長を除く）	2名以内
災害歯科医療コーディネーター	1名
災害薬事コーディネーター	1名
災害病院薬事コーディネーター	1名
災害柔整リーダー	1名
葛飾区医師会の会員	7名以内
葛飾区歯科医師会の会員	2名以内
葛飾区薬剤師会の会員	2名以内
東京都柔道整復師会葛飾支部の会員	1名
区内警察署の職員	2名以内
区内消防署の職員	2名以内
葛飾区健康部長	1名
葛飾区健康部次長	1名
葛飾区危機管理・防災担当部長	1名
葛飾区地域振興部危機管理課長	1名

資料編（参考資料）

65 葛飾区防災市民組織の育成に関する要綱

65 葛飾区防災市民組織の育成に関する要綱

平成10年5月15日
10葛飾防第46号区長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、葛飾区災害対策条例（平成15年葛飾区条例第3号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定による防災市民組織の育成に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「防災市民組織」とは、条例第2条第4号に定める区民が自分たちのまちは自分たちで守るという地域の連帯意識に基づき、自治町会を母体に自主的に結成した防災のための組織をいう。

（組織結成の届出）

第3条 防災市民組織を結成した場合には、あらかじめ防災市民組織結成届（第1号様式）に防災市民組織編成表（第2号様式）又は区長が必要と認める書類を添えて、区長に届け出るものとする。

2 前項の届出をした組織で、組織の変更又は代表者に異動があった防災市民組織は、防災市民組織変更届（第5号様式）に防災市民組織編成表又は区長が必要と認める書類を添えて、届け出るものとする。

（組織の活動事項）

第4条 防災市民組織は、条例第22条各号に掲げるもののほか、次に掲げる災害による被害を軽減し、及び防止するための平常時の予防活動並びに災害時の応急活動を行うものとする。

(1) 平常時

- ア 防災意識の普及及び高揚
- イ 出荷防止の徹底
- ウ 初期消火、応急救出・救護、炊き出し、情報伝達の各種防災訓練の実施
- エ 防災資器材の備蓄及び保守管理

(2) 発災時

- ア 災害防止広報の実施
- イ 災害情報の収集及び伝達
- ウ 町内の秩序維持
- エ 避難指示の伝達
- オ 避難場所における秩序維持の協力及び各種連絡広報
- カ 出火防止及び出火警戒
- キ 初期消火活動
- ク 延焼拡大防止活動
- ケ 災害時要支援者を含む避難及び誘導
- コ 救援物資の配分及び炊き出し活動
- サ 救出・救護及び負傷者の応急手当
- シ その他災害応急対策業務

（育成指導の基本方針）

第5条 防災市民組織の育成及び指導に当たっては、住民の防災知識の普及及び防災意識の高揚を図り、もって組織の円滑な活動に資することを基本方針とする。

（育成指導機関）

第6条 防災市民組織の育成及び指導は、葛飾区が主体となり、警察署及び消防署の協力を得て行う。

（資器材の助成）

第7条 区長は、防災市民組織の活動の充実を図るため、予算の範囲内において、防災資器材（以下「資器

65 葛飾区防災市民組織の育成に関する要綱

材」という。)の助成を行う。

2 前項の規定による助成は、各防災市民組織を結成している自治町会（以下単に「自治町会」という。）で構成する19の地区の自治町会連合会（以下単に「自治町会連合会」という。）に対して行う。

（助成の基準）

第8条 資器材の助成は、1の地区の自治町会連合会当たり、10万円に次に掲げる額を加えた額を限度として行う。

(1) 当該地区に属する自治町会の数に4,000円を乗じて得た額

(2) 当該地区に属する世帯の数に12円を乗じて得た額

2 前項の規定により計算した助成の限度額に1万円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

（資器材の選定）

第9条 助成する資器材は、組織の育成・充実に図るため必要と認める物品の中から、区長が別に選定した物とする。

（助成の申請）

第10条 第7条の規定による助成を受けようとする自治町会連合会は、防災資器材助成申請書（第3号様式）により、区長に申請するものとする。

（受領書の提出）

第11条 自治町会連合会は、資器材の助成を受けたときは、速やかに防災資器材受領書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

（資器材の運用）

第12条 防災市民組織は、第4条第1号に掲げる組織の活動を積極的に行い、助成を受けた資器材の効果的な運用を図るように努めなければならない。

（資器材の管理）

第13条 防災市民組織は、資器材の管理状況を明らかにし、その良好な管理に努めなければならない。

（資器材の返還命令）

第14条 区長は、防災市民組織が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、区が助成した資器材の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、区長が正当な理由があると認めたときは、この限りではない。

(1) 資器材を他に譲渡し、又は故意に棄損したとき。

(2) 法令に違反し、又は信義を損なう行為があったとき。

(3) 防災市民組織の自主的な活動及び運営ができなくなったとき。

付 則

この要綱は、平成10年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

資料編（参考資料）

65 葛飾区防災市民組織の育成に関する要綱

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

葛飾区長あて

_____ 防災市民組織

代表者 住 所 葛飾区 _____ 丁目 番 号

氏 名 _____

防 災 市 民 組 織 結 成 届

このことについて、下記により防災市民組織を結成したので届出します。

記

1	組織の名称	
2	組織の母体となる自治町会名	
3	組織の規模	
4	組織結成年月	
5	組織編成表	別紙「防災市民組織編成表」のとおり

第2号様式（第3条関係）

防災市民組織編成表

組織名

防災市民組織

会 長
住所 氏名 TEL ()

副 会 長	副 会 長
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()
副 会 長	副 会 長
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()

情 報 連 絡 部 部 長	情 報 連 絡 部 副 部 長
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()
防 災 (火) 部 部 長	防 災 (火) 部 副 部 長
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()
救 護 部 部 長	救 護 部 副 部 長
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()
避 難 誘 導 部 部 長	避 難 誘 導 部 副 部 長
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()

資料編（参考資料）

65 葛飾区防災市民組織の育成に関する要綱

第5号様式（第3条関係）

年 月 日

葛飾区長あて

_____ 防災市民組織

代表者 住 所 葛飾区 _____ 丁目 番 号

氏 名 _____

防 災 市 民 組 織 変 更 届

このことについて、下記により防災市民組織を変更したので届出します。

記

1	組織の名称	
2	組織の母体となる自治町会名	
3	組織の規模	
4	組織変更年月	
5	組織編成表	別紙「防災市民組織編成表」のとおり

66 防災市民組織及び市民消火隊に対する防災資器材格納庫の貸与に関する要綱

66 防災市民組織及び市民消火隊に対する防災資器材格納庫の貸与に関する要綱

昭和59年4月18日

59葛総防発第4号

区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、防災市民組織及び市民消火隊（以下「防災市民組織等」という。）に対し、区が防災資器材格納庫（以下「格納庫」という。）を貸与するために必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 防災市民組織等は、区から格納庫の貸与を受けようとするときは、防災資器材格納庫貸与申請書（第1号様式）により区長に申請するものとする。

(貸与決定等)

第3条 区長は、前条の申請があった場合において、防災市民組織等に格納庫を貸与する必要があると認めたとときは、予算の範囲内で、格納庫を無償で貸与することができる。

2 区長は、前項の決定をしたときは、当該申請をした防災市民組織等に対し、防災資器材格納庫貸与決定通知書（第2号様式）を交付する。

3 区長は、防災市民組織等に格納庫を貸与したときは、防災資器材格納庫借用書（第3号様式）を徴するものとする。

(貸与格納庫)

第4条 区長が防災市民組織等に貸与する格納庫は、全鋼製組立式の物置で、その大きさは約5平方メートル程度のものとし、1防災市民組織等に1棟とする。ただし、区長は防災市民組織等の規模、地域的広がり、資器材の量等を考慮し、必要があると認めたと防災市民組織等には、格納庫の形状・面積を変更し、又は貸与数を加算することができる。

(格納庫の設置場所)

第5条 区長が防災市民組織等に貸与する格納庫の設置場所は、当該貸与決定を受けた防災市民組織等で確保するものとする。ただし、区長は、防災市民組織等で格納庫の設置場所を確保することが著しく困難な場合において、区有地又は区の管理する土地（以下「区有地等」という。）に格納庫を設置しても行政運営上又は財産管理上支障がないと認められるときは、当該区有地等に設置することができる。

(格納庫の譲渡等禁止)

第6条 防災市民組織等は、貸与された格納庫を譲渡し、又は転貸しないものとする。

(格納庫の使用目的)

第7条 防災市民組織等は、貸与された格納庫を防災資器材の保管に使用し、他の目的に使用しないものとする。

(格納庫の維持・管理)

第8条 格納庫の維持・管理は、貸与を受けた防災市民組織等が行うものとする。

2 防災市民組織等は、前項の格納庫の維持・管理に起因して発生した事故については、その責をおうものとする。

(費用負担)

第9条 格納庫の維持・管理に伴う通常が必要経費は、防災市民組織等の負担とする。ただし、区長が特に必要と認めたとときは、この限りではない。

(検査及び指導・助言)

第10条 区長は、必要に応じて随時に防災市民組織等に貸与した格納庫の維持・管理の状況を検査し、適切な指導及び助言を行うものとする。

資料編（参考資料）

6 6 防災市民組織及び市民消防隊に対する防災資器材格納庫の貸与に関する要綱

（格納庫の返還）

第11条 防災市民組織等は、格納庫を必要としなくなったとき、又は使用に耐えなくなったときは、区長に返還するものとする。

2 区長は、防災市民組織等がこの要綱に反して格納庫を使用したときは返還を求めることができる。

3 区長は、区有地等に設置した格納庫について、当該区有地等の管理上格納庫の撤去を必要とする場合は、返還を求めることができる。

（格納庫の貸与期間）

第12条 格納庫の貸与期間は、貸与を決定した日から1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに双方なんらの申出がないときは、さらに1年延長されたものとみなし、以後この例による。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に危機管理・防災担当部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

（様式は掲載省略）

67 防災市民組織に対する軽可搬消防ポンプの貸与に関する要綱

67 防災市民組織に対する軽可搬消防ポンプの貸与に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、防災市民組織（以下「組織」という。）に対し区が軽可搬消防ポンプ（以下「消防ポンプ」という。）を貸与するために必要な事項を定めることを目的とする。

（申請手続）

第2条 組織が区から消防ポンプの貸与を受けようとするときは、軽可搬消防ポンプ貸与申請書（第1号様式）により、会長が区長に申請するものとする。

（貸与決定等）

第3条 区長は、前条の申請があった場合において、組織に消防ポンプを貸与する必要があると認めたときは、予算の範囲内で消防ポンプを無償で貸与することができる。

2 区長は、前項の決定をしたときは、当該申請をした組織に対し、軽可搬消防ポンプ貸与決定通知書（第2号様式）を交付する。

3 区長は、組織に消防ポンプを貸与したときは、軽可搬消防ポンプ借用書（第3号様式）を徴するものとする。

（貸与消防ポンプの規格等）

第4条 組織に貸与する消防ポンプは、C-1級D-1級消防ポンプで、自治省国家検定合格品又はこれと同等の品とし、世帯数1,500未満の組織については1台、世帯数1,500以上の組織については2台とする。

（消防ポンプの収納場所）

第5条 組織は、貸与された消防ポンプを災害時に容易に搬出でき、かつ第三者に迷惑を及ぼさない場所に収納しなければならない。

（消防ポンプの譲渡等の禁止）

第6条 組織は、貸与された消防ポンプを譲渡し、または転貸してはならない。

（目的以外使用の禁止）

第7条 組織は、貸与された消防ポンプを消火活動及び防災訓練等以外の目的で使用してはならない。

（消防ポンプの維持管理）

第8条 組織は、貸与された消防ポンプ、付属品等の維持管理に万全を期するものとする。

2 前項の消防ポンプ等の維持管理に起因して発生した事故については、組織がその責任を負うものとする。

（費用負担）

第9条 消防ポンプの維持管理に伴う必要経費は、組織の負担とする。ただし、訓練中又は不慮の事故等で消防ポンプが故障した場合の修理は、区の負担で行うものとする。

（調査並びに指導及び助言）

第10条 区長は、貸与した消防ポンプの維持管理の状況を随時に調査し、適切な指導及び助言を行うことができる。

（消防ポンプの返還）

第11条 組織は、消防ポンプを必要としなくなったとき、又は使用に耐えられなくなったときは、速やかに区長に返還しなければならない。

2 区長は、組織がこの要綱に反して消防ポンプを使用した場合は組織に対し、当該消防ポンプの返還を求めることができる。

（消防ポンプの貸与期間）

第12条 消防ポンプの貸与期間は、貸与を決定した日から1年とする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに双方なんらの申出がないときは、さらに1年貸与期間を更新したものとみなし、以後この例による。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に危機管理・防災担当部

資料編（参考資料）

67 防災市民組織に対する軽可搬消防ポンプの貸与に関する要綱

長が定める。

付 則

この要綱は、昭和61年1月1日から施行する。

（昭和60年12月23日 60葛総防発第209号 区長決裁）

付 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

（昭和61年10月1日 61葛地地発第140号 区長決裁一部訂正）

（様式は掲載省略）

68 葛飾区被災市街地復興対策に関する条例

平成22年3月29日

条例第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、葛飾区(以下「区」という。)が大規模な地震により被害を受けた場合において、区民(区内の土地又は建物に関し権利を有する者を含む。以下同じ。)、事業者及び区が協働して、被災した市街地の整備に係る対策を総合的かつ計画的に推進することにより、被災した市街地の円滑な復興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、建築基準法(昭和25年法律第201号)の例による。

- (1) 建築物等建築物及び建築物以外の工作物で葛飾区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。
- (2) 震災復興事業大規模な地震により被害を受けた市街地(以下「被災市街地」という。)の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。

(復興の理念)

第3条 区民、事業者及び区は、被災市街地の復興に当たっては、協働して災害に強いまちづくりを進めるよう努めなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図り、被災後速やかに、被災市街地の復興に関する理念、目標その他の基本的な方針(第11条第1項において「葛飾区都市復興基本方針」という。)を策定し、これを公表するとともに、区民及び事業者と協働して震災復興事業その他必要な事業を推進するものとする。

(区民及び事業者の責務)

第5条 区民及び事業者は、被災市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力するものとする。

第2章 葛飾区震災復興本部

(設置)

第6条 葛飾区長(以下「区長」という。)は、震災復興事業を推進するために必要があると認めるときは、葛飾区震災復興本部(以下この章において「復興本部」という。)を置くことができる。

(組織)

第7条 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、復興本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長及び本部員は、職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、復興本部の事務に従事する。

(部の設置及び組織)

第8条 復興本部に部を置く。

- 2 部に部長を置く。
- 3 部長は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

第3章 被災市街地の復興

(復興対象地区の指定)

第9条 区長は、次の各号に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

資料編（参考資料）

68 葛飾区被災市街地復興対策に関する条例

(1) 重点復興地区震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、震災復興のための建築物等の更新(災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うことをいう。第3号において同じ。)及び都市基盤施設の整備(次号において「都市基盤施設の整備等」という。)を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区

(2) 復興促進地区震災により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、かつ、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区

(3) 復興誘導地区震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

2 前項の規定による復興対象地区の指定の基準は、規則で定める。

3 区長は、第1項の規定により復興対象地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(復興対象地区の指定の変更)

第10条 区長は、震災復興事業の進捗状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第1項の規定による復興対象地区の指定を変更することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(葛飾区都市復興基本計画の策定)

第11条 区長は、被災後速やかに、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、葛飾区都市復興基本方針に基づき、土地利用の方針、都市施設の整備方針、被災市街地の整備方針その他の震災復興事業を推進するための計画(以下この章において「葛飾区都市復興基本計画」という。)を策定し、これを公表するものとする。

2 区長は、葛飾区都市復興基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(震災復興事業の推進)

第12条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、葛飾区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。)等の整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 区長は、復興誘導地区において、葛飾区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、震災復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第13条 区は、重点復興地区及び復興促進地区内において、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。ただし、被災市街地の復興のために必要と認められるときは、重点復興地区又は復興促進地区以外においても被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第14条 復興対象地区(復興対象地区内に被災市街地復興推進地域を定めたときは、当該被災市街地復興推進地域を除く。)において、建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出るものとする。

(情報の提供)

第15条 区長は、前条の規定による届出があったときは、災害に強いまちづくりを促進するため、当該届出を行った建築主に対して建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供を行うものとする。

68 葛飾区被災市街地復興対策に関する条例

第4章地域協働復興に関する活動の促進

第16条 区長は、地域協働復興(被災後において、区民が相互に協力し、事業者、ボランティア、関係する地方公共団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。)に関する活動を促進するとともに、当該活動を行う団体を支援し、当該活動の充実を図るよう努めなければならない。

第5章雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

資料編（参考資料）

69 主要官公署等一覧表

69 主要官公署等一覧表

区分	名 称	所 在 地	電話番号
区 役 所	葛飾区役所	葛飾区立石 5-13-1	3695-1111
	葛飾区 立 石 地区センター	〃 立石立石 3-12-1 (勤労福祉会館併設)	3694-7710
	〃 東立石 〃	〃 東立石 2-15-7	3692-9393
	〃 東四つ木 〃	〃 東四つ木 1-20-4	3692-9351
	〃 四つ木 〃	〃 宝町 1-1-22	3693-3811
	〃 堀切 〃	〃 堀切 3-8-5	3693-5637
	〃 南綾瀬 〃	〃 堀切 7-8-22	3604-7126
	〃 お花茶屋 〃	〃 お花茶屋 2-1-12	3603-7031
	〃 亀有 〃	〃 亀有 3-26-1	3601-6791
	〃 青戸 〃	〃 青戸 5-20-6	3601-7441
	〃 新小岩北 〃	〃 東新小岩 6-21-1	3694-2711
	〃 新小岩 〃	〃 新小岩 2-17-1	3653-7141
	〃 奥戸 〃	〃 奥戸 3-9-17	3692-9391
	〃 高砂 〃	〃 高砂 3-1-39	3659-3336
	〃 柴又 〃	〃 柴又 1-38-2	3607-0397
	〃 新宿 〃	〃 新宿 4-1-10	3600-6062
	〃 金町 〃	〃 東金町 1-22-1	3627-5881
	〃 東金町 〃	〃 東金町 5-33-6	3607-2171
	〃 水元 〃	〃 水元 3-13-22	3607-4208
	〃 西水元 〃	〃 西水元 5-3-1-101	3607-2161
警 察	警視庁 第七方面本部	江東区新木場 4-2-31	3521-9148
	〃 葛飾警察署	葛飾区立石 2-7-9	3695-0110
	〃 亀有警察署	〃 新宿 4-22-19	3607-0110
消 防	東京消防庁 第七方面本部	江東区森下 5-1-4	3633-0119
	〃 本田消防署	葛飾区東立石 3-12-7	3694-0119
	〃 金町消防署	〃 金町 4-15-20	3607-0119
道 路・ 河 川・ 建 設	国土交通省 江戸川河川事務所	千葉県野田市宮崎 134	04-7125-7311
	〃 荒川下流河川事務所	北区志茂 5-41-1	3902-2311
	〃 東京国道事務所	千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 15・16階	3512-9090
	〃 東京国道事務所 亀有出張所	葛飾区新宿 4-21-1	3600-5541
	〃 首都国道事務所	千葉県松戸市竹ヶ花 86	047-362-4111
	〃 首都国道事務所 金町国道出張所	葛飾区金町 3-48-2	3607-6400
	建設局 第五建設事務所	葛飾区東新小岩 1-14-11	3692-4574
	〃 江東治水事務所		3692-4865
	葛飾区道路補修課	葛飾区立石 4-34-4	5654-9581
	葛飾区道路保全事務所		5654-9590
	葛飾自動車協会	〃 立石 2-6-2 (株) エヌエヌ商会内	3691-8829

資料編（参考資料）
69 主要官公署等一覧表

区分	名 称	所 在 地	電話番号
	首都高速道路(株)東京東局	中央区日本橋箱崎町 43-5	5640-4849
保 健 ・ 清 掃	保健所	葛飾区青戸 4-15-14	3602-1222
	葛飾年金事務所	〃 立石 3-7-3	3695-2181
	葛飾区医師会	〃 立石 5-15-12	3691-8536
	葛飾区歯科医師会	〃 青戸 7-1-20	3602-0648
	葛飾区薬剤師会	〃 四つ木 1-21-5 佐々木ビル202	3693-0185
	葛飾区柔道接骨師会	〃 東水元 1-11-8	5660-4080
	葛飾区社会福祉協議会	〃 堀切 3-34-1	5698-2411
	赤十字血液センター葛飾出張所	〃 亀有 5-14-15	5682-2801
	葛飾区清掃事務所	〃 立石 5-13-1	3693-6113
	葛飾清掃工場	〃 水元 1-20-1	5660-5389
上 下 水 道 ・ 電 気 ・ ガ ス ・ 電 話	水道局東部第二支所	荒川区南千住 6-40-1	3802-2942
	〃 金町浄水管理事務所	葛飾区金町浄水場 1-1	5660-1171
	〃 葛飾営業所	〃 立石 8-17-4	5671-3192
	下水道局東部第二下水道事務所	〃 小菅 1-2-1	5680-1268
	〃 小菅水再生センター	〃 小菅 1-2-1	5680-1993
	東京電力パワーグリッド(株)上野支社	台東区竜泉 2-18-6	0120-995-007 6375-9803(有 料)
	東京ガス(株) 東部導管事業部	荒川区南千住 3-13-1 東京ガス千住 ビル A 館 3 階	5604-8060
	(株)NTT東日本-東京	新宿区北新宿 1-5-1	5688-9409
交 通	JR東日本(株)首都圏本部	北区東田端 2-20-68	5692-6055
	〃 新小岩駅	葛飾区新小岩 1-45-1	JR 東日本 テレフォンセンター 050-2016-1600
	〃 金町駅	〃 金町 6-4-1	
	〃 亀有駅	〃 亀有 3-25-1	
	JR貨物(株)新小岩操駅	〃 東新小岩 1-18-2	3692-4919
	京成電鉄(株)	千葉県市川市八幡 3-3-1	0570-081-160
	京成堀切菖蒲園駅	葛飾区堀切 5-1-1	3697-4096
	〃 お花茶屋駅	〃 宝町 2-37-1	3694-8744
	〃 青砥駅	〃 青戸 3-36-1	3604-4444
	〃 高砂駅	〃 高砂 5-28-1	3607-1144
	〃 柴又駅	〃 柴又 4-8-14	3657-2619
	〃 金町駅	〃 金町 5-37-9	3607-2620
	〃 立石駅	〃 立石 4-24-1	3691-0838
	〃 四ツ木駅	〃 四つ木 1-1-1	3691-3735
	北総鉄道(株)	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 4-2-3	047-445-7161
	〃 新柴又駅	葛飾区柴又 5-7-1	5693-4488
	都営バス青戸支所	〃 白鳥 1-8-1	3691-2909
	京成バス(株)奥戸営業所	〃 奥戸 2-9-26	3691-0935
	〃 金町営業所	〃 金町 1-12-18	3607-5138
	京成タウンバス(株)	〃 奥戸 2-6-10	5671-0360

資料編（参考資料）

69 主要官公署等一覧表

区分	名 称	所 在 地	電話番号
	(社)東京都トラック協会葛飾支部	〃 青戸 7-19-14	3690-4551
税・法務等	葛飾税務署	葛飾区立石 8-31-6	3691-0941
	葛飾都税事務所	〃 立石 5-13-1	3697-7511
	東京税理士会葛飾支部	〃 立石 7-12-7	3693-0834
	葛飾法人会	〃 立石 7-29-2	3693-3744
	東京拘置所	〃 小菅 1-35-1	3601-2181
	法務局城北出張所	〃 小菅 4-20-24	3603-4305
郵便	日本郵便(株)葛飾郵便局	〃 四つ木 2-28-1	3695-9103
	日本郵便(株)葛飾新宿郵便局	〃 金町 1-8-1	3607-2293
燃料	東京都L P ガス協会葛飾支部	〃 亀有 3-27-31	3690-3350
	東京都石油商業組合葛飾支部	〃 東金町 5-36-13	3600-7951
食糧等	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合葛飾支部	〃 西新小岩 4-14-5	3696-9158
	東京都米穀小売商業組合葛飾支部	〃 立石 4-6-1	3694-8861
	東京都麺類協同組合亀有支部	〃 高砂 8-29-17	3607-0498
	東京都麺類協同組合葛飾支部	〃 立石 1-19-2	3694-0881

70 地域防災会議の取組事例

1 平成 25 年度 柴又地区

●地区の概要

柴又地区では、防災市民組織、町会、消防、警察などをメンバーとする「地区連絡会」を設置し、地域での防災活動を推進している。対象となる地区は、北野小学校を避難所としている柴又一丁目～三丁目と柴又四丁目、金町一丁目の一部で構成された「柴又北野町会」である。また、柴又二丁目のマンション「ガーデンプラザ柴又自治会」を含む。なお、柴又北野町会は平成 17 年に法人格を取得し、町会独自で地区内に街灯の設置や防犯パトロールを月に 2・3 回実施、8 月には北野小学校 PTA と協力して盆踊り大会を行なうなど、活発な町会活動を行なっている。

●取り組みの流れ（平成 25 年度）

年月日	活動内容	内容
平成 25 年 5 月 24 日	第一回地区連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 地区連絡会要綱の説明 委員紹介 前年度の活動内容振り返り 今年度の活動計画について 活動案とスケジュール案の提示
8 月 9 日	第二回地区連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 年間スケジュール案の再提案 具体的な活動内容の提案と検討 発災時の地域組織体系について 要援護者調査アンケート案
10 月 30 日	第三回地区連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認プレートの制作案 12 月の安否確認報告訓練の概要説明 要援護者名簿の作成
12 月 1 日	柴又北野町会防災訓練での安否確認報告訓練	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認プレートの配布 安否確認プレートの掲示確認と報告 一連の流れにおける問題点の把握
平成 26 年 1 月 17 日	第四回地区連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 12 月の安否確認報告訓練の報告と総括 戸建住宅向けの安否確認プレートについて 安否確認情報の取りまとめシートについて 2 月の避難所運営訓練の概要説明
2 月 16 日	北野小学校避難所運営訓練（安否確認報告訓練）	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認プレート等の事前配布 組長や理事による世帯別安否情報の収集 現場での安否情報の取りまとめ 避難所運営本部への安否情報の報告（無線機および徒歩伝達） 避難所運営本部での安否情報の取りまとめ 区災対本部等への報告
3 月 7 日	第五回地区連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 2 月の避難所運営訓練の報告と総括 年間の活動報告 次年度活動の検討



写真：「安否確認プレート」を使った世帯別での安否確認作業の風景（2月16日）

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

2 平成26年度 堀切地区

●地区の概要

- ・葛飾区西部、綾瀬川の東側に位置する堀切自治町会連合会の区域。
- ・8自治町会により構成され、それぞれ独自の考え方とスタイルで防災対策に取り組んできた。
- ・区域内に5か所の避難所が指定されており、8自治町会が分担して、それぞれの避難所運営会議を設置している。

《関係自治町会》

- 堀切東町会 ○堀切南町会 ○堀切北町会
- 堀切中央町会 ○堀切西町会 ○堀切四丁目中町会
- 堀切四丁目北町会 ○堀切京南自治会



●取組の特徴

「堀切地区まちづくり懇談会地域防災部会」を中心に、平成24～26年度の3か年をかけて、震災時には8自治町会等が協力して対応活動を展開できるような総合的な地域防災体制づくりと、各自治町会の防災対策の参考書となる「震災対策の手引き（案）」の作成に取り組んだ。また、その過程で、様々な工夫を凝らした防災訓練の実施や、地域独自の「防災マップ」の作成、「堀切防災通信」の発行にも取り組んだ。

●取り組みの流れ

平成24～25年度：共通課題の抽出

- 町会アンケートの実施
- 各自治町会へのヒアリング調査
- 地域別防災カルテの作成

平成25～26年度：共通課題に応じた訓練

- 各自治町会等の訓練企画の整理・調整
- 訓練参加者へのアンケート調査

平成25～26年度：防災体制づくりの検討

- 震災時における地域の役割
- 地域活動の流れと事例学習
- 各自治町会の準備状況の整理

平成26年度：マニュアル等の作成

- 防災マップの作成
- 地域の防災体制の考え方の整理
- 震災対策の手引き（案）の作成

●4つの共通課題と対応活動

取り組みの過程で、8自治町会における共通課題に応じて次の対応活動を展開

①地域の防災意識喚起

- 堀切防災通信の編集・発行（計7回）
- 防災マップの全戸配布
- 意識喚起を目的とした訓練・イベント

②水害対策

- マンションとの協定締結（計5件）
- マンションへの垂直避難訓練

③避難所運営

- 子ども向け宿泊体験・総合防災訓練
- 要援護者も含めた避難所運営訓練

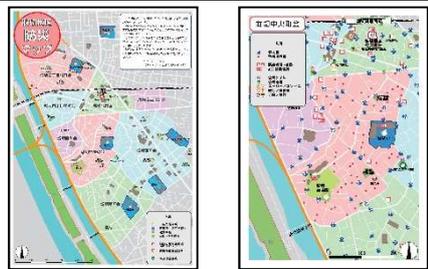
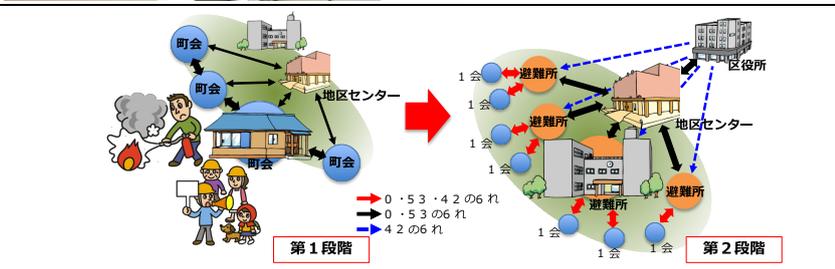
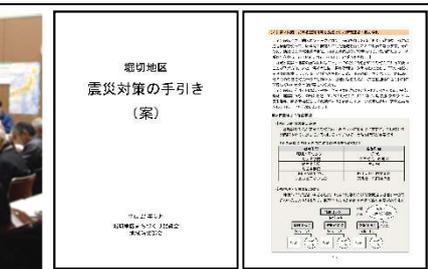
④地域の災害対策本部の役割と機能

- 2段階の防災体制の提案
- 防災リーダー研修会における認識共有

●課題と解決策

当初は、それぞれに活動してきた8自治町会が足並みを揃えた統一的な防災体制の整備を目標としたが、各自治町会の事情や意識、関心事は異なり、「堀切防災通信」の発行や地区内で行われる防災訓練の共有化などを試みても、その溝は埋まらなかった。そこで、各自治町会の取り組みを尊重しつつ、必要に応じて協力体制を築けるよう、災害時の情報連絡を重視した「2段階の防災体制」を考案し、地区全体での共有化を図った。

●取り組みの概要

<p>8 自治町会の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> □各自治町会における取り組みの現状調査 □関係団体との協力 □課題の抽出と対策 	 <p>地域防災部会</p>	<p>【地域の共通課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域の防災意識喚起 ②水害対策 ③避難所運営 ④地域の災害対策本部の役割と機能
<p>地域の防災意識喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> □堀切防災通信の発行（計7回） □防災マップの配布 <ul style="list-style-type: none"> ・地区全体版（1種） ・自治町会版（8種） 		
<p>防災訓練の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> □意識喚起型訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・学習会・講演会 ・パネル展示・説明 ・シューター体験 ・子ども防災イベント □水害対策訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・マンション垂直避難 □避難所運営訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生の宿泊体験 ・中学生の防災学習 ・福祉避難所の開設 □町会本部訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認 ・情報収集・整理 	 <p>パネル展示・説明</p>	 <p>シューター体験</p>
 <p>垂直避難</p>	 <p>小学生宿泊体験</p>	
 <p>中学生防災学習</p>	 <p>町会本部訓練</p>	
<p>2段階の防災体制</p> <ul style="list-style-type: none"> □第1段階：発災直後の自治町会体制 □第2段階：避難所等を拠点とした情報連絡・協力体制 	 <p>第1段階 第2段階</p> <p>→ 0・53・42の6れ → 0・53の6れ → 42の6れ</p>	
<p>震災対策の方針の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> □防災リーダー研修会での報告 □「震災対策の手引き(案)」の作成 	 <p>防災リーダー研修会</p>	

●3か年の活動内容の流れ

柴又地区地域防災会議の対象地域は、柴又一丁目～三丁目と柴又四丁目、金町一丁目の一部で構成された「柴又北野町会」と柴又二丁目のマンション「ガーデンプラザ柴又自治会」である。

本地区では従来から、消火器を使った初期消火訓練や炊き出し訓練などは定期的に行われてきた。地域防災会議の取り組みが開始されたことで、地域全体での「共助」に主眼を置き、避難者対応や住民の安否確認を重点テーマとして対策を進めるため、避難所受け入れ訓練や安否確認訓練、無線機使用訓練などの防災訓練の内容を拡充した。また合わせて地域住民への防災意識の向上を進めるため、防災マップの作成や防災訓練へのスタンプラリーの導入など、新たな視点で防災対策が進められた。

主な取り組み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
重点テーマ ・避難者対応 ・地域住民の安否確認 ・地域住民への広報・啓発	避難所受け入れ訓練（避難者カード活用）		
	安否確認訓練（安否確認シール活用）		
			情報収集・無線機使用訓練
			防災マップ作成
			スタンプラリー
			防災きたの配布
防災訓練（柴又北野町会） 防災訓練（GP柴又自治会） 避難所訓練	  	  	  

●活動内容《避難者カードの作成・避難所受け入れ訓練の実施》

主に災害時の速やかな個人の安否確認とニーズ確認を進めることを目的として、避難所やマンションで使用する「避難者カード」を作成した。作成した避難者カードは、避難所受け入れ訓練などで利用の検証や地域への浸透・啓発を実施しながら改良を進めた。



写真：作成した災害時避難者カードの配布と着用、回収・集計の様子

《安否確認シールの作成・安否確認訓練の実施》

災害時の世帯の安否確認を進めることを目的とした、各世帯に配布する「安否確認シール」を作成した。作成した安否確認シールは、安否確認訓練などで利用の検証や地域への浸透・啓発を実施しながら改良を進めた。（3か国語で表記、分かりやすい表記などに改良）



写真：作成した災害時避難者カードの配布と着用、回収・集計の様子

《無線機を活用した情報収集訓練の実施》

災害時に発生する被害の情報を、速やかに避難所運営本部や区災害対策本部へ伝達するため、町会・自治会の役員を中心に被災現場の情報を収集し、無線機を使って報告するよう、連絡体制を整備し、その体制を情報収集訓練で検証するように努めた。



図・写真：現場での情報収集と北野小学校避難所運営本部での情報集約の様子

《地域住民への広報・啓発活動》

（防災マップの作成、訓練へのスタンプラリー導入、広報誌「防災きたの」配布）

地域の中で防災対策が身近になるように、地域住民自ら防災マップを作成したり、町会の防災訓練にスタンプラリーを導入したり、定期的に防災の広報誌を発行するように努めた。



写真：広報誌「防災きたの」の概要、スタンプラリー実施風景や掲示された防災マップの様子

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

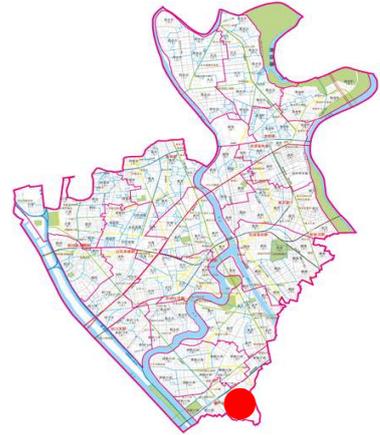
4 平成26年度 新小岩地区（小松中学校）

●地区の概要

- ・葛飾区南部、荒川と中川の東に位置する。
- ・地域活動が活発な地域で、各自治町会との結束も固く、防災活動にも積極的に取り組んでいる。
- ・平成26年度、新小岩南地域（新小岩一丁目から四丁目）の6自治町会を母体に、「新小岩地域防災会議」を設置し、「避難所」をテーマに活動を行った。

《関係自治町会》

- | | |
|-----------|--------------|
| ○新小岩第一自治会 | ○新小岩第二町会 |
| ○新小岩第三自治会 | ○新小岩第四自治会 |
| ○新小岩第五自治会 | ○新小岩一丁目中町自治会 |

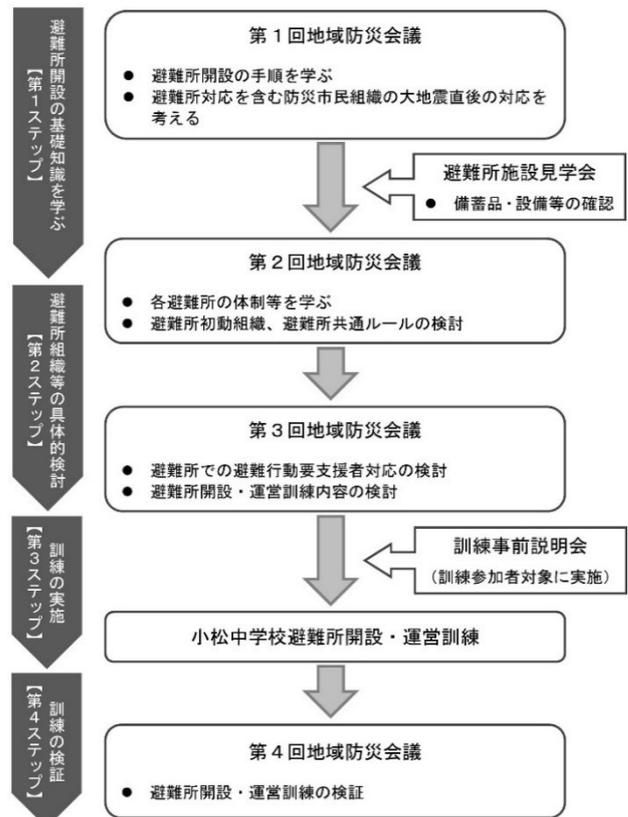


●訓練の特徴

新小岩地域防災会議の中で、避難所開設時の避難所初動組織を見直し、各自治町会の役員等を対象に、一時集合場所の開放から避難者を校舎内に受け入れるまでの手順を体験する訓練を実施した。参加者約100名。

●地域防災会議の取り組み

平成26度は4回の会議と1回の訓練を実施した。会議では、避難所開設・運営訓練の実施に向けて、避難所開設を中心に学び、避難所組織のあり方などの検討を積み重ねた。そして、話し合ったことなどをもとに避難所開設・運営訓練を実施した。訓練後には、訓練の検証として課題等を出し合い、次年度に向けた取り組みを確認した。



●避難所開設・運営訓練の実施

会議で検討した避難所初動組織3班体制をもとにして、避難所にある備蓄品や設備等を活用しながら、一時集合場所の開放から避難者を校舎内に受け入れるまでの避難所の開設手順を体験する訓練を小松中学校で実施した。

《各班の訓練項目》

総括班	避難者対応班	避難者受入準備班
 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設本部の設置 ・校舎の鍵開錠及び避難所ボックスの搬出 ・組織図（任務分担表）の作成 ・班長会議の開催（情報共有） ・葛飾区災害対策本部への状況報告 ・情報収集と整理 	 <ul style="list-style-type: none"> ・受水槽の措置 ・避難者への待機指示（呼びかけ文作成） ・避難者待機場所の環境整備 ・情報掲示板の設置と掲示物作成 ・仮設トイレの設置 ・避難行動要支援者の対応 ・避難者受付の設置 ・避難者の受付業務 	 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全点検 ・危険箇所の立入禁止等措置 ・避難所利用計画の決定 ・避難所共通ルールの決定 ・案内看板等の作成と掲示 ・特設公衆電話の設置 ・トイレの使用禁止措置 ・立入禁止場所等の措置 ・居住スペース（体育館）の通路設定

●避難所初動組織の見直し

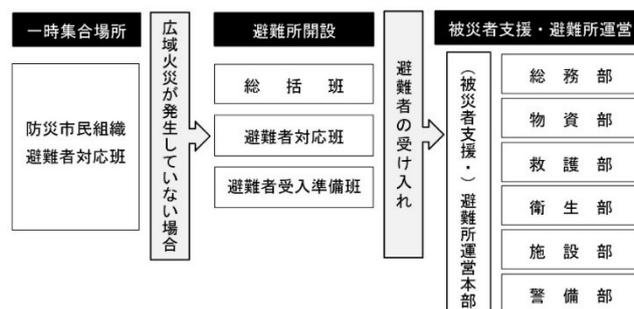
平成26年度の地域防災会議では、避難所開設時の組織を検討し、見直した。

防災市民組織に、避難所開設を担当する役割がないため、一時集合場所の開放や避難者の対応、避難所の開設を担う「避難者対応班」を新たに設けることにした。

また、区では現在、避難所開設も含む避難所運営組織として6部の編成をしている。

しかし、大地震直後は、人命救助等の地域の災害対応に重点を置いて活動する中で、避難所の開設も行う。そこで、マンパワーを分散させ

ないように避難所開設時の組織を簡素化し、避難所開設の司令塔となる「総括班」、避難者の対応に当たる「避難者対応班」、施設の安全点検をして避難者の受け入れ準備をする「避難者受入準備班」の3班編成にすることとした。



避難所開設と運営時の組織

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

5 平成27年度 新小岩北地区（東新小岩二丁目におけるマンション）

●地域の概要

- ・葛飾区南部、JR 総武線の北側に位置する。
- ・区域内のマンション「ルネ・キューヴィス」が地元の自治町会には加入せずに、マンション独自の防災対策を進めながら、地域との協力関係を築こうとしている。

《ルネ・キューヴィス》

- 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
- 階数：地上14階、地下1階
- 戸数：276戸
- 入居年：平成12年



●取り組みの概要

住民有志 12～13 名が防災委員会を結成し、定期的に会合を開き防災に関する情報交換や防災研修会の企画実施、防災マニュアルの作成などを行っている。その一環として、災害時の地域協力に向け、マンションとして地域の避難所運営会議への参加も検討している。

●取り組みの流れ

防災委員会（7/13）

マンションの概要と取り組みの現状確認

防災委員会（9/5）

地域との協力の必要性を学習

防災委員会（10/16）

防災研修会の企画調整

防災研修会の開催（10/25）

防災委員会（12/6）（1/16）

防災対策マニュアル案の検討

●防災研修会の内容（参加者：約30名）

- ・当マンションの防災状況と発災時の行動指針について
- ・葛飾区の防災対策について
- ・各家庭内で必要な対策と備えについて



●課題と解決策

災害時における地域協力の必要性に対して住民間で認識が異なることが大きな問題とされたため、初期の段階で次の提案を行った。

【当マンションにおける今後の震災対策の大きな課題】

- ①平日昼間に発災した場合の「子どものケア」
- ②学校避難所に届く「救援物資」の確保・運搬・供給
- ③新たに整備される「防災公園（防災活動拠点）」の有効活用

【マンション独自の自主防災組織としての地域連携・協力を考える】

現在の防災委員会を、マンション独自の自主防災組織として正式に立ち上げ、学校避難所運営会議や防災活動拠点管理運営委員会に一構成団体として参画し、災害時の地域連携・協力を図っていくことを考える。

6 平成27年度 青戸地区（青戸六丁目におけるマンション）

●地区の概要

- ・葛飾区中央部、中川の西側に位置する。
- ・下記2つのマンションが青戸共和会に加入しており、地域との災害時協力のあり方を模索している。

《クレストフォルム青砥グランデッツァ》

- 構造：鉄筋コンクリート造
- 階数：地上15階
- 戸数：130戸
- 入居年：平成16年

《ザ・パークハウス青砥》

- 構造：鉄筋コンクリート造
- 階数：地上20階
- 戸数：528戸
- 入居年：平成25年



●取り組みの概要

マンションと町会の相互理解を図り、相互の協力意識を共有するために、町会の防災訓練におけるパネル展示と説明、各マンションの一般住民向け説明会、マンション施設見学会を行い、マンションと町会の相互協力協定の締結を実現した。

青戸協和会	クレストフォルム青砥	ザ・パークハウス青砥
	ヒアリング (7/11)	
取組みの提案 (7/22)		
進め方の提案 (8/20)		
		ヒアリング (9/6)
	合同防災訓練 (10/25)	
		訓練打ち合わせ (11/8)
		防災訓練 (11/14)
今後の進め方協議 (10/21)	今後の進め方協議 (10/21)	
今後の進め方提案 (12/21)		
		防災説明会 (2/13)
	マンション見学会 (2/21)	
	防災説明会 (2/21)	
		マンション見学会 (2/21)
	相互協力協定の締結	

●課題と解決策

青戸六丁目の基本的な問題は、マンションと町会がそれぞれ災害時にどのように対応し、相互にどのような協力を行えるかという点である。そのためには、まず相互理解が必要であり、その理解に基づき相互の協力意識を共有することが課題となる。

その課題の解決策として、町会員を対象とした「マンション施設見学会の実施」と「マンションと町会との相互協力協定の締結」を提案した。見学会は提案通り実施され、協定も締結に向けた調整が進められており、今後はその協定を基に、より強固な協力関係が築かれることが期待される。

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

《合同防災訓練（10月25日）》



《ザ・パークハウス青砥防災訓練（11月14日）と防災説明会（2月13日）》



《クレストフォルム青砥グランデツァ施設見学会（2月21日）》



《ザ・パークハウス青砥施設見学会（3月5日）》



7 平成27年度 亀有地区（道上小学校）

●地区の概要

- ・道上小学校は葛飾区中心部の北側、中川の西側に位置し、北東部には亀有駅を中心とした商業地域が広がっている。
- ・道上小学校は以下の8町会が避難所を使用するほか、緊急医療救護所にも指定されている。

《関係自治町会》

リリオ自治会・亀有四丁目町会・亀青自治会
 亀有中央町会・亀有西三自治会・東五会・砂原町会
 亀有三和町会



●訓練の特徴

本訓練は、避難所開設初動期に重点を置き、地域の町会役員が十分参集できない中、地域住民の協力を得ながら避難所を開設する「目的集団化」をテーマとして行った。また、また、本訓練は葛飾区総合防災訓練の一環として、医療救護所訓練や災害拠点病院である東部地域病院の傷病者の搬送訓練と同時に実施した。

●取り組みの流れ

第1回避難所運営会議（5/29）

避難所開設訓練の説明・今後の進め方

第2回避難所運営会議（7/2）

座学（避難所開設・運営の課題と対策）

第3回避難所運営会議（8/4）

ワークショップ（訓練シナリオ骨子の検討）

第4回避難所運営会議（8/27）

実働訓練に向けた事前準備(避難所開設訓練の詳細シナリオを考える)

第5回避難所運営会議（9/15）

実働訓練に向けた事前準備(避難所開設訓練の最終確認)

避難所開設訓練実施（9/27）

葛飾区総合防災訓練
 避難所開設にかかる実働訓練（4班体制）

第6回避難所運営会議（10/30）

実働訓練の検証会議

第7回避難所運営会議（12/9）

避難所運営ゲーム（HG）の実施

●訓練プログラム

集合（本部で代表者が受付）

シェイクアウト訓練

役員の参集・避難所開設判断・役割分担

本部長の「開設宣言」・避難者に協力要請

本部	本部設置を区に防災無線で報告 各班の進捗確認・指示 避難者数を区に無線で報告
情報班	避難者カードの配布 要配慮者の情報収集（人数把握） 避難者カードの回収と報告
施設班	校舎の詳細点検及び立入禁止区域の設定・学校設備の点検 体育館で避難所準備（ﾌﾙｼｰﾄの養生・イス並べ・報告）
物資班	防災倉庫の安全点検・備蓄状況の確認 校庭にﾌﾙｼｰﾄ・簡易ﾄｲﾙ搬出 マンﾎｰﾙﾄｲﾙ展示・ﾄｲﾙ組立訓練 体育館で避難所準備（ﾌﾙｼｰﾄの養生・イス並べ・報告）
応援班	他班の応援

講話（体育館）

閉会式

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

●訓練の成果

災害時は学校職員や区職員が駆け付けるまでの間、地域住民が中心となり避難所の開設・自主運営を行うことが期待される。道上小学校避難所運営会議では、数年ぶりの訓練となることから、地域住民の避難所の開設運営に果たす役割について、東日本大震災の実例を交えて学習し、運営委員の参加により訓練シナリオを作成した。訓練当日は各町会の自発的な参加と協力のもと、避難所開設初期を中心とした実働訓練を実施した。後日、実働訓練の結果を踏まえ、避難所開設後の運営を想定した図上訓練を実施し、全運営委員で避難所開設運営の手順と方法及び今後の課題について共有した。

●訓練実施概要	
開会 <input type="checkbox"/> シェイクアウト訓練（地震時の安全確保行動） <input type="checkbox"/> 訓練説明 <input type="checkbox"/> 役員の参集・避難所開設判断・役割分担	
本部 <input type="checkbox"/> 本部設置を区に防災無線で報告 <input type="checkbox"/> 各班の進捗確認・指示 <input type="checkbox"/> 避難者数を区に無線で報告	
情報班 <input type="checkbox"/> 避難者カードの配布 <input type="checkbox"/> 要配慮者の情報収集（人数把握） <input type="checkbox"/> 避難者カードの配布と集計	
施設班 <input type="checkbox"/> 校舎の詳細点検及び立入禁止区域の設定・学校設備の点検 <input type="checkbox"/> 体育館で避難所準備（ブルーシートの養生・イス並べ・報告）	
物資班 <input type="checkbox"/> 防災倉庫の安全点検・備蓄状況の確認 <input type="checkbox"/> 校庭にブルーシート・簡易トイレ搬出 <input type="checkbox"/> マンホール展示・トイレ組立訓練 <input type="checkbox"/> 体育館で避難所準備（ブルーシートの養生・イス並べ・報告）	
全体 <input type="checkbox"/> 講話（避難所開設訓練の狙いと講評） <input type="checkbox"/> 医療救護所設置訓練 <input type="checkbox"/> トリアージ訓練 <input type="checkbox"/> 搬送訓練（重症者・中等症者）	

※応援班は情報班・施設班・物資班の活動に参加。

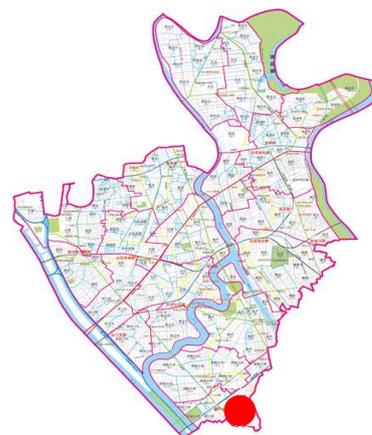
8 平成27年度 新小岩地区

●地区の概要

- ・葛飾区南部、荒川と中川の東に位置する。
- ・各自治町会との結束も固く、地域活動が活発な地域である。
- ・平成26年度、新小岩南地域（新小岩一丁目から四丁目）の6自治町会を母体に、「新小岩地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- | | |
|-----------|--------------|
| ○新小岩第一自治会 | ○新小岩第二町会 |
| ○新小岩第三自治会 | ○新小岩第四自治会 |
| ○新小岩第五自治会 | ○新小岩一丁目中町自治会 |



●地域防災会議の特徴

新小岩地域防災会議では、地元6自治町会の他に、新小岩南地域まちづくり協議会や青少年育成新小岩地区委員会、学校・PTA、本田消防署・消防団、本田警察署、葛飾区社会福祉協議会などが参画して、今年度は「災害時要配慮者」をテーマに取り組んだ。

●地域防災会議の取り組み

今年度は4回の会議と2回の訓練を実施した。会議では、発災直後の災害時要配慮者の対応を中心に学び、避難行動要支援者を含む住民の安否確認方法、避難所での要配慮者への対応などを話し合い、訓練を実施してその対応について検証をした。



地域防災会議の流れ

第1回地域防災会議（7/17）

- ・災害時要配慮者対策を学ぶ
- ・大地震直後の安否確認と避難支援について考える

第2回地域防災会議（8/5）

- ・避難所開設・運営訓練内容の検討

小松南小避難所開設・運営訓練（9/13）

第3回地域防災会議（11/6）

- ・まちかど防災訓練内容の検討
- ・避難所開設・運営訓練の検証

まちかど防災訓練（12/6）

第4回地域防災会議（2/10）

- ・今年度の活動の振り返り

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

●避難所開設・運営訓練の実施

今年度の訓練は、昨年度見直した避難所初動組織3班体制で、避難所にある備蓄品や設備等を活用して、一時集合場所の開放から避難者を校舎に受け入れるまでの避難所の開設手順を体験する訓練を小松南小学校で実施した。災害時要配慮者対応訓練では、避難者対応班を一般避難者担当と要配慮者担当の2つに分け、要配慮者担当チームを中心に、適切な支援が受けられるようにニーズ調査や部屋割トリアージ、参加者が高齢者模擬体験セットを着用して避難者役となり要配慮者の視点から避難者対応を検証することも併せて実施した。

《各班の主な訓練項目》

総括班	避難者対応班	避難者受入準備班
 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設本部の設置 ・校舎の鍵開錠及び避難所ボックスの搬出 ・活動班編成表の作成 ・班長会議の開催（情報共有） ・葛飾区災害対策本部への状況報告 ・情報収集と整理 	 <ul style="list-style-type: none"> ▼一般避難者担当 ・避難者への待機指示 ・避難者待機場所の環境整備 ・情報掲示板の設置 ・仮設トイレの設置 ・避難者の受付業務 ▼災害時要配慮者担当 ・<u>要配慮者のニーズ調査と部屋割トリアージの実施</u> ・<u>福祉避難室への移動支援</u> 	 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全点検 ・危険箇所の立入禁止等措置 ・避難所利用計画の決定 ・案内看板等の作成と掲示 ・<u>スロープの設置</u> ・<u>福祉避難室の設置</u> ・特設公衆電話の設置 ・トイレの使用禁止措置 ・立入禁止場所等の措置 ・居住スペースの通路設定

※下線部は災害時要配慮者対応訓練

●まちかど防災訓練の実施

大地震直後、避難行動要支援者を含む住民の安否確認を迅速に実施する方法を検証するため、新小岩第一自治会の2地区6班約100世帯を対象に安否確認訓練を実施し、その後、担架や車輪付き担架（タフレンジャー）などの搬送資器材を活用して、長距離搬送訓練を実施した。安否確認訓練では訓練対象の約4割



報告型安否確認訓練



長距離搬送訓練

の世帯から安否報告があり、迅速に安否確認できる有効な方法であることを確認した。各自治町会で安否確認等の計画づくりの参考として「大地震直後の安否確認及び避難支援実施計画策定指針」を作成した。

●大地震時の安否確認及び避難支援実施計画策定指針

(表紙, 目次, 1, 2)

大地震時の安否確認及び避難支援
実施計画策定指針

平成28年2月

新小岩地域防災会議

目次

1. はじめに	1
2. 計画で定める事項	1
3. 災害対策基本法の主な改正内容（避難行動要支援者に係る部分）	2
(1) 災害時要配慮者と避難行動要支援者とは	2
(2) 災害対策基本法改正の主なポイント	2
4. 計画の策定手順	4
I 安否確認と被害状況の把握	4
(1) 安否確認実施基準	4
(2) 安否確認実施体制	5
ア 対象者	5
イ 実施方法	6
ウ 役割分担	7
(3) 実施手順	9
ア 安否確認と被害状況の把握	9
イ 自治町会内の安否と被害情報の集約	10
(4) 避難行動要支援者名簿の活用	12
ア 名簿の保管場所	12
イ 名簿情報の共有範囲	12
ウ 個別避難支援計画の作成・更新	12
エ 情報漏えい防止措置	12
オ 民生委員・児童委員名簿	12
II 避難支援	14
(1) 自治町会で所有する避難支援資器材	15
(2) 避難が必要な場合（例）	16
(3) 避難支援者の安全確保措置	16
(4) 避難支援の実施手順	17
5. 作成例	18
6. 安否確認訓練実施例	23
7. 参考・引用資料	24

1. はじめに

首都直下地震の切迫性が指摘されるなか、各自治町会では、大地震が発生したときの安否確認や避難行動要支援者の避難支援をどのように行いますか。

葛飾区では、平成25年の災害対策基本法の改正を受け、避難行動要支援者から同意を得た方の名簿を、各自治町会に提供できるようになりました。

各自治町会では、事前提供された「避難行動要支援者名簿」を有効に活用し、人的被害を軽減させるためには、誰が、どのように安否確認をし、避難支援を行うのか、あらかじめ計画を作成しておくことが大切です。

そこで、大地震時の安否確認及び避難支援実施計画の作成を支援するために、その手引きとして、本指針を作成しました。

2. 計画で定める事項

- I 安否確認と被害状況の把握
 - 1 安否実施基準
 - 2 安否確認実施体制
 - (1) 対象者
 - (2) 実施方法
 - (3) 役割分担
 - 3 実施手順
 - (1) 安否確認と被害状況の把握
 - (2) 自治町会内の安否と被害情報の集約
 - 4 避難行動要支援者名簿の活用
 - (1) 名簿の保管場所
 - (2) 名簿情報の共有範囲
 - (3) 個別避難支援計画の作成・更新
 - (4) 情報漏えい防止措置
 - (5) 民生委員・児童委員名簿
- II 避難支援
 - 1 避難支援資器材
 - 2 避難が必要な場合（例）
 - 3 避難支援者の安全確保措置
 - 4 避難支援の手順

1

3. 災害対策基本法の主な改正内容（避難行動要支援者に係る部分）

(1) 災害時要配慮者と避難行動要支援者とは

これまで「災害時要保護者」と呼ばれていましたが、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮が必要な方を「要配慮者」とされ、そのうち自ら避難することが困難なため、特に支援が必要な方を「避難行動要支援者」と定義されました。

「災害時要保護者」と「要配慮者」は、用語は違いますが用語の意味は同じと考えても差し支えありません。

※法令上は「要配慮者」と呼んでいますが、葛飾区では住民によりわかりやすく理解していただくため、「災害時要配慮者」と呼んでいます。

【避難行動要支援者の避難行動が困難な理由】

- ア 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を取得することが困難
- イ 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を理解することが困難
- ウ 災害が発生、または発生の恐れがある時に、避難が必要かどうか判断することが困難
- エ 実際に避難するための移動等の困難

葛飾区では、次の者を「避難行動要支援者」と位置づけています。

以下のいずれかに該当し、社会福祉施設に入所していない者

- 1) 身体障害者手帳を保有する区民のうち
 - ① 視覚障害、聴覚障害、下肢機能障害、体幹機能障害、移動機能障害
総合等級が1・2級の者
 - ② 呼吸機能障害
総合等級が1・2・3級の者
- 2) 愛の手帳を保有する区民のうち
 - ① 障害程度が1・2・3度の者
- 3) 介護保険の被保険者で要介護状態区分4または5の者
- 4) 上記以外
 - ① 避難支援関係者（防災市民組織、民生委員児童委員協議会も含まれる）が支援の必要を認めた者

(2) 災害対策基本法改正の主なポイント

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけました。
- ② 避難行動要支援者本人から同意を得て、平常時から民生委員や自主防災組織等の避難支援等関係者に情報提供することになりました。

2

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

(3, 4, 5, 6)

名簿情報の事前提供は、これを受領した地域の避難支援者と要支援者と個別面談すること等を通じて、災害発生時における避難方法や避難支援の内容等を事前に検討し、個々の要支援者ごとに実効性の高い個別避難計画を準備しておくことを可能とするを主たる目的としている。

- ③ 災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者そのほかの者に提供できることになりました。
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずることになりました。

ア 秘密の保持の対象となるのは、名簿情報の提供を受けたことによって直接または間接に知り得た秘密であり、名簿情報の提供を受ける以前から地縁関係等を通じて同様の事実を既に知っていた場合には、知り得た秘密には該当しない。

イ 要支援者に対する避難支援等に必要のない理由で秘密を漏らすことを禁止している。ただし、例えば、名簿情報の提供を受けていた者が、災害発生時に、要支援者の避難支援等に必要に応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民に知らせるような場合は、秘密を漏らすことには該当せず、守秘義務違反にはならない。

ウ 職務としてではなく、善意に基づき無償で避難支援等に携わる民間人については、名簿情報の受領によって過度な心理的負担を課し、共助による避難支援等の裾野自体を限定的なものとするかないように、守秘義務違反に対する罰則を設けていない。

避難行動要支援者名簿を活用した支援の流れ



3

4. 計画の策定手順

I 安否確認と被害状況の把握

地震発生直後、まず優先して実施することは「安否確認」と「被害状況」を速やかに把握することです。

被害状況は、安否確認と一緒に各世帯の被害状況も確認すると、効率的かつ迅速に把握することができます。

○ 安否確認の基本方針を記載します。

(例)

- 避難行動要支援者名簿登録者を対象に実施する場合
安否確認は、避難行動要支援者名簿登録者を対象に、あらかじめ指定された自治会役員が対象世帯を訪問し、安否を確認します。
また、安否確認と同時に要支援者世帯の被害状況の確認もします。
- 全地域住民（自治会員）を対象に、自治会の班単位で実施する場合
当自治会は、○地区・○班で構成されています。安否確認は、全地域住民（自治会員）を対象に、班長と副班長が中心となり住民が協力し合って、班単位で安否を確認します。
また、安否確認と同時に被害状況の確認もします。

※安否確認の基本方針は、次の項目以降について検討し決定後に記入するとよい。

POINT

・安否確認は、各自治町会の最小グループ単位（部、班など）で実施すると、1グループ当たりの確認人数も少なくなり迅速に行うことができます。

(1) 安否確認実施基準

○ 安否実施基準を定めます。

(例)

高藤区（東京23区）で震度5強以上の地震が発生したとき
または、立っていることが困難になるほどの強い揺れを感じたとき

4

POINT

- ・安否確認を迅速に行うには、指示を受けて実施するのではなく、実施基準をもとに自発的に実施することが重要です。
- ・実施基準として、震度地点を決めその地点の震度を基準にするのも一つです。但し、気象庁は、地震発生約1分半後に、東京23区を最大震度を発表し、その後、区市町村ごとの震度を発表します。区市町村震度だけを基準とした場合、初期対応が遅れる可能性もあるので、東京23区及び区市町村震度の両方を基準にすると初期対応が早くなります。
- ・震度情報が確認できない場合も考えられます。そこで、体感震度を基準として、たとえば震度6弱の状況の「立っていることが困難になるほどの強い揺れを感じた場合」も、実施基準に並記しておくのもよいでしょう。

(2) 安否確認実施体制

A 対象者

○ 安否を確認する対象者を定めます。

(例)

- 1 地域住民（自治町会員）全員を対象とする。
- 2 避難行動要支援者名簿登録者のみを対象とする。

POINT

- ・安否確認をする対象者によって確認する優先順位はそれぞれありますが、基本的には住民全員を対象とすることが望ましいと考えています。その理由は、要支援者名簿登録者だけを対象にすると、名簿は作成時点での情報しかありません。その後、要支援者に該当する人がいても名簿には記載されていないため見落とすことになります。また、健康者の中にも家具等の下敷きとなり助けを求める人が発生することも十分に考えられます。住民全員を対象に安否確認をして、人的被害を軽減させることが重要です。
- ・自治町会役員の高齢化やマンパワー不足などを理由に、住民全員の安否確認が難しいと考えられる場合には、地域住民一人ひとりの役割を明確にして、マンパワーを確保しながら安否確認ができる方法もあります。（イ 実施方法を参照）

5

イ 実施方法

安否を確認する方法はさまざまあり、各自治町会の地域事情に応じて、最適な実施方法を選択します。

○ 安否確認の実施方法を定めます。

■ 安否確認実施方法（参考）

訪問型	各世帯を個別訪問して安否を確認する方法	
掲出型	無事の場合には、タオル等の安否確認ツールを門戸に掲げて無事であることを示す方法	
報告型	無事の場合には、身近な集合場所に行って自ら無事であることを伝える方法	

(例)

- 名簿登録者を対象とする場合
A 避難行動要支援者名簿登録者世帯を（実施者）が担当地域を戸別訪問して安否確認と被害状況を確認します。
- 地域住民（自治会員）全員を対象とする場合
【訪問型】
（実施者）が、避難行動要支援者世帯を優先に、担当地域を戸別訪問して安否確認と被害状況を確認します。

6

(7, 8, 9, 10)

【掲出型+訪問型】

地域住民は、無事の場合は自宅玄関など見えやすいところに、（ タオル等の安否表示ツール ）を掲げて無事であることを表示します。

そして（ 実施者 ）は、担当地域をまわり安否表示ツールで安否を確認し、目視で被害状況の確認をします。また、避難行動要支援者世帯と安否が表示されていない世帯を訪問して安否確認と被害状況を確認します。

【報告型+訪問型】

地域住民は、班ごとに決められた集合場所で、世帯の安否情報と自宅の被害状況を班長等に報告します。また、避難行動要支援者世帯及び報告がない世帯を（ 実施者 ）が訪問して安否確認と被害状況を確認します。

※実施者とは、安否確認を中心となって実施する者をいう。

POINT

- ・安否確認は、大きく分類すると「訪問型」「掲出型」「報告型」3種類に分類できます。
- ・避難行動要支援者に対しては、訪問型による安否確認しか方法はありません。しかし、健常者も含めて訪問型による安否確認をすると、対象者が多い場合には、全員の安否が確認できるまで時間を要し、さらに多くの人員が必要となります。無事の人は、掲出型や報告型のように自ら無事であることを示してもらうことにより、迅速に安否確認ができるようになり担当者の負担を軽減することにもつながります。
- ・報告型は、身近な場所に安否と被害状況を伝えるために近所の人たちが集まってきます。その人たちに安否確認や避難支援などの協力を依頼することで、災害対応のマンパワーを確保することができ、様々な対応が迅速にでき、さらには担当者の負担軽減にもつながります。

ウ 役割分担

- 自治町会役員、地域住民、民生委員・児童委員の役割を整理します。

（例）

● 名簿登載者を対象とする場合

※同意された要支援者名簿を自治町会役員が把握しているとの前提。

被害状況を班長等に伝え、その後、安否確認などの災害対応に協力します。

- 民生委員・児童委員
自治町会災害対策本部に、不同意者を含む全避難行動要支援者名簿を提供し、不同意者の安否確認を自治町会役員に指示します。
災害対策本部で待機し、名簿登載者の安否確認状況を確認し、必要に応じて安否確認を行います。

POINT

- ・それぞれ「誰が」「何を」「いつ」役割を明確しておく必要があります。
- ・避難行動要支援者名簿のうち、自治町会への名簿提供に同意されなかった方（不同意者）を含むすべての要支援者名簿を、民生委員・児童委員の方は持っています。災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者である自治町会に提供できるので、その情報をもとに安否確認することも盛り込んでおく必要があります。
- ・報告型の場合、班ごとの集合場所を決めて、集合場所を明記しておきます。

（3）実施手順

- 安否確認及び被害状況把握の実施手順を整理します。
- 安否確認及び被害状況の確認結果を集約する手順を整理します。

ア 安否確認と被害状況の把握

（例）

● 名簿登載者を対象とする場合

- ① 地震後 15 分以内を目安に、自治町会役員は担当地域の安否確認及び被害状況の確認を開始します。
- ② 対象世帯をすべて訪問した後、その結果を取りまとめて自治町会災害対策本部に報告します。

● 地域住民（自治会員）全員を対象とする場合

【掲出型の場合】

- ① 地震後、無事の場合は速やかに、自宅玄関など見えやすいところに（ タオル等の安否表示ツール ）を掲げて無事であることを表示します。
- ② 地震後 15 分以内を目安に、班長と副班長は班内の安否確認と被害状況の確認

7

9

- 自治町会役員
担当地区の対象者世帯を個別訪問して安否確認と被害状況を確認して、自治町会災害対策本部に報告します。

また、民生委員・児童委員から提供された避難行動要支援者名簿をもとに、不同意者の安否確認を順次、個別訪問して行います。

- 民生委員・児童委員

自治町会災害対策本部に、不同意者を含む全避難行動要支援者名簿を提供し、不同意者の安否確認を自治町会役員に指示します。
災害対策本部で待機し、名簿登載者の安否確認状況を確認し、必要に応じて安否確認を行います。

● 地域住民（自治会員）全員を対象とする場合

※自治町会を複数の地区に分け、地区をさらに班に分けているとの前提。

【掲出型の場合】

- 自治町会役員

担当地区の班長及び副班長が実施する安否確認及び被害状況の確認を支援し、班ごとに取りまとめた確認結果を自治町会災害対策本部に報告します。

- 地域住民

地区長は、地区内の班長に安否確認及び被害状況の確認を指示し、その活動を支援します。

班長及び副班長は、分担任して班内の安否確認及び被害状況を確認します。
地域住民は、無事の場合は自宅玄関など見えやすいところに、（ タオル等の安否表示ツール ）を掲げて無事であることを表示します。

- 民生委員・児童委員

自治町会災害対策本部に、不同意者を含む全避難行動要支援者名簿を提供し、不同意者の安否確認を自治町会役員に指示します。
災害対策本部で待機し、名簿登載者の安否確認状況を確認し、必要に応じて安否確認を行います。

【報告型の場合】

- 自治町会役員

担当地区の班長及び副班長が実施する安否確認及び被害状況の確認を支援し、班ごとに取りまとめた確認結果を自治町会災害対策本部に報告します。

- 地域住民

地区長は、地区内の班長に安否確認及び被害状況の確認を指示し、その活動を支援します。

班長及び副班長は、分担任して班内の安否確認及び被害状況を確認します。
地域住民は、（ 班ごとに決められた集合場所 ）で自ら世帯の安否情報及び

を開始します。

- ③ 班内の全世帯の安否確認ができたら、その結果を「安否確認・被害状況報告書」（図 1 参照）に取りまとめ、担当の自治町会役員に報告（提出）します。

【報告型の場合】

- ① 地震後 15 分以内を目安に、班長と副班長は班内の安否確認及び被害状況の確認を開始します。
- ② 地域住民は、無事の場合は、班ごとに決められた集合場所で家族の安否情報と自宅の被害状況を班長に報告するように努めます。
- ③ 班内の全世帯の安否確認及び被害状況の確認ができたら、その結果を「安否確認・被害状況報告書」に取りまとめ、担当の自治町会役員に報告（提出）します。

イ 自治町会内の安否と被害情報の集約

（例）

- ① 担当の自治町会役員は、（ 災害対策本部設置場所 ）に参集して、災害対策本部を設置します。

- ② 班長から安否確認及び被害状況の報告を受けた自治町会役員は、災害対策本部にその報告内容を伝達します。

POINT

- ・安否確認を開始する目安時間を示しておきます。
- ・安否確認するときは、あらかじめ対象世帯の氏名などが記入された「安否確認表」（図 2 参照）を事前に準備しておくことによいでしょう。
- ・安否確認及び被害状況の確認報告は、口頭だけでなく統一した様式により報告内容をまとめて報告すると、伝達ミスや報告漏れを防ぐことができます。
- ・発災直後の災害対策本部は、屋内ではなく屋外の安全な場所に設けるのが望ましいでしょう。

8

10

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

(11, 12, 13, 14)

図1 安否確認・被害状況報告書（様式例）

図2 安否確認表（様式例）

11

POINT

- ・名簿情報の事前提供は、これを受領した地域の避難支援者と要支援者と個別面談することなどを通じて、災害発生時における避難方法や避難支援の内容等を事前に検討し、個々の要支援者ごとに実効性の高い個別避難計画を準備しておくことを可能とするを主たる目的としています。
- ・名簿情報を住宅地図にプロットして「要支援者マップ」を作成しておく、該当者世帯の所在地が一目でわかるようになります。
- ・情報漏えい対策として、避難支援関係者に要支援者情報を知らせるときなどは、安否確認表や要支援者マップなどに関係者だけで理解できる共通のマークを定めて印をつけるなど、第三者にわからない形に情報を加工して利用するとよいでしょう。そのことにより、情報を受け取った関係者の心的負担の軽減にもなります。
- ・区が定める避難行動要支援者に該当しなくても、支援が必要と思われる人が地域にいる場合には要支援者と同様に支援をします。

図3 葛飾区個別避難支援計画書

13

(4) 避難行動要支援者名簿の活用

- 名簿の保管場所を定めます。
- 名簿情報の共有範囲を定めます。
- 個別避難支援計画の作成について定めます。
- 情報漏えい防止措置について定めます。
- 民生委員・児童委員の氏名等を記載します。

ア 名簿の保管場所

(例)
避難行動要支援者名簿は、(名簿管理者)の自宅に保管します。

イ 名簿情報の共有範囲

(例)
防災担当責任者は、避難行動要支援者名簿を班ごとに分類し、班担当の避難支援関係者である自治町会役員及び地区長、班長、副班長に情報を共有します。

ウ 個別避難支援計画の作成・更新

(例)
避難行動要支援者名簿に記載されている対象者を、年に一度、自治町会役員が民生委員・児童委員と一緒に個別訪問して、可能な範囲で緊急連絡先や避難支援の内容などを確認し、個別避難支援計画を作成・更新します。
個別避難支援計画は、名簿と一緒に(名簿管理者)が保管します。

エ 情報漏えい防止措置

- (例)
- ① 名簿は必ず施錠できる金庫やロッカーなどに保管します。
 - ② 名簿は紙で管理します。パソコンに入力してはいけません。
 - ③ 葛飾区が複製を許可した場合を除き、名簿を複製してはいけません。
 - ④ 名簿管理者や保管場所が変更になったときは、葛飾区に届けます。
 - ⑤ 名簿管理者は支援者に対し、実際に支援者が担当する要支援者の情報のみ提供します。
 - ⑥ 名簿が不要になった場合には、区に返却をします。

オ 民生委員・児童委員名簿

(例)自治町会担当の民生委員・児童委員の氏名、住所、連絡先を記載します。
(氏名)(住所)(連絡先)

12

II 避難支援

大規模な火災等の発生により避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難支援をどのように行うかを定めます。

- 避難支援の基本方針を記載します。

■ 避難支援者の指定等（参考）

避難行動要支援者の避難支援を「誰が」行うのか、地域の実情に応じて選択します。概ね以下の4つの方法が考えられます。

- ア 避難行動要支援者一人ひとりに、事前に支援者を決めて支援する方法
- イ 自治町会災害対策本部組織に避難支援班などを編成して支援する方法
- ウ 地区ごとに、事前に支援者を指定して支援する方法
- エ 自治町会役員等がリーダーとなり、地域住民の協力を得て支援する方法

(例)
避難行動要支援者の避難支援は、避難支援者の安全確保を第一に可能な範囲で実施することを基本とします。

- **ア+エの場合**
避難支援は、対象者一人ひとりに事前に○人の支援者を決めて支援を行います。支援者がいない時には、地域住民の協力を得て行います。
- **イ+エの場合**
避難支援は、自治町会災害対策本部組織の避難支援班が行います。支援者が不足する場合には、地域住民の協力を得て行います。
- **ウ+エの場合**
避難支援は、地区ごとに事前に支援者を○人以上指定して支援します。支援者が不足する場合には、地域住民の協力を得て行います。
- **エ+イの場合**
避難支援は、地区ごとに自治町会役員がリーダーとなり、地域住民の協力を得て行います。また、必要に応じて対策本部は、「避難支援班」を編成して支援します。

14

(15, 16, 17, 18,)

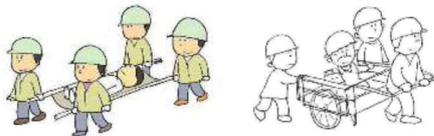
POINT

- ・使命感にとらわれず、避難支援者の安全確保を第一に活動することが基本です。
- ・避難行動要支援者一人ひとりに、支援者を事前に指定しておくことが望ましいですが、指定された支援者の心理的負担も大きく、また発災時にその支援者が地域にいるとは限りません。そのことを念頭に、複数の方法で支援することを検討しておきます。
- ・寝たきりの人など、担架で避難行動要支援者を搬送する場合には、交代要員を含めると最低でも6人の避難支援者の確保が必要となり、避難支援には多くの人手が必要になります。

(1) 自治会で所有する避難支援資器材

○ 避難支援資器材を確認して、記載します。

(例)
担架 ○台、車椅子 ○台、リアカー ○台 など



POINT

- ・自治会で所有している避難支援資器材の数は少ないと思います。避難支援時には、道路の被害状況にもよりますが、要支援者が日ごろから使い慣れている車椅子などの移動器具を利用します。

15

(2) 避難が必要な場合 (例)

○ 避難が必要な場合を例示します。

- (例)
- ・自宅が倒壊するなど、自宅で生活することが困難な場合
 - ・近隣で火災が発生し、自宅に延焼する危険がある場合
 - ・その場にとどまっていることが危険だと判断される場合
 - ・本人または家族が避難を希望する場合
 - ・葛飾区から避難勧告または避難指示が発令された場合

POINT

- ・避難所での生活環境は大変厳しく、かえって体調を悪化させることもあります。また、自宅から移動するだけでも身体的負担も大きく、避難が必要かどうかは慎重に判断する必要があります。
- ・自宅の被害が軽微で生活を続けることが可能な場合には、在宅被災者支援に移行します。

(3) 避難支援者の安全確保措置

○ 避難支援者の安全確保措置を整理します。

- (例)
- 避難支援者の安全を確保するため、以下のことなどに留意して活動します。
- ・屋内で活動する場合には、ヘルメットを着用し、3人以上で活動します。1人は、屋外で危険が迫っていないかなどの安全監視をします。
 - ・火災の延焼拡大または建物の倒壊する危険があるなど、危険だと判断した場合には、自己の安全確保を最優先に行動します。

POINT

- ・大きな余震に備えて、屋内で活動する場合にはヘルメットの着用を義務づけます。
- ・危険を感じたら自己の安全確保を最優先に行動することを徹底します。

16

(4) 避難支援の実施手順

○ 避難支援の実施手順を整理します。

- (例)
- ① 班長及び副班長等は被害状況に応じて、避難行動要支援者またはその家族に、避難支援が必要かどうか確認をします。
 - ② 避難支援が必要な場合には、班長は担当の自治町会役員に報告します。
 - ③ 避難支援の方法を検討します。
(ア) 搬送手段 (イ) 搬送先
 - ④ 避難の準備をします。
(ア) 搬送資器材の確保 (イ) 避難支援者の確保
(ウ) 持ち出し品の準備 (医療器具や常備薬等)
(エ) 避難先及び避難経路の安全確認
 - ⑤ 要支援者を避難先まで避難支援を行います。
 - ⑥ 避難支援完了後、搬送した要支援者の住所、氏名、搬送先を自治町会災害対策本部に報告します。
- ※危険が迫っている場合には、速やかに安全な場所に搬送することを優先します。

POINT

- ・避難支援が必要な方が複数いる場合には、支援の優先順位づけが必要になります。その場合には、家族の協力が得られない方、また危険がより切迫している方を優先して避難支援を行います。

17

5. 作成例

大地震時の安否確認及び避難支援実施計画

A自治会

I 安否確認と被害状況の把握

当自治会は、○地区・×班で構成されています。安否確認は、自治会員を対象に、班長と副班長が中心となり住民が協力し合って、班単位で安否を確認します。また、安否確認と同時に被害状況の確認もします。

1. 安否実施基準

安否確認は、葛飾区(東京23区)で震度5強以上の地震が発生したとき、または立っていることが困難になるほどの強い揺れを感じたときに実施します。

2. 安否実施体制

(1) 対象者

自治会員全員を対象とします。

(2) 実施方法

自治会員は、班ごとに決められた集合場所で、世帯の安否情報と自宅の被害状況を班長等に報告します。また、避難行動要支援者世帯及び報告がない世帯を班長等が訪問して安否確認と被害状況を確認します。

(3) 役割分担

○ 町会役員

担当地区の班長及び副班長が実施する安否確認及び被害状況の確認を支援し、班ごとに取りまとめた確認結果を自治町会災害対策本部に報告します。

○ 地域住民

地区長は、地区内の班長に安否確認及び被害状況の確認を指示し、その活動を支援します。

18

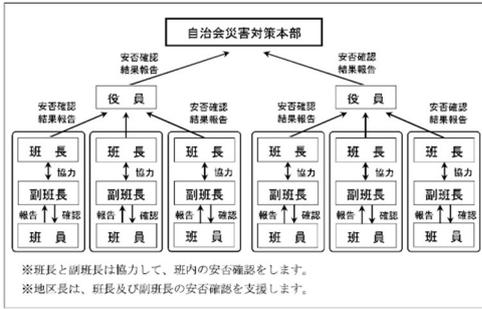
資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

(19, 20, 21, 22)

班長及び副班長は、分担して班内の安否確認及び被害状況を把握します。
自治会員は、班長の自宅前に集合し、自ら世帯の安否情報及び被害状況を班長等に伝え、その後、安否確認などの災害対応に協力します。

○ 民生委員・児童委員
自治会災害対策本部に、不同意者を含む全避難行動要支援者名簿を提供し、不同意者の安否確認を自治会役員に指示します。
災害対策本部で待機し、名簿記載者の安否確認状況を確認し、必要に応じて安否確認を行います。



安否確認実施体制図

3. 実施手順

(1) 安否確認と被害状況の把握（班長、副班長、自治会員の行動）

- 地震後15分以内を目安に、班長と副班長は班内の安否確認及び被害状況の確認を開始します。
- 自治会員は、無事のときは、班長の自宅前に集合して家族の安否情報と自宅の被害状況を班長に報告するように努めます。
- 班内の全世帯の安否確認及び被害状況の確認ができたら、その結果を「安否確認・被害状況報告書」に取りまとめ、担当の自治会役員に報告（提出）します。

(2) 自治会内の安否確認と被害状況確認結果の集約（役員行動）

- 担当の自治会役員は、災害対策本部設置場所に参加して、災害対策本部を設置します。
- 班長から安否確認及び被害状況の報告を受けた自治会役員は、災害対策本部にその報告内容を伝達します。

4. 避難行動要支援者名簿の活用

(1) 名簿の保管場所
避難行動要支援者名簿は、自治会長の自宅で保管します。

(2) 名簿情報の共有範囲
防災担当責任者は、避難行動要支援者名簿を班ごとに分類し、班担当の避難支援関係者である自治会役員及び地区長、班長、副班長に情報を共有します。

(3) 個別避難支援計画の作成・更新
避難行動要支援者名簿に記載されている対象者を、年に一度、自治会役員が民生委員・児童委員と一緒に個別訪問して、可能な範囲で緊急連絡先や避難支援の内容などを確認し、個別避難支援計画を作成・更新します。
個別避難支援計画は、名簿と一緒に自治会が保管します。

(4) 情報漏えい防止措置

- 名簿は必ず施錠できる金庫やロッカーなどに保管します。
- 名簿は紙で管理します。パソコンに入力してはいけません。
- 紙類が複製を許可した場合を除き、名簿を複製してはいけません。
- 名簿管理者や保管場所が変更になったときは、区に届けます。
- 名簿管理者は支援者に対し、実際に支援者が担当する要支援者の情報のみ提供します。
- 名簿が不要になった場合には、区に返却をします。

(5) 自治会担当の民生委員・児童委員名簿

(氏名) (住所) (連絡先)
(氏名) (住所) (連絡先)

II 避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、避難支援者の安全確保を第一に可能な範囲で実施することを基本とします。
避難支援は、地区ごとに自治会役員がリーダーとなり、地域住民の協力を得ています。また、必要に応じて対策本部は、「避難支援班」を編成して支援します。

1. 自治会で所有する避難支援資器材

担架〇台、車椅子〇台、リアカー〇台

2. 避難支援が必要な場合（例）

- ・自宅が倒壊するなど、自宅で生活することが困難な場合
- ・近隣で火災が発生し、自宅に延焼する危険がある場合
- ・その場にとどまっていることが危険だと判断される場合
- ・本人または家族が避難を希望する場合
- ・消防団から避難勧告又は避難指示が発令された場合

3. 避難支援者の安全確保措置

避難支援者の安全を確保するため、以下のことなどに留意して活動します。

- ・屋内で活動する場合には、ヘルメットを着用し、3人以上で活動します。1人は、屋外で危険が迫っていないかなどの安全監視をします。
- ・火災の延焼拡大又は建物の倒壊する危険があるなど、危険だと判断した場合には、自己の安全確保を最優先に行動します。

4. 避難支援の実施手順

- 班長及び副班長等は被害状況に応じて、避難行動要支援者またはその家族に、避難支援が必要かどうか確認をします。
- 避難支援が必要な場合には、班長は担当の自治会役員に報告します。
- 避難支援の方法を検討します。
(ア) 搬送手段 (イ) 搬送先
- 避難の準備をします。
(ア) 搬送資器材の確保 (イ) 避難支援者の確保 (ウ) 持ち出し品の準備 (エ) 医療器具や常備薬等

(イ) 避難先及び避難経路の安全確認

- 要支援者を避難先まで避難支援を行います。
- 避難支援完了後、搬送した要支援者の住所、氏名、搬送先を自治会災害対策本部に報告します。

※危険が迫っている場合には、速やかに安全な場所に搬送することを優先します。

(23, 24)

6. 安否確認訓練実施例

(1) 新小岩第一自治会

第一自治会では、迅速に安否確認と被害状況を把握するため、住民一人ひとりの役割として、無事なときは班長の自宅前に集合して、世帯の安否と被害状況を班長に報告してもらうことを決めて安否確認訓練を実施しました。

訓練は、約100世帯の自治会員を対象に、班長に安否と被害状況を報告する訓練と報告がなかった世帯を訪問して安否確認する訓練を実施しました。

訓練の参加を呼びかけた対象世帯の約4割の世帯から安否の報告がありました。



班長に安否報告



訪問による安否確認

(2) 新小岩第五自治会

第五自治会では、避難行動要支援者の家族に、無事なときはタオルを門戸に掲げて無事であることを示してもらい、それを自治会役員が確認することを決めて安否確認訓練を実施しました。

訓練は、要支援者の自宅を地図で確認し、その後、自治会役員が確認に向かい安否を確認しました。また、安否確認をした結果は、無線機を使ってその都度自治会本部に報告しました。



要支援者の自宅の場所を確認



安否確認と無線機での報告

23

7. 参考・引用資料

本指針を作成するにあたり、下記の資料を参考・引用して作成しました。

- ・「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」（平成25年3月、内閣府）
- ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）
- ・「災害対策基本法改正ガイドブック」（平成26年1月、災害対策法制研究会）
- ・葛飾区災害時要配慮者避難支援計画（平成26年6月、葛飾区）
- ・気象庁ホームページ「気象庁震度階級関連解説表」（平成27年12月時点）
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/shindo/kaisetsu.html>
- ・平成27年度第1回新小岩地域防災会議資料

24

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

9 平成 28 年度 金町地区（東金町小学校）

●地区の概要

- ・ JR 常磐線金町駅北口近くに位置し、駅前の商店街や UR の大規模な集合住宅が含まれている。
- ・ 東金町小学校は、緊急医療救護所に指定されており、東金町・水元・西水元地区といった常磐線北側の広い範囲をカバーしている。

《関係自治町会等》

- | | |
|--------------|------------|
| ○東金町正栄町会 | ○東金町宮元自治会 |
| ○東金町三丁目仲町会 | ○東金町中央自治会 |
| ○公団金町駅前団地自治会 | ○東金町一丁目西町会 |
| ○金町小学校 P T A | |



●訓練の特徴

大規模災害発生時の避難所運営について、各自治町会と P T A の役員を中心に避難所の開設から避難者を受け入れるまでの手順を体験する訓練を実施した（参加者約 110 名）。また東金町小学校は、緊急医療救護所に指定していることから、緊急医療救護所訓練を同時に実施し、東金町・水元・西水元地区の自治町会にも参加を呼びかけ、地域における緊急医療救護所の役割について学んだ。

●地域別防災会議の取り組み

平成 28 年度は、4 回の会議と 1 回の訓練を実施した。避難所運営会議はしばらく実施されていなかったため、東金町周辺の被害想定について学習したうえで、避難所開設の手順について避難所運営マニュアルをもとに協議を行った。また、各部門の平時からの備えや、災害時の動きについて検討を積み重ねた。訓練後には振り返りを行い、次年度以降に向けた取組みについて確認した。

避難所運営会議 第 1 回打合せ会 10/6

東金町小学校周辺の災害イメージと避難所の運営について
避難所運営マニュアルチェックリストについて
運営会議組織図について



避難所運営会議 第 2 回打合せ会 11/24

緊急医療救護所の役割と地域との連携について



避難所運営会議 第 3 回打合せ会 2/7

避難所開設訓練内容の確認について



訓練 2/26

避難所運営会議 第 4 回打合せ会 3/9

避難所開設訓練内容の振り返りと次回訓練に向けた提案

●課題と解決策

避難所開設訓練は久しぶりの実施だったため、避難所設備の確認や各班の役割の確認について、多くの方に理解してもらうことを主な目的として訓練を実施した。訓練には多くの方が参加し、訓練の目的は達成した。今後は、より多くの役員が設備の操作方法の習熟や各班の役割の理解を深めつつ、要配慮者やペット同行避難者への対応を考慮した次の訓練の段階に進むことが期待される。

●避難所開設訓練の実施

訓練当日は、午前9時10分にいっせいで防災行動訓練（シェイクアウト訓練）を実施し、身を守るための方法について確認した。

その後、「東金町小学校避難所運営会議組織図」をもとに、総務部・物資部・救護部・衛生部・施設部・警備部の6部ごとに分かれ、備蓄品や設備等の確認や操作をしながら、避難所を開設するまでの手順と、各部の役割について体験する訓練を行った。

《シェイクアウト訓練及び各部の訓練事項》

シェイクアウト訓練	本部・総務部	物資部
		
「身を低くする」「頭部を守る」など、命を守るために必要な行動を取る訓練を実施	玄関開錠・避難所ボックス確認 避難所運営本部設置 防災行政無線訓練 災害時優先電話設置 避難者名簿作成	備蓄倉庫の確認及び物資の搬出 受水槽の水の確保 炊き出し
救護部・衛生部	施設部	警備部
		
応急手当訓練 ・AED訓練 ・応急手当訓練 担架搬送 簡易トイレ組立	施設の安全点検 通電火災の防止 受水槽の水の確保 スタンプパイプの活用 明かりの確保	通電火災の防止 避難所ルールの作成 施設の安全点検

●医療救護活動訓練の実施

救護所開設訓練



区では、大地震等の災害が発生し、多数の傷病者が発生したときに、区内医療関係団体の協力のもと被災者の迅速かつ適切な医療救護活動を行う。東金町小学校は、災害時緊急医療救護所に指定されているため、葛飾区医師会及び災害拠点連携病院である嬉泉病院、第一病院等と協力して「医療救護活動訓練」を実施。訓練には、東金町・水元・西水元の各地区の自治町会が参加し、トリアージやタフレンジャーによる搬送訓練において、患者役として協力した。各部の避難所開設訓練を終了したのち、医療救護活動訓練を見学した。

《訓練内容》

- ①区災害医療コーディネーターによる講演「災害医療とトリアージ」
- ②緊急医療救護所の設置訓練、模擬患者を活用したトリアージ訓練
- ③災害拠点連携病院と緊急医療救護所の連携訓練
- ④タフレンジャーによる搬送訓練

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

10 平成 28 年度 亀有地区（亀有中学校）

●目的

このルールは、亀有中学校避難所運営会議（以下、「運営会議」と略称する。）が、災害時の亀有中学校の避難所開設・運営を円滑に行うため、避難者主体による運営を目指す「自主運営」の考え方を大事にし、葛飾区、防災都市計画研究所の協力を得て、8回の運営会議を経て作成したものである。

●取り組みの流れ

今年度の運営会議の活動は当初、「避難所運営ゲーム（HUG）」と「避難所開設訓練」を予定していた。

しかし、第2回の座学で熊本地震後の避難所運営における現場対応の難しさを認識し、また、第3回のHUGを通じて、避難者の受け入れ、救援物資の配分などの自主運営ルールの必要性を痛感し、運営会議役員主導で「避難所開設・運営ルール」づくりを進めることにした。ルールづくりは、下表のとおり、座学、HUGを含め計8回の会議で毎回2時間前後の熱心な議論を行い、成文にまとめた。

回	開催日	内 容
1	6月7日	・避難所運営会議の進め方の確認（本部長・副本部長の選出、今年度の活動予定等）
2	7月26日	・平成28年度避難所運営会議の活動予定 ・座学（熊本地震の事例、避難所開設時の論点、避難所運営ゲーム（HUG）の事前説明等）
3	8月26日	・HUGの実施（避難者の受入や諸課題への対応を協議）
4	10月14日	・ルールづくり(1) [論点1～3]
5	11月15日	・ルールづくり(2) [論点4～6]
6	12月15日	・ルールづくり(3) [論点7～10]
7	1月25日	・ルールづくり(4) [論点11～14]
8	2月23日	・ルールづくり(5) [全体] ・ルールづくりの感想（①ルールづくりで悩ましかった点、②今後の活動等）



●ルールの要点

ルールは、HUGで必要性が確認された14の論点を対象に、HUGでの参加者の意見、熊本地震での事例、その他過去の災害教訓などを参照しつつ、運営会議役員の熱心な議論を通じて決定された。ここではルールの要点を下表のとおり紹介する。

ルールの項目(論点)	ルールの要点(キーワード)
1. 避難者受入施設の安全点検	施設部、建物の被害点検、「チェックリスト」、建築士の協力、「善意の結果責任を問わない」
2. 避難者の受け入れ方法	受け入れの優先順位、自宅での生活継続を啓発、ルールの宣言、第二避難所(葛飾野高校等)
3. 避難者の受け入れ場所(施設利用計画)	「施設利用計画図」が基本、通路の確保、町会毎にまとまる、女性に配慮、ペット、ゴミ置き場
4. トイレの設置・管理	屋内トイレの点検、仮設トイレ(6基)、簡易トイレ(54基)、便袋(2,000回分)、トイレ掃除の分担
5. 車両乗り入れへの対応	原則禁止、但し本部長が例外を判断、校庭の利用計画の想定
6. 運営業務の役割分担	基本は6部制、必要に応じて3部制、誰もが指揮者、専門職の登録、基本は「自主運営」
7. 重要案件の合意形成	運営本部会議を設置、運営委員を優先、12町会代表者・教員・学校職員・区担当職員等で構成
8. 避難者要望への対応	運営本部会議で対応方針を決定、「居住班」代表の参加、区に報告・協力要請、外国人に配慮
9. 傷病者への対応	症状に応じた対応(軽傷患者は応急処置、中等症・重症患者は道上小に搬送)、病院リスト
10. 要配慮者への対応	受入場所(体育館1階)、介護体制は今後の課題、区に報告・相談、福祉施設リスト
11. 救援物資の調達・搬入	備蓄物資の活用、区に連絡、運営本部会議で決定、備蓄を住民に啓発、物資部・「居室班」が担当
12. 救援物資の配分	本避難所の避難者・在宅避難者等に配布、公平性の重視、柔軟な対応、女性・要配慮者への配慮
13. 訪問者(ボランティアを含む)への対応	総務部が窓口、区と相談、災害ボランティアセンター経由で派遣、悪質ボランティアに注意
14. 犯罪の予防	警備部が担当、重要な判断は区と相談、運営本部会議で決定

●ルールづくりの感想

ルールづくりを経験した運営会議役員の感想は以下のとおりである。

①ルールづくりで悩ましかった点	「すごい資料だが、課題も多い」、「実際に自分たちがどこまでやれるか不安」、「建物安全の判断は難しい」など。
②今後の活動	「今後はルールをもとに実践的な訓練が必要」、「町会員への周知が必要」、「協力者(中高生)を集められるか?」など。

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

11 平成 28 年度 新小岩地区

●地区の概要

- ・葛飾区南部、荒川と中川の東に位置する。
- ・各自治町会との結束も固く、地域活動が活発な地域である。
- ・平成 26 年度、新小岩南地域（新小岩一丁目から四丁目の 6 自治町会を母体に、「新小岩地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- | | |
|-----------|--------------|
| ○新小岩第一自治会 | ○新小岩第一自治会 |
| ○新小岩第三自治会 | ○新小岩第四自治会 |
| ○新小岩第五自治会 | ○新小岩一丁目中町自治会 |



●地域防災会議の特徴

新小岩地域防災会議では、地元 6 自治町会の他に、新小岩南地域まちづくり協議会や青少年育成新小岩地区委員会、学校・PTA、本田消防署・消防団、本田警察署、葛飾区社会福祉協議会等が参画して、今年度は「避難所でのペット同行避難」をテーマに取り組んだ。

●地域防災会議の取り組み

今年度は会議 4 回と訓練 2 回、そして地域住民が参加して防災イベント「防災フェスタ 2017 in 松南パル」を開催した。

会議では、専門家から避難所でのペット同行避難の実態と課題を学び、避難所にペットと一緒に避難できるように飼育スペースや動物飼育の基本ルールなどを話し合い、訓練を実施してその対応について検証した。



地域防災会議の流れ

第 1 回地域防災会議（9/14）

- ・専門家から学ぶペット同行避難
- ・区のペット同行避難の取組

第 2 回地域防災会議（10/19）

- ・避難所ペット同行避難の検討

第 3 回地域防災会議（11/6）

- ・旧松南小避難所開設訓練と防災フェスタの検討

解体建物を活用した震災訓練（11/19）

旧松南小避難所開設訓練・防災フェスタ（2/19）

第 4 回地域防災会議（3/15）

- ・今年度の活動の振り返り

●避難所開設・運営訓練の実施

避難所開設訓練は、新小岩地区独自の避難所初動組織3班体制で、避難所にある備蓄品や設備等を活用して、一時集合場所の開放から避難者を校舎に受け入れるまでの避難所の開設手順を確認する訓練を旧松南小学校で実施した。

また、今年度はペット同行避難者への対応として、避難者対応班にペット担当を設けて、飼育スペースの設営から避難者と一緒に避難してきたペットを飼育スペースに受け入れるなど訓練を実施した。

今年度の取組の成果を「避難所ペット同行避難対応指針」として取りまとめた。

《各班の主な訓練項目》

総括班	避難者対応班	避難者受入準備班
 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設本部の設置 ・校舎の鍵開錠及び避難所ボックスの搬出 ・活動班編成表の作成 ・班長会議の開催(情報共有) ・葛飾区災害対策本部への状況報告 ・情報収集と整理 	 <ul style="list-style-type: none"> ▼避難者担当 ・避難者への待機指示 ・情報掲示板の設置 ・情報伝言コーナーの設置 ・仮設トイレの設置 ・避難者の受付業務 ▼ペット担当 ・ペット同行避難者専用受付の設置 ・ペット飼育スペースの設営 ・ペット同行避難者の受付業務 	 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全点検 ・危険箇所の立ち入り禁止等措置 ・避難所利用計画の決定 ・案内看板等の作成と掲示 ・特設公衆電話の設置 ・トイレの使用禁止措置 ・立ち入り禁止場所等の措置 ・居住スペースの通路確保

●解体建物を活用した震災訓練の実施

解体工事がはじまる前の新小岩保育園の園舎を活用して、葛飾区で震度6強の大地震が発生したとの想定により震災訓練を実施した。訓練では、建物内にいる要救助者を、窓ガラスを破壊して室内に進入、担架を使って2階から屋外まで救出する訓練や、小松川境川親水公園の水利を活用して、市民消防隊2台のC級ポンプを使った長距離送水訓練など実践さながらの訓練を行い、震災時の災害対応力の向上を図った。



窓ガラス破壊訓練



長距離送水訓練

1. 業務の目的

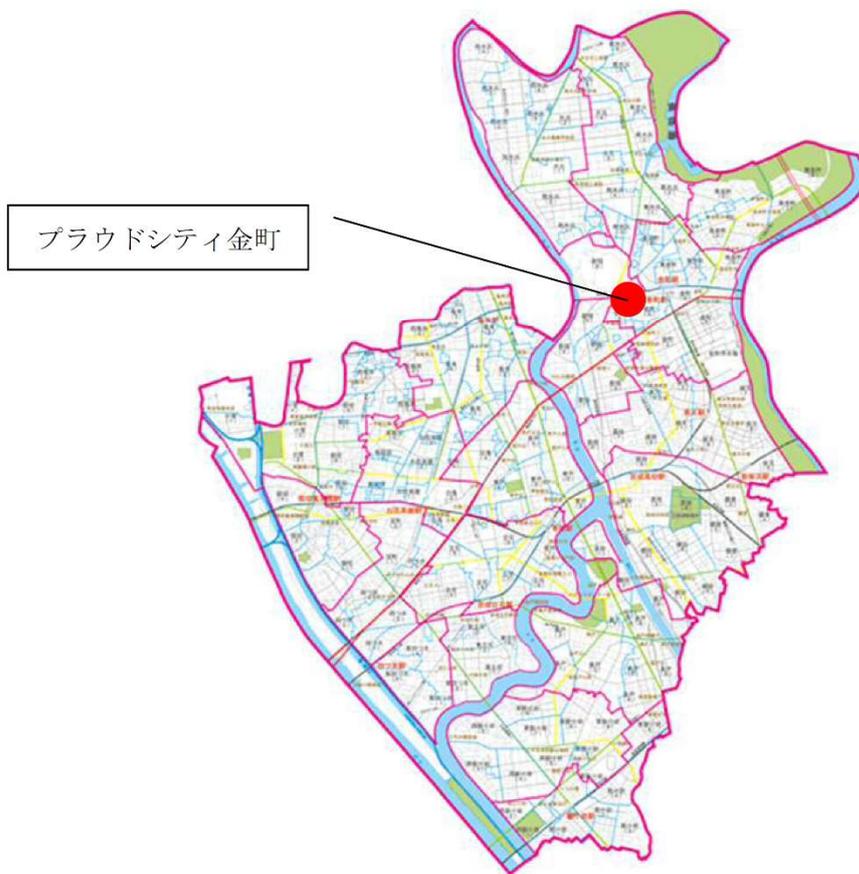
東京湾北部地震の被害想定では、約 20 万人の避難者が発生し、そのうち、避難生活者が約 13 万人とされている。指定避難所の収容人数は、約 96,000 人（第一順位：84,000 人、第二順位：11,000 人）であり、避難人口と比較すると約半分、避難生活者数で 74% の収容となっている。

そのため、平成 25 年に改正した「葛飾区地域防災計画」では、避難所は、住まいの倒壊や火災等により、自宅が被災した区民等が生活する場であることを明確化し、マンションなどの耐震性のある自宅での生活の継続（在宅避難）を推奨している。しかしながら、震災等により、自宅での避難生活（在宅避難）が長期化した場合、食糧などの備蓄品が不足するなどのことも想定される。

本委託は、このような課題解決に向け、平時からのマンションと隣接する自治町会との関係づくりを進め、地域の防災力向上を目的とする。

2. 対象地域

プラウドシティ金町



3. 業務の内容

プラウドシティ金町自治会では、大型マンションにおける自助・共助による防災力向上を目指すため、防災専門の委員会を設置し、組織構築、住民への意識啓発、マニュアルの作成等に取り組んでいる。こういった活動を円滑に進められるよう、以下の支援を行った。

（1）マンションにおける防災の取組みの検証

プラウドシティ金町自治会に事前に調査シートを手渡し記入してもらい、そのシートを参考に現在の防災の取組みをヒアリングして課題を整理するとともに、建物の状況や防災設備の視察等を行い、防災組織づくりや住民への意識啓発、防災マニュアルなどについてのアドバイスをを行った。

（2）地域防災会議の支援

プラウドシティ金町自治会では、プラウドシティ金町アベニュー管理組合理事会及びプラウドシティ金町ガーデン管理組合理事会とともに「自主防災組織立上準備委員会」を設立し、住民の自主運営により自主防災組織のあり方や設立手続き等について具体的な検討を重ねてきた。会合は計6回開催され、資料準備や当日の運営補助を行った。

（3）防災訓練の支援

防災訓練は、マンション自治会と2つの管理組合により自主的に企画・実施された。その訓練に立ち会い、当日の様子を記録した。

（4）防災アドバイザー業務

毎回の「自主防災組織立上準備委員会」に出席し、適時、必要なアドバイスをを行った。

（5）課題に対する解決策の策定等

プラウドシティ金町の喫緊の課題は、マンション自治会と2つの管理組合による自主防災組織づくりである。各回の会合において住民の意向や問題意識などを聞きながら、プラウドシティ金町に適した自主防災組織のあり方や運営上の問題、防災マニュアルのあり方等を提案するとともに、地域連携に向けて原田小学校避難所運営会議への参加を促した。

また、住民啓発活動として住民が企画・実施した全戸対象のアンケート調査に協力し、その結果から今後の対策に反映すべきポイントを提案した。

（6）防災訓練などの活動備品、報告書の作成

上記の一連の取り組みの概要と関係資料、成果について本報告書にまとめた。

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

13 平成30年度 奥戸地区

●地区の概要

- ・葛飾区南部、新中川と中川に囲まれた地域に位置する。
- ・奥戸一丁目から九丁目の6自治町会が母体となり、「奥戸地区地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- | | |
|----------|-------------|
| ○奥戸一丁目町会 | ○奥戸北町会 |
| ○奥戸二丁目町会 | ○奥戸南町会 |
| ○奥戸町会 | ○都営団地こだま自治会 |



●地域防災会議の特徴

平成30年度の地域防災会議では、事前に6自治町会を対象に自主防災活動に関するアンケート調査を実施し、活動の実態や課題を把握した

●地域防災会議の取り組み

アンケート調査の実施後に、3回の会議を実施し、「奥戸地区地域防災活動推進計画」（2019年版）を策定した。

会議では、6自治町会の自主防災活動における課題を共有し、災害時の防災市民組織の役割や、他地区の自主防災活動の取り組みを学び計画を策定した。

●自治町会自主防災活動に関するアンケート調査

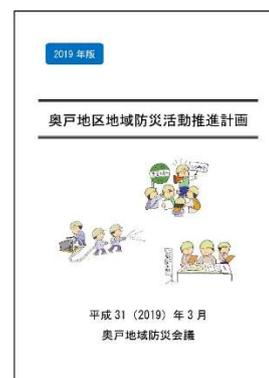
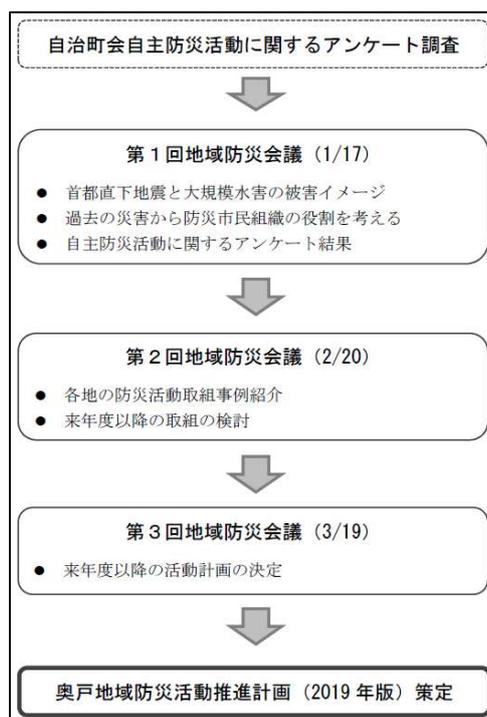
6自治町会の自主防災活動に関するアンケート調査を実施したところ、大地震が起きたときに「活動できる」と回答したのは1自治町会のみで、5自治町会は「活動できない」との回答が得られた。また、回答があった人の約8割が60歳以上の年配者であり、若い人の会議への参加が少ないという課題も見られた。

●「奥戸地区地域防災活動推進計画」

会議で出された意見に基づき、今後取り組んでいく防災事業として「奥戸地区地域防災活動推進計画」を策定した。平成31年度から優先度の高い取組から順次進め、概ね5年以内にすべての取り組みに着手することとした。

●今後の地域防災会議での取組予定

計画に基づき、各自治町会の震災時の初動体制の確立に早急に取り組み、災害時に少しでも活動できるようにすることが望まれる。



あなただったら、どうする？ 大規模水害から命を守るう！

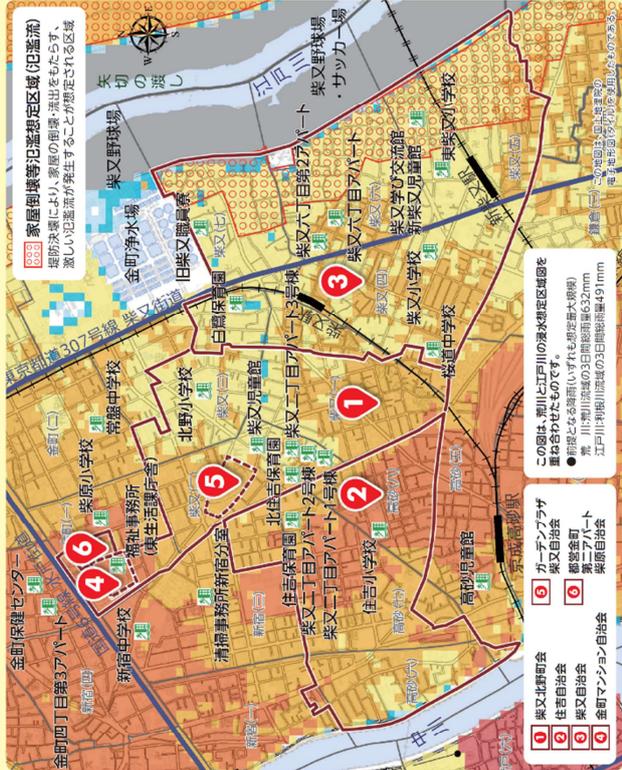
柴又地区は海抜が2.0m前後と低いため、江戸川等が氾濫した場合に甚大な被害を受けられるおそれがあります。柴又地区の浸水リスクを理解し、大規模水害時の避難方法を、家族で確認しましょう！

柴又地区連合自治町会ごとのリスク

自治町会	① 柴又北野町会	② 住吉自治会	③ 柴又自治会	④ 長町マンション自治会	⑤ カーチンアラブ自治会	⑥ 船越町第二アパート 柴原自治会
最大浸水深	3.0m～5.0m未満	3.0m～5.0m未満	5.0m以上	3.0m～5.0m未満	0.5m～3.0m未満	3.0m～5.0m未満
最大浸水時間	1週間～2週間未満	1週間～2週間未満	3日～1週間未満	1週間～2週間未満	3日～1週間未満	1週間～2週間未満

※③ 柴又自治会のみ、家原町議等氾濫想定区域が含まれているため、注意が必要です。

①最も長く浸水が継続する時間 (最大浸水継続時間)

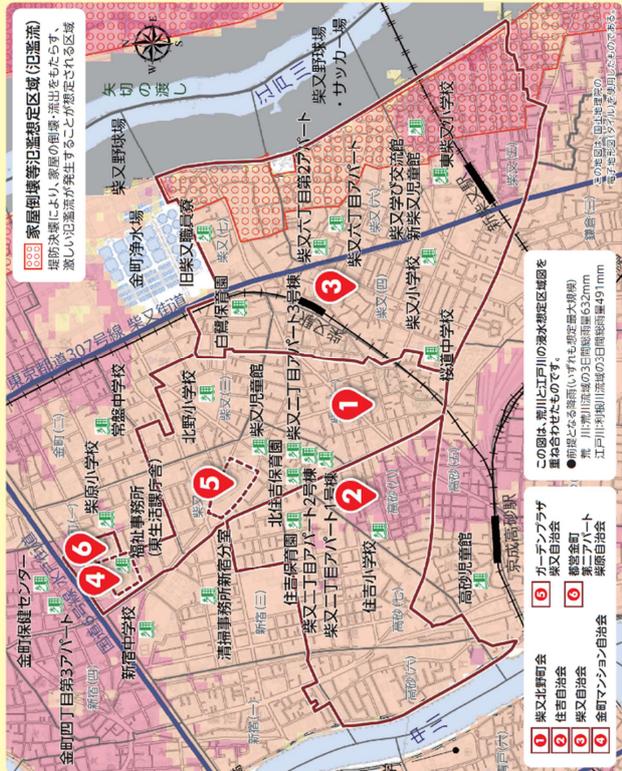


柴又地区における避難行動の考え方

- 原則**
 - 地区外の浸水しない地域へ**広域避難**
 - ※家原町議等氾濫想定区域の区域内にお住いの方は、必ず広域避難してください
- 広域避難が困難な場合**
 - 洪水緊急避難建物等の高い建物へ**垂直避難**
- 自宅等に留まる場合**
 - 自宅に浸水しないフロアがあることが前提
 - ライフラインの**途絶等に備える**
 - 詳しくは、裏面をご覧ください



②浸水時に最も大きくなる深さ (最大浸水深)

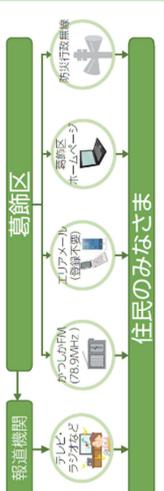


柴又地区における荒川と江戸川が氾濫する恐れがある場合の避難行動

葛飾区の避難情報の入手方法について

葛飾区からの情報伝達体制

みなさまに特に身近な
ラジオ（J-COM）
ラジオ（かつしかFM）
等で積極的に情報収集しましょう！



葛飾区が避難を呼びかけるタイミングについて

中心気圧930hpa以下の猛烈な台風が東京に接近している場合
氾濫発生の1日前
江東5区外への避難を呼びかけ（広域避難勧告）
広域避難先：

河川上流部の長雨により河川の水位が上昇している場合
氾濫発生の数時間～半日程前
葛飾区から避難を呼びかける勧告が発令
緊急の場合の避難先：

安全な地域まで避難をするための、十分な時間があります！

浸水しない地域（江東5区以外）への広域避難について

柴又周辺からの避難方法

電車での避難 最寄り駅 から電車を利用して避難してください。
徒歩・自転車での避難 千葉方面へ、または、東京都西部方面へ避難してください。
自動車での避難 自動車での避難は交通渋滞が予想されます。原則として、歩行が困難な方以外は公共交通機関や徒歩で避難してください。

留意点

- 区が避難情報を発令した際には、公共交通機関が動いている可能性があるため、区からの避難情報に従って、浸水しない安全な地域まで広域避難してください。
- 区では東京23区や市川市・松戸市等と協定を締結して、水害時の住民の受入についても、国や都等と一緒に協議を進めています。
- 避難情報と併せて、避難先についてもお知らせしますが、公的な避難施設は多くの方が押し寄せ、快適な環境を確保することが難しくなります。
- 浸水しない安全な地域に、親戚宅や勤務先等がある場合には、自主的な避難先への避難をお願いします。

お問い合わせ先：葛飾区役所 代表(03-3695-1111) / 葛飾区役所 危機管理課(03-5654-8572)

自宅や近くの高い建物への垂直避難について

大規模水害時に 自宅に留まって しまおうと…

衛生環境が悪く、物資が届かない中、1週間以上も孤立生活を送らなければいけなくなる可能性があります。



◎自宅に留まる際は、ライフラインの途絶等に対して準備が必要です。

- 1週間以上の飲料水や食料、薬の備蓄 生活用水（浴槽や洗濯機に備蓄）の準備
- 懐中電灯（特に電池式のLEDライト）の準備 ラジオや予備電池の準備
- 簡易トイレ（水が流せないため）の準備 浸水しない階に貴重品等を移動
- 卓上コンロや携帯コンロなどの燃料の準備 漏電防止のためコンセントを抜く

洪水緊急避難建物への避難

1階等に住んでおり、自宅全体が浸水してしまう場合は…
→「洪水緊急避難建物」への避難を検討してください。

- 留意点**
- 洪水緊急避難建物も、浸水してしまうと、電気・ガス・水道等が使えなくなります。
 - 周辺住民を全員、洪水緊急避難建物に収容できないため、歩行等に問題のない方は原則として広域避難をしてください。

- ◎洪水緊急避難建物等へ避難する場合も事前準備が必要です。**
- 最寄りの洪水緊急避難建物を確認 食料や常備薬等を持ち出す準備

※洪水緊急避難建物とは、いずれの河川が氾濫しても浸水しないフロアがある区の施設です。（位置は表面の地図に記載）
※洪水緊急避難建物は洪水の危険性がある場合、夜間・休日でも開設する計画になっております。



葛飾区		東新小岩七丁目町会		マイ・タイムライン (私の事前防災行動計画)		東新小岩七丁目町会	
<p>※河川が氾濫するおそれがある場合には、葛飾区が避難情報を発令しますが、それよりも前に江東5区が合同で避難情報を発令することもあります。</p> <p>原則は、公共交通機関等を利用して、東京の西部方面や千葉方面へ避難</p>		<p>原則は、公共交通機関等を利用して、中川・新中川より東側の地域へ避難</p>		<p>原則是、公共交通機関等を利用して、河川上流部の長雨で、葛飾区を流れる荒川が氾濫するおそれがある場合</p>		<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>	
<p>江東5区 (葛飾区、墨田区、江東区、足立区、江戸川区) が合同で避難情報を発令するケース 猛烈な台風が東京地方に接近し、高潮や短時間荒川の氾濫といった大規模水害のおそれがある場合等 ※大規模水害が起きる2日～1日前に発令</p>	<p>江東5区 (葛飾区、墨田区、江東区、足立区、江戸川区) が合同で避難情報を発令するケース 猛烈な台風が東京地方に接近し、高潮や短時間荒川の氾濫といった大規模水害のおそれがある場合等 ※大規模水害が起きる2日～1日前に発令</p>	<p>黒：気象・水害情報 赤：江東5区 紺：葛飾区</p>	<p>黒：気象・水害情報 赤：江東5区 紺：葛飾区</p>	<p>黒：気象・水害情報 赤：江東5区 紺：葛飾区</p>	<p>黒：気象・水害情報 赤：江東5区 紺：葛飾区</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>
<p>平時</p>	<p>平時</p>	<p>平時</p>	<p>平時</p>	<p>平時</p>	<p>平時</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>
<p>3日前</p>	<p>3日前</p>	<p>3日前</p>	<p>3日前</p>	<p>数日前～1日前</p>	<p>数日前～1日前</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>
<p>2日前</p>	<p>2日前</p>	<p>2日前</p>	<p>2日前</p>	<p>6時間前</p>	<p>6時間前</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>
<p>1日前</p>	<p>1日前</p>	<p>1日前</p>	<p>1日前</p>	<p>3時間前</p>	<p>3時間前</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>
<p>大規模水害発生</p>	<p>大規模水害発生</p>	<p>大規模水害発生</p>	<p>大規模水害発生</p>	<p>水害発生</p>	<p>水害発生</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p>

“我が家の備え マイ・タイムライン（私の事前防災行動計画）”の使い方について

◆マイ・タイムラインとは？

“台風の接近や長雨によって河川の水位が上昇する時に自分自身がとる防災行動を時系列にまとめたもの”です。

子どもの成長や家族の病気の状態などを考慮し、自分や家族に合った避難のしかたを考えると、定期的にタイムラインを見直し、修正することがとても大切です。
「誰か」「何を」「いつ頃」行つたかを明確しておくことで、「いざ」という時に意思決定がしやすくなり、迅速な防災行動を取ることができるようになります。マイ・タイムラインを作成し、冷蔵庫等の家の目立つ所に貼っておきましょう！

◆広域避難とは？

浸水域外となる江東5区（葛飾区、豊田区、江東区、足立区、江戸川区）以外の地域へ避難すること。



◆マイ・タイムラインの書き方

家族の病状などを踏まえ、「誰か」「何を」「いつ頃」行つたかを明確にし、「我が家の備え」欄に記入しましょう！

1. ①の1～22の文章を参考に、ご自身のマイ・タイムラインに行動内容を記入
 2. 一通り書き終えたら、漏れがないかチェック
 3. 毎年1回は家族みんなで内容を確認し、成長や病状等に応じて再検討
- 雨の季節に入る前の再確認がオススメ！

我が家の備え マイ・タイムライン 作成のポイント

上線：要配慮者のいる世帯は特に注意
A 気象状況によって 犯されるまでの時間 は変わります。最新の避難情報に 注意しましょう。

江東5区（葛飾区、豊田区、江東区、足立区、江戸川区）が 合同で避難情報を発令するケース

疑念は台風が東京地方に接近し、高潮や雑沓河川の氾濫といった大雨洪水の被害をおそれ1日前に発令 ※本線は水害が起きる2日前に発令

葛飾区が単独で避難情報を発令するケース

河川上流部の長雨で、葛飾区を流れる荒川が氾濫するおそれがある場合 ※荒川の氾濫が起きる半日～数時間前に発令

避難行動

14. 電車や道路が混雑する前に早期避難 ※避難場所を掲げてから避難
15. 自主避難先や区が立ち上げた避難所までの経路を確認
16. お身体が不自由な要配慮者は、自動車で広域避難
17. 自力で避難できない要配慮者は近所の七人二上小学校の3階・4階に連れて行く
18. 電車等の公共交通機関で広域避難
19. 避難する道中で電気が付いている等、避難していない様子の家があれば、避難を呼びかける
20. 避難が遅れた場合は、洪水緊急避難建物等の高い建物に避難



A 事前に自主避難先の候補を立つる（家族・友人宅、ホテル等）

気象情報等を収集し、町会内で情報共有
町会で作成している避難指示書（避難指示書）を参照し、要配慮者のいる世帯に注意喚起

江東5区が共同で、大雨洪水の被害を抑制し、記者発表を行う

江東5区が共同で、自主的な広域避難の要はかけを行わず

江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける

江東5区が共同で、自主的な広域避難を呼びかける

江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける

B 自主的な広域避難の呼びかけが発表されたら、できるだけ自主避難先に避難しましょう。

広域避難発生発令後は、3階以上にお住まいの方もすぐに江東5区外へ避難してください。

C 避難準備（緊急）発令時にまだ避難していない一般避難者は、直ちに避難行動を開始してください。

※室内から室外の様子を確認し、外が危険な場合は、屋内の高いところに避難をしましょう。

D 避難準備・高齢者等避難開始が発令されたら、お体や乳幼児等、移動に時間がかかる方は、避難をしましょう。

E 避難勧告が発令されたら、一般避難者は速やかに避難をしましょう。

F 避難指示（緊急）発令時にまだ避難していない一般避難者は、直ちに避難行動を開始してください。

※室内から室外の様子を確認し、外が危険な場合は、屋内の高いところに避難をしましょう。

G 避難指示（緊急）発令時にまだ避難していない一般避難者は、直ちに避難行動を開始してください。

※室内から室外の様子を確認し、外が危険な場合は、屋内の高いところに避難をしましょう。

情報収集

1. 家族と広域避難について話し合う
2. 自主避難先の候補を見つける（ペットホテル・旅館等も含む）
3. 防災グッズ・生活必需品の備蓄（地震や急な停電にも役立つ！）

避難の準備

8. 常備薬等、避難時の持ち物を準備
9. 親戚・友人宅に避難することを依頼
10. 浸水しない場所のホテル等を確保
11. 風で飛ばされそうなものを室内へ・刺繍を掃除
12. 避難する前に交通情報や浸水情報を調べる
13. 避難情報が発表されたことを近所の要配慮者に伝達

その他

21. どうしても自宅に留まらざるを得ない場合は、長期の浸水と電気・水道・ガスの途絶に備える
22. 荒川が氾濫しても、自宅が浸水せずに避難情報が解除されたら、帰宅する

避難の準備

1. 気象情報等を毎日発表
2. 江東5区が共同で、大雨洪水の被害を抑制し、記者発表を行う
3. 江東5区が共同で、自主的な広域避難の要はかけを行わず
4. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
5. 江東5区が共同で、自主的な広域避難を呼びかける
6. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
7. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
8. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
9. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
10. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
11. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
12. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
13. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
14. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
15. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
16. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
17. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
18. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
19. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
20. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
21. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける
22. 江東5区が共同で、特別警戒可能性情報への広域避難を呼びかける

その他

21. どうしても自宅に留まらざるを得ない場合は、長期の浸水と電気・水道・ガスの途絶に備える
22. 荒川が氾濫しても、自宅が浸水せずに避難情報が解除されたら、帰宅する

平成30年度 (2018年度) 東新小岩七丁目町会 活動報告

「犠牲者ゼロ」の実現に向けたワークショップ「広域避難訓練」の取組について

概要版

東新小岩七丁目町会は、平成28年度に内閣府「災害、避難カード」事例集のモデル地区に選ばれ、平成28年度・平成29年度・平成30年度は、内閣府や東京都、葛飾区等とともに、大規模水害が発生する可能性がある時の避難方法を検討しています。

平成30年度は平成29年度までの取組を踏まえ、東新小岩七丁目町会独自の「大規模水害から命を守るためのマイ・タイムライン (事前防災行動計画) ①」の制作や「広域避難訓練」を行いました。

広域避難訓練の概要

<訓練実施日：2018年11月25日 (日) >

9時30分 二上小学校のピロティに集合・受け付け開始

- ◆ 1歳から93歳まで総勢78名が参加しました！

9時50分 二上小学校から新小岩駅までの「徒歩での移動訓練」

- ◆ 広域避難勧告が発令された時の状況を想像しながら移動しました！
- ◆ 集団で移動をすると約30分 (少人数だと10分程度)

10時20分 新小岩駅から上野公園までの「電車を利用した移動訓練」

【新小岩駅】 10時25分頃～10時30分頃の電車で新小岩駅を出発

- ◆ 切符購入検証班は、世帯毎におつりのないよう小銭を準備し、16人全員が1つの券売機を利用したところ、全員が購入し終えるまでに5分ばかりかかりました。
- Ⓜ️ 事前にICカードにお金をチャージしておくこととスムーズです。

【秋葉原駅】 10時50分頃～11時00分頃の電車で秋葉原を出発

- ◆ 秋葉原駅の駅構内での移動経路は、班の参加者のお体の状態や本人の意向を確認し、班長が決定。
- Ⓜ️ 一緒に避難をする人が「無理しないで移動できる駅・経路」を事前に把握しておくことも「備え」の1つです。

【上野駅】 10時55分頃～11時10分頃に改札口を通過

- ◆ 階段だけを利用して移動した班、エスカレーターを利用した班、エスカレーターを利用・トイレ休憩をとった班、エレベーターを利用した班の順に上野公園に到着。

11時05分頃～11時20分頃 上野公園に到着

新小岩駅出発から上野公園到着まで 45分～60分 (乗車18分)

11時20分 点呼完了後、講評

今回の広域避難訓練のように、水害が発生する前に早期の広域避難を行うことが最善の対策であることと、広域避難訓練をきっかけにして、自主的に避難先を見つけていたいただきたいことを伝達。

※ 午後は、本所防災館に移動して、防災体験を行いました。

ワークショップの様子

ワークショップで議論し、制作した「我が家の備え マイ・タイムライン」

広域避難訓練の参加者の様子・アンケート結果等も考慮し、マイ・タイムラインの内容を精査第1回・第3回ワークショップでの意見交換を踏まえ、「平時の取組」等を追記

- ・ マイ・タイムラインの使い方や書き方のポイントをまとめた紙面も作成

2019年度の取組 (予定)

- ・ 「我が家の備え “マイ・タイムライン”」を、「広域避難訓練の実施報告」「マイ・タイムラインの使い方」とともに町会員全世帯に配付する
- ・ 町会員を対象とした“マイ・タイムライン作成講習会”等を通じて、幅広い世代に対して、大規模水害のリスクや広域避難の必要性の周知・自主避難先の確保の推進を訴えていく

本所防災館での防災体験の様子

<訓練実施日：2018年11月25日 (日) >

都市型水害体験

暴風雨体験

全員で本所防災館で昼食

広域避難訓練・本所防災館での防災体験の参加者の感想

- ◆ 早めに遠方に避難することが大切だと思いました。(水圧がかかるドアも開けられないことを体験)
- ◆ 平時は概ね予定通り移動(避難)できるとがわかったのがよかったですと思います。
- ◆ 子供、大人、老人いろんな年代の人が参加して、それぞれに気を使ったり思いやりを持って行動できて良かったと思います。
- ◆ 自分に何が出来るかをもう一つ知っておかないといけないと思いました。

平成30年度（2018年度） 東新小岩七丁目町会 活動報告 「“犠牲者ゼロ”の実現に向けたワークショップ」での取組について

取組概要

東新小岩七丁目町会は、平成30年度も継続してワークショップを3回開催し、東新小岩七丁目町会独自の「大規模水害から命を守るための“マイ・タイムライン（事前防災行動計画）”」の制作や「広域避難訓練」を行いました。
また、江東5区外への広域避難等のメリットや課題等について意見交換を行い、“犠牲者ゼロ”の実現に向けた今後の取組について検討しました。



ワークショップの流れ

平成29年度まで

- 江東5区内や江東5区外へ避難する場合のメリットや課題についての意見交換
- 大規模水害に関する認識や移動困難者の有無、広域避難に関する課題等について、住民アンケート調査を実施
- 避難の際、家族や周辺の支援が必要な方のいる世帯を中心にヒアリングを実施
- 災害リスクや取るべき避難行動について周知するためのパンフレットを制作・配付

平成30年度

第1回ワークショップ

- 過年度の振り返りと今年度の取組内容の検討
- 東新小岩七丁目町会のタイムライン案の紙面内容についての意見交換
- 広域避難訓練の内容の検討

第1回の様子



第2回ワークショップ

- 広域避難訓練の内容の検討（新小岩駅から上野駅までの移動訓練、広域避難訓練での切符の購入、広域避難訓練当日の情報共有の方法、広域避難訓練で配付するアンケートの内容等について議論）

第2回の様子



広域避難訓練

- 詳細は、別紙“大規模水害から命を守るための「広域避難訓練」を実施しました！”を参照

第3回の様子



第3回ワークショップ

- 広域避難訓練の振り返り
- マイ・タイムラインの紙面や配付方法等について意見交換
- 今後の検討課題について整理
- 来年度の取組について検討

次年度の取組へ

ワークショップで議論し、制作した“我が家の備え マイ・タイムライン”

- ワークショップでの意見交換や広域避難訓練の参加者の様子・アンケート結果等も踏まえ、マイ・タイムラインの紙面内容を精査
- 2019年度に「広域避難訓練の実施報告」「マイ・タイムラインの使い方」とともに配付する
- 次年度は、町会員を対象とした“マイ・タイムライン作成講習会”等を実施予定

東新小岩七丁目町会 —— 家 マイ・タイムライン（私の事前防災行動計画）

全戸配付し、各家庭で記入・いざという時に活用していただく

マイ・タイムライン記入時のポイントを記載

“我が家の備え マイ・タイムライン（私の事前防災行動計画）”の使い方について

17 令和元年度 東四つ木地区

●地区の概要

- ・葛飾区南西部、荒川と中川に囲まれた地域に位置する。
- ・東四つ木一丁目から四丁目の4自治町会が母体となり、「東四つ木地区地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- 木根川町会
- 東四つ木南町会
- 渋江東町会
- 東四つ木四丁目アパート自治会



●地域防災会議の特徴

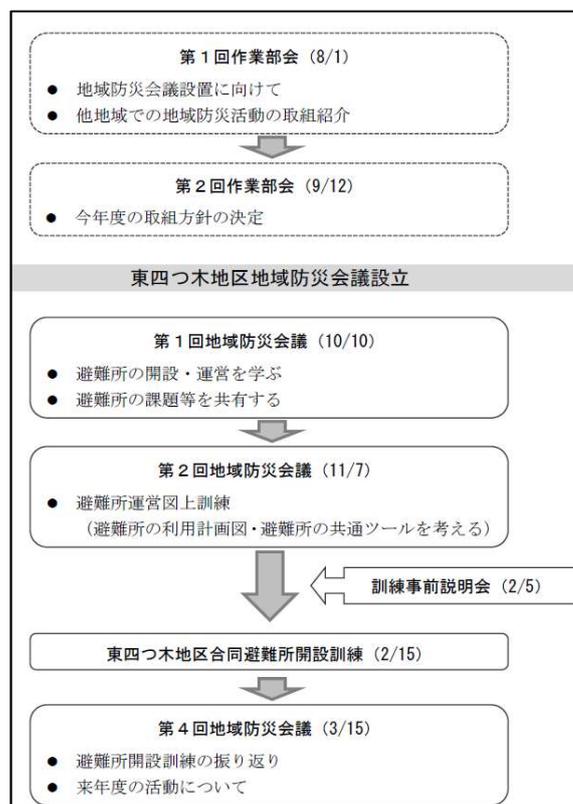
令和元年度の「東四つ木地域防災会議」では、4自治町会の他に、地区民生委員・児童委員協議会や青少年育成地区委員会、学校、PTAなどが会議に参画した。

自治町会	地域団体	関係機関
木根川町会	東四つ木地区民生・児童委員協議会	木根川小学校
東四つ木南町会	青少年育成東四つ木地区委員会	渋江小学校
渋江東町会	木根川小学校PTA	中川中学校
東四つ木四丁目アパート自治会	渋江小学校PTA	
	中川中学校PTA	

●地域防災会議の取り組み

令和元年度は3回の会議と避難所開設訓練を実施した。会議では、避難所開設を中心に学び、避難所運営図上訓練を通して、利用計画図の作成や、共通ツールの検討を行った。検討結果に基づき避難所開設訓練を企画・実施し、開設訓練の振り返りも行った。

取り組みの成果として、避難所の開設手順書（アクションカード）などを入れた避難所開設キットを地区内3つの避難所に配置しました。

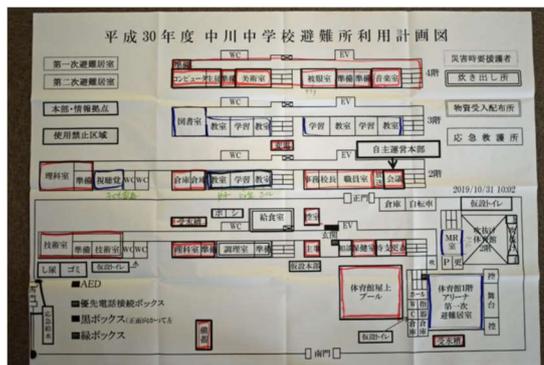


資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

●避難所運営図上訓練

第2回地域防災会議では、第1回会議の内容を踏まえてとりまとめられた避難所の共通ルール（案）へ、避難所別に意見を出し合った。また、避難所毎に避難所利用計画図等を作成した。



●東四つ木地区合同避難所開設訓練

まず、東四つ木地区合同避難所開設訓練の実施内容等を説明するため、事前説明会を実施した。

避難所開設訓練では、会議で提案をした避難所初動組織をもとに班を編成し、カードに従って作業を進めていくことで避難所の開設ができる手順書「アクションカード」を作成し、一時集合場所の開放から避難者を施設に受け入れるまでの手順を確認する訓練を実施した。



●訓練の振り返り

東四つ木地区合同避難所開設訓練の振り返りを行い、避難所利用計画図と避難所共通ルールの修正案等を作成した。また、これらの取り組みの成果として、避難所の開設手順書（アクションカード）などを入れた避難所開設キットを地区内3つの避難所に配置した。



●今後の地域防災会議での取組予定

取組を通して、避難所開設・運営訓練の他に地域での助け合いネットワークの構築や、住民の防災意識及び防災行動力の向上といった活動への要望が見られた。また、取組実施後のアンケート調査でも、事務局機能の設置が望まれていることが分かり、検討が必要である。

18 令和元年度 新宿地区

●地区の概要

- ・西側を中川と隣接する地域に位置する。
- ・新宿小学校地区と新宿中学校地区で、地域防災会議を設置することを予定していた。

《関係自治町会》

- | | |
|-------------|-------------|
| ○新栄町会 | ○新宿五丁目自治会 |
| ○新宿きずな自治会 | ○新宿一丁目都営自治会 |
| ○協栄自治会 | ○新宿四丁目団地自治会 |
| ○若葉自治会 | |
| ○新宿四丁目団地自治会 | ○若葉自治会 |



●地域防災会議実施に向けた調整

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、新宿地区の全自治町会が集まって会議を開くことが困難であったため、小学校区と中学校区に分かれて事前調整会議をそれぞれ開催した。その後、避難所開設訓練と合わせて地域防災会議を開催する予定であったが、中止となった。

新宿小学校地区		新宿中学校地区	
新栄町会	新宿五丁目自治会	新宿一丁目都営自治会	協栄自治会
新宿きずな自治会		新宿四丁目団地自治会	若葉自治会

●新宿小学校地区

新宿地区地域防災会議の設置に向けて、設立趣旨や区内の地域防災会議の取組事例などを紹介して、意見交換を実施した。新宿小学校地区では地域防災会議の設置に賛同し、避難所の訓練が低調になってきていることから避難所開設訓練と合わせて地域防災会議を開催することを決定した。

●新宿中学校地区

新宿小学校地区と同様に、設立趣旨や区内の地域防災会議の取組事例などを紹介して、意見交換を実施した。新宿中学校地区は新たに地域防災会議設置することについて難色を示し、新宿地区では新宿小学校を拠点に地域防災会議を立ち上げて活動することとなった。

●今後の地域防災会議での取組予定

地域防災会議は、自治町会を母体にしながらも自治町会だけでは対応しきれない課題について、地域の様々な団体などと連携して防災活動に取り組むことである。今後は会議の中でどのような連携ができるかなどを話し合っていく必要がある。

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

19 令和元年度 亀有地区（亀有五丁目）

●取り組みの概要

令和元年度、亀有地区（亀有五丁目）では、「大規模風水害から命を守る！」をテーマとし、「マイ・タイムライン」の作成に係るワークショップを全3回、実施した。

●活動内容

全3回のワークショップの内容は、下表のとおりである。

第1回目から第3回目までの間では、ワークショップの参加者には家族と話し合ってもらい、避難開始から完了までの具体的な行動を、自身で記入してもらうようにした。

回数	内容
第1回 (令和元年 10月28日)	<p>○マイ・タイムラインを作ってみよう！</p> <p>【話題提供】 気象庁からの気象情報について（気象庁）</p> <p>【グループワーク】 マイ・タイムライン作成</p> <p><第1回の完成目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難する場所の記入／避難開始のタイミングの決定
第2回 (令和元年 11月5日)	<p>○首都圏外郭放水路現地見学！</p> <p>【話題提供】 荒川・江戸川の水害対策について（国土交通省）</p> <p>写真：首都圏外郭放水路 令和元年10月13日（台風19号）での稼働状況 出典 首都圏外郭放水路見学会</p> 
第3回 (令和2年 1月14日)	<p>○マイ・タイムラインを完成させよう！</p> <p>【話題提供】 水害時の避難情報と避難行動について</p> <p>【グループワーク】 マイ・タイムライン作成</p> <p><第3回の完成目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイ・タイムラインを完成させる。／参加者による結果発表

●「マイ・タイムライン」作成のポイント

ワークショップでは、「マイ・タイムライン」作成のポイントとして、「地域の風水害を知ること」「避難情報・気象情報等の意味を理解すること」の2点を紹介し、作成を進めた。

■ポイント1

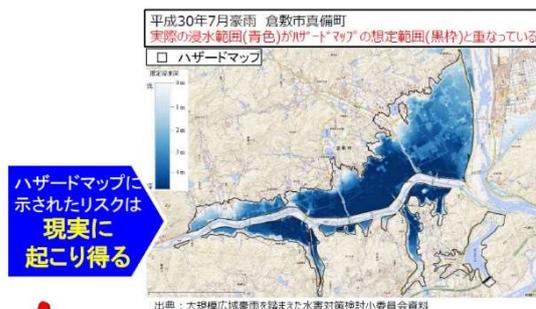
地域の風水害を知る

- ・想定される風水害の種類や特徴を知る。
- ・ハザードマップの重要性を知る。

■ポイント2

避難情報・気象情報等の意味を理解する

- ・適切な避難行動の目安となるため、重要な事項を理解する。
- ・警戒レベルの内容を理解する。



図：ハザードマップの重要性

20 令和元年度 奥戸地区

●地区の概要

- ・葛飾区南部、新中川と中川に囲まれた地域に位置する。
- ・平成30年度、奥戸一丁目から九丁目の6自治町会が母体となり、「奥戸地区地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- | | |
|----------|-------------|
| ○奥戸一丁目町会 | ○奥戸北町会 |
| ○奥戸二丁目町会 | ○奥戸南町会 |
| ○奥戸町会 | ○都営団地こだま自治会 |



●地域防災会議の特徴

奥戸地区では、各自治町会で防災活動に取り組んできたが、自治町会役員の高齢化や若手の担い手不足などの課題を抱え、地域の防災活動が停滞しつつあった。そこで、平成30年度より「奥戸地区地域防災会議」を設置し、地区全体で防災の取組を推進することとした。令和元年度の「奥戸地区地域防災会議」は、6自治町会が参加して会議を開催した。

●地域防災会議の取り組み

令和元年度は、地域防災会議を4回開催した。

会議では、平成30年度に作成した「奥戸地区地域防災活動推進計画」をもとに、地震時の町会での初動活動の検討及び安否確認訓練の実施、防災フェスタの企画案の検討、防災市民組織の合同研修の企画を行った。

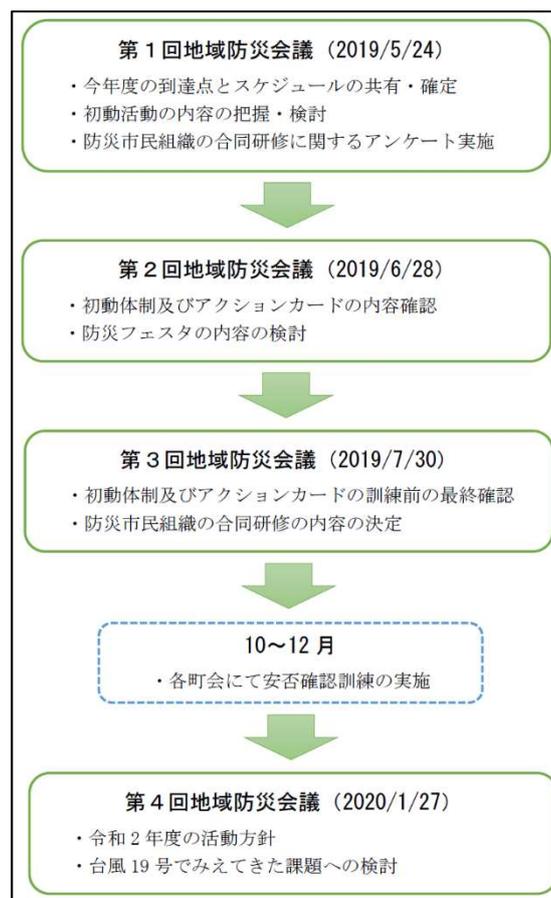
●地震時の町会での初動活動の検討

初動活動として、「災害対策本部の立ち上げ」「災害対策本部の活動」「安否確認」に分けて、「アクション」「事前に決定・準備する事項(チェックリスト)」を整理するとともに、各町会で参集する基準などを決定した。

●安否確認訓練の実施

災害時、素早く安否確認を行うことで必要な場所に人員を向けることができる。そのため、奥戸地区では、安否確認の体制を検討し、アクションカードを作成した。また、アクションカードをもとに各町会で安否確認訓練を実施した。

訓練における各世帯での安否の表示方法は、自治町会で作成した安否確認カードを玄関ドア等に掲示する方法、黄色いタオルを外から見える箇所にかける方法など、自治町会により異なる。



資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

アクションカード・台帳

(奥戸二丁目町会)

安否確認 葛飾区で震度5以上の揺れを観測した場合

あなたは町会会員です！

身の安全を確保し

【指示1】 家の中

① 家の中にいる人全

→ 安

けが人がいる場合は救助

具の下敷きなど入手が必

【指示2】 安否確

① 玄関等、見えるとこ

② 自宅の安全を目標

自宅の安全が傾くなど倒

を、外へ避難させます。

【指示3】 組長に

① 組長に安否を報告

② 自宅に戻り、待機

安否確認台帳[〇〇〇〇町会 〇地区 〇班] 年 月 日 (時 分) 確認者:

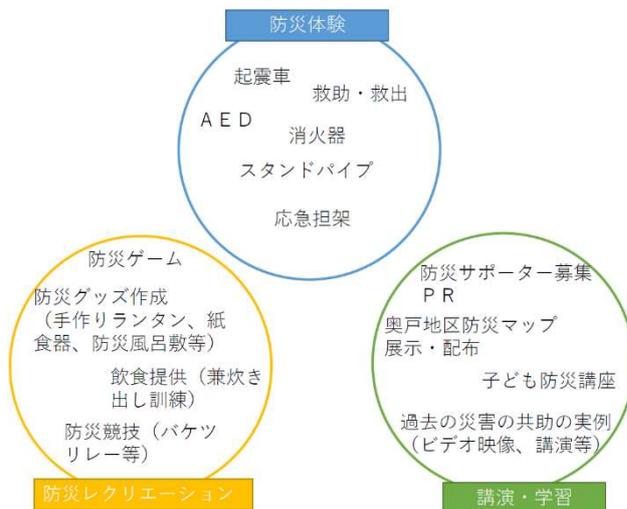
組	No.	世帯主氏名	住所	無事	不明	備考
1組	① 1			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2組	① 1			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3組	① 1			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4組	① 1			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	6			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	7			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	8			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

安否確認カード（奥戸二丁目町会）



●防災フェスタの企画案の検討

他自治体の事例を参考として、防災フェスタの企画案を検討した。他自治体の事例では、「防災体験」「防災レクリエーション」「講演・学習」の3つのカテゴリーを全て盛り込むことで、多くの人が参加していることから、防災フェスタの企画にも、それぞれのカテゴリーから企画を検討する方向とした。



●防災市民組織の合同研修の企画

防災市民組織の合同研修の内容についてアンケートを実施し、アンケート結果をもとに「災害時に地域でできる活動に関すること」をテーマに合同研修を行う予定であったが、令和元年東日本台風を受けて風水害への対応に関心が高まった。

そのため、風水害に対して自治町会でできることとして、足立区 長門南部町会長の講演会に変更したが、新型コロナウイルス感染症対応のため中止となった。

21 令和元年度 立石地区

令和2年度以降、立石地区地域防災会議設置に向けての意向調査を兼ねて、避難所運営図上訓練を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施することができなかった。

そこで、令和2年度以降の活動に向けて、平成30年度に作成した避難所開設の手順書「アクションカード」の令和元年度修正版と立石地区地域防災会議の設定提案書を作成した。

●避難所運営会議

日時：令和2年1月29日（水） 19：00～21：00

場所：葛飾小学校 図書室

議題：避難所運営図上訓練の実施に向けて
来年度以降の活動について



○主な発言要旨

- ・6年間話し合ってきたが、昨年アクションカードの話が進んだ。
- ・これまで訓練をしてきたことで、令和元年台風19号で避難所が開設されたときには混乱なく対応することができた。
- ・台風19号では、区ではペットを受け入れない方針だったが、過去にHUG（避難所運営ゲーム）を体験してペットの問題を話し合っていたので、受け入れた。
- ・今後は、避難所利用計画とアクションカードの見直し、水害時のタイムライン（町会でやること、避難所でやること）の作成も考えていきたい。

●避難所運営図上訓練（中止）

日時：令和2年3月1日（日） 9：30～12：00

場所：葛飾小学校体育館

●立石地区地域防災会議の設置に向けて

葛飾小学校避難所運営会議は、区内でも先進的に避難所に関する取り組みをしており他の模範となっている。しかしながら、避難所運営会議という組織であるため避難所の活動が中心で、地域防災上の様々な課題に問題意識は持ちつつも思うように活動ができていない実態がある。

そこで、立石地区の自治町会を母体に地域防災会議を立ち上げ、避難所運営会議も参画し、まずは、葛飾小学校避難所運営会議の取組を立石地区に広げ、さらに地域で抱えている課題に向かって取組を進めていくことで、立石地区の地域防災力はさらに向上していくことが期待できる。

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

22 令和2年度 東四つ木地区

●地区の概要

- ・葛飾区南西部、荒川と中川に囲まれた地域に位置する。
- ・令和元年度、東四つ木一丁目から四丁目の4自治町会が母体となり、「東四つ木地区地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- 木根川町会
- 東四つ木南町会
- 渋江東町会
- 東四つ木4丁目アパート自治会



●地域防災会議の特徴

令和2年度の「東四つ木地域防災会議」は、新型コロナウイルスの感染予防の観点から4自治町会のみで会議を開催した。

●地域防災会議の取り組み

令和2年度は、地域防災会議の開催に向けて作業部会を3回開催するとともに、地域防災会議を3回開催した。会議では、区内全小中学校で避難所が開設された令和元年東日本台風を踏まえ、台風接近時に連合町会や自治町会役員などの防災行動をまとめた「台風による洪水を対象とした地区コミュニティ・タイムライン」（以下「地区コミュニティ・タイムライン」という。）の作成を行った。

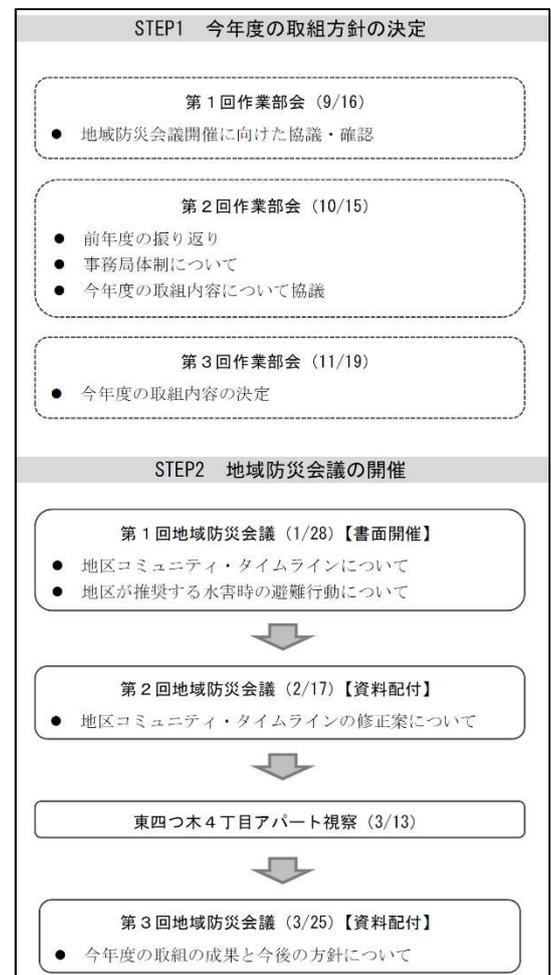
新型コロナウイルスの感染拡大による政府の緊急事態宣言の発出により対面での会議開催が困難となり、十分な議論ができなかったが、書面開催などにより大枠は決めることができた。

併せて、洪水時に近隣住民の避難が想定される東四つ木4丁目アパートの現地視察を実施した。

●今後の地域防災会議での取組予定

令和3年度も引き続き、地区コミュニティ・タイムラインの検討を進め、台風シーズンから運用を開始、実際に運用した結果を踏まえて検証し、見直しを行う予定である。

また、令和3年度以降、これまでに避難所開設訓練を実施していない渋江小学校と中川中学校で、地区が連携した訓練を実施する予定である。



23 令和2年度 奥戸地区

●地区の概要

- ・葛飾区南部、新中川と中川に囲まれた地域に位置する。
- ・平成30年度、奥戸一丁目から九丁目の6自治町会が母体となり、「奥戸地区地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- | | |
|----------|-------------|
| ○奥戸一丁目町会 | ○奥戸北町会 |
| ○奥戸二丁目町会 | ○奥戸南町会 |
| ○奥戸町会 | ○都営団地こだま自治会 |



●地域防災会議の特徴

令和2年度の「奥戸地区地域防災会議」は、6自治町会が参加して会議を開催した。

●地域防災会議の取り組み

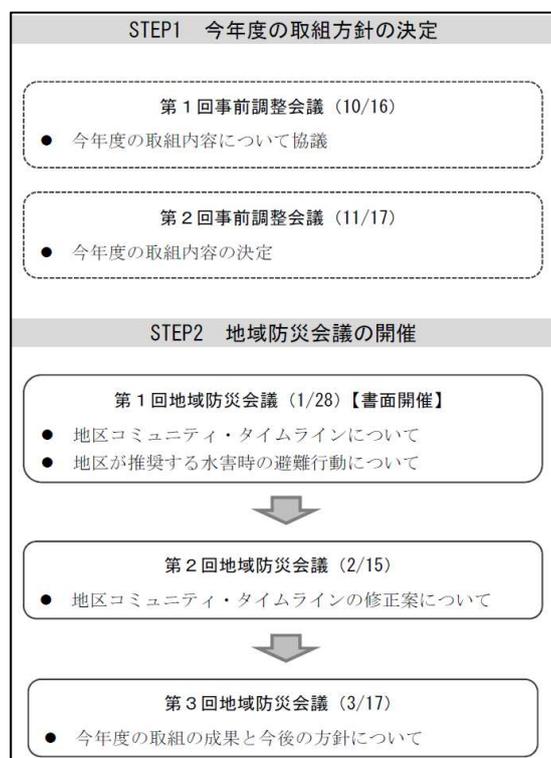
令和2年度は、地域防災会議の開催に向けて事前調整会議を2回開催するとともに、地域防災会議を3回開催した。会議では、区内全小中学校で避難所が開設された令和元年東日本台風を踏まえ、台風接近時に連合町会や自治町会役員などの防災行動をまとめた「台風による洪水を対象とした地区コミュニティ・タイムライン」（以下「地区コミュニティ・タイムライン」という。）の作成を行った。

新型コロナウイルスの感染拡大による政府の緊急事態宣言の発出により対面での会議開催が困難となり、十分な議論ができなかったが、書面開催などにより大枠は決めることができた。

●今後の地域防災会議での取組予定

令和3年度も引き続き、地区コミュニティ・タイムラインの検討を進め、台風シーズンから運用を開始、実際に運用した結果を踏まえて検証し、見直しを行う予定である。

なお、地域防災会議の設立以来、自治町会で防災について検討してきた。日頃から地域団体に呼び掛けて地域防災会議に参画してもらうなど、連携した防災活動の実施について検討していく予定である。



資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

24 令和3年度 奥戸地区

●地区の概要

- ・葛飾区南部、新中川と中川に囲まれた地域に位置する。
- ・平成30年度、奥戸一丁目から九丁目の6自治町会が母体となり、「奥戸地区地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- | | |
|----------|-------------|
| ○奥戸一丁目町会 | ○奥戸北町会 |
| ○奥戸二丁目町会 | ○奥戸南町会 |
| ○奥戸町会 | ○都営団地こだま自治会 |



●地域防災会議の特徴

令和3年度の「奥戸地区地域防災会議」は、6自治町会が参加して会議を開催した。

●地域防災会議の取り組み

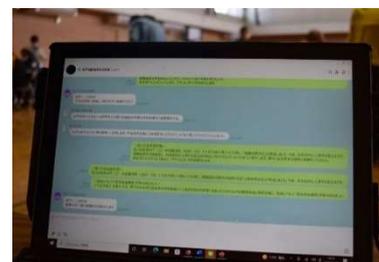
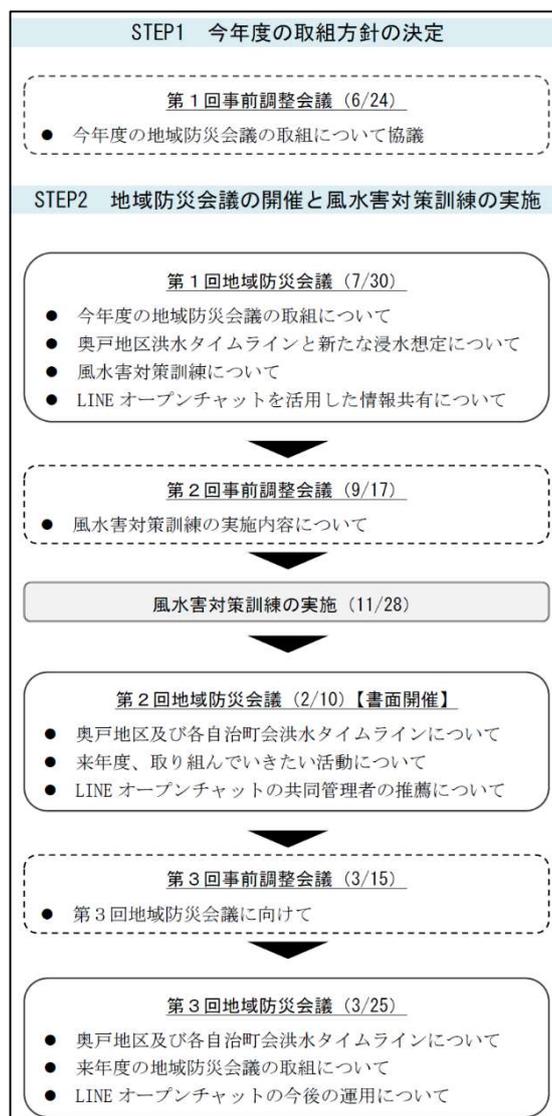
令和3年度は、地域防災会議の開催に向けて事前調整会議を3回開催するとともに、地域防災会議を3回開催した。また、風水害対策訓練を1回実施した。

会議では、令和3年度に作成した「台風による洪水を対象とした奥戸地区コミュニティ・タイムライン」の内容を改めて説明し、風水害対策訓練を通して、自治町会ごとの洪水タイムラインの作成に取り組んだ。

また、防災会議メンバーへの情報伝達や情報共有のため、LINEオープンチャットを開設した。

●風水害対策訓練

訓練は前半に「風水害からいのちを守る避難・防災気象情報を理解しよう」をテーマに講義を行い避難・防災気象情報について理解を深めた後、後半に風水害図上訓練を実施した。風水害図上訓練は、奥戸地区の6つの自治町会ごとに分かれて、LINEオープンチャットを活用して状況付与を行い、自治町会長から対応状況の報告や自治町会ごとに台風接近時の防災行動について検討を行った。



●コミュニティ・タイムラインの発動

令和3年度、LINE オープンチャットの開設により、「台風による洪水を対象とした奥戸地区コミュニティ・タイムライン」（以下「奥戸地区洪水タイムライン」という。）の運用を開始した。

「奥戸地区洪水タイムライン」の発動基準は、台風が発生し、早期注意情報の「暴風」「大雨」で「高」または「中」の日がある場合である。

令和3年度に「奥戸地区洪水タイムライン」を発動したのは3回であった。

台風14号 令和3年9月26日の「奥戸地区洪水タイムライン」の発動状況

2021.9.26

<早期注意情報>
【タイムラインを発動します。】
最新の気象情報によると、猛烈な勢力に発達した台風16号は、来週10月1日頃、関東に接近して、大荒れとなる可能性があります。
東京地方では10月1日、暴風・大雨・洪水警報を発表する可能性があります。
早期注意情報（警報級の可能性）は、10月1日、大雨「中」、暴風「中」です。
奥戸地区コミュニティ・タイムラインに基づき「タイムラインを発動」します。
タイムラインレベルは1です。各自、台風や気象情報の収集を行ってください。
現在のタイムラインレベルは1、アクションカード①を実行します。
※奥戸地区連合本部事務局で、情報発信者が決まるまでの間、暫定的に代理発信しています。

09月26日 午後 3:46

地区センター長若月
奥戸地区センター若月です。
台風16号接近に伴い、奥戸地区センターに、10月1日金に一時滞在施設を開設します。今回は、学校避難所は、開設しませんので、町会の避難所開設支援は、ありません。町会長さんあてに、faxを送付してあります、よろしくお願いします。

09月26日 午後 4:48

奥戸北谷澤
承知しました。谷澤

09月26日 午後 4:56

奥戸町会田島
了解しました

09月26日 午後 5:01

【葛飾区ホームページ】
台風16号の接近に備えた一時滞在施設の開設準備をしました
<https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000063/1004032/1027184.html>
台風16号の接近に備えて、10月1日（金曜日）8時30分より地区センターなど区内17カ所に一時滞在施設を開設します。強風により自宅にとどまることが不安な方はご利用ください。
ご利用の際には、飲料水や食料、マスク等の衛生用品のご持参に、ご協力をお願いします。なお、体の不自由な方のお世話は、付き添いの方が行うようお願いします。
台風16号の接近に備えた一時滞在施設の開設準備をしました
葛飾区公式サイト

09月26日 午後 5:36

●今後の地域防災会議での取組予定

平成30年度に奥戸地区地域防災会議を立ち上げ、「奥戸地区地域防災活動推進計画」を策定し、計画的に活動を実施した。その結果、区の支援を受けながら4か年で奥戸地区の大地震時の安否確認体制や台風時の洪水からの避難行動について防災行動計画を作成するに至った。

今後、これまでの取組成果を、自治町会役員はもとより地域住民まで幅広く広報するとともに、防災フェスタなどの啓発イベントを実施し、災害時の防災行動を浸透させていくこととしている。

令和3年度（2021年度）西新小岩五丁目町会活動報告（概要版） 「西新小岩五丁目町会水害ワークショップ～みんなで作る避難行動計画をつくろう！～」での取組

取組概要

西新小岩五丁目町会では、浸水リスクや避難行動、警戒レベル等について理解を深めるため、ワークショップを2回開催しました。ワークショップでは、避難行動を検討する手助けとなるツールとして「西新小岩五丁目町会避難行動計画」を作成しました。今後は、避難所運営や広域避難について理解を深めるため、令和4年4月に第3回ワークショップを実施する予定です。

ワークショップ実施の流れ

令和3年11月6日 事前説明会：実施内容の確認

令和3年12月7日 第1回ワークショップ
避難行動を考える① クロスロードゲームの実施等

令和4年12月7日 第1回ワークショップ
避難行動を考える② 避難行動計画の検討等

令和4年4月（予定）第3回ワークショップ
避難所運営・広域避難について考える



▲見開きA3サイズのリーフレット
西新小岩五丁目町会避難行動計画

第2回

第2回ワークショップでは、前回の内容を振り返り、ハザードマップや警戒レベルの内容をおさらいしました。また、葛飾区が配信している、防災行政無線の内容を確認出来るスマートフォンアプリ「かつらっパ」の使い方、テレビで避難情報を確認出来る「dボタン」の使い方を学びました。また、住民が避難行動を検討する手助けとなるリーフレット「西新小岩五丁目町会避難行動計画」の内容を検討しました。



▲検討の結果を踏まえた西新小岩五丁目町会避難行動計画



▲「かつらっパ」をダウンロード



▲グループで避難行動計画の内容を検討

第1回

第1回ワークショップでは、過去の水害を振り返り、葛飾区水害ハザードマップ、災害時の情報（警戒レベル）などについて学び、警戒レベルに基づく避難判断をテーマに、クロスロードゲームを実施しました。

過去の災害の振り返り
・カスリーン台風を経験した町山会長から、当時の体験についてお話をいただきました。

ハザードマップ・警戒レベルなどについて学ぶ
・葛飾区水害ハザードマップや、災害時に発令される警戒レベルについて葛飾区から解説し、質疑応答を行いました。

クロスロードゲームを実施
・警戒レベルなどに基づく避難の判断をテーマにクロスロードゲームを行いました。

・警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル5緊急安全確保が発令された場合の具体的な行動を考えました。



▲被災体験をお話しいただいた
西新小岩五丁目町会 町山会長

▲グループに分かれて
クロスロードゲームを実施

第3回（実施予定）

第3回ワークショップでは、葛飾区における避難所運営や、過去の災害における避難所運営事例について学び、避難所運営に関する意見交換を実施する予定です。

また、マンション等の活用に関する事例紹介や、広域避難に関する取組を紹介し、避難についての理解を深めます。

葛飾区における避難所運営
・避難所の利用マナーの紹介、学校避難解説準備ガイドの内容を紹介し、意見交換を行います。

過去の災害における避難所
・平成30年7月豪雨発生時に開設された、避難所の運営事例を紹介し、

マンション等の活用事例・広域避難に関する取組紹介
・埼玉県戸市のマンション活用事例や、現在検討されている広域避難の取組を紹介し、避難についての理解を深めます。



▲葛飾区の避難所の
取組を紹介



▲広域避難施設となる予定の国立オリンピック記念青少年総合センター

■ワークショップの目的と構成

第1回(令和5年2月5日 会場:青戸中央憩い交流館)
○目的:青戸共和会地域の浸水リスクなどを把握し、コミュニティタイムラインを作成する上での基礎知識を習得する
○ハザードマップの見方や過去の災害の説明(カスリーン台風時の映像、令和元年台風19号時の各河川の状況など)
○広域避難の考え方(広域避難情報の発令基準や広域避難先の確保状況等)

第2回(令和5年2月26日 会場:青戸中央憩い交流館)
○目的:青戸共和会としての避難方法を考える。台風や浸水のイメージを共有し、参加者個々のマイタイムラインと青戸共和会のコミュニティタイムラインを作成する。
○台風接近時等、風水害の危険時に発表される情報と活用方法及び事例
○タイムライン作成の目的と作成方法の説明～作成
○浸水・孤立地域への支援の仕組みづくり(ボートの活用等)

マイタイムライン
(各参加者が作成)

青戸共和会コミュニティタイムライン
(班別に作成)

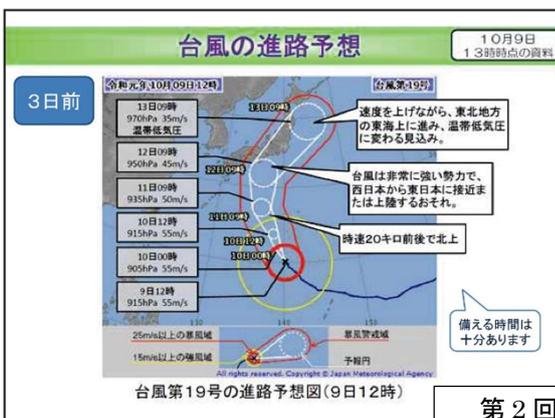
区で取りまとめ、検証

各種タイムライン
(たたき台、事例)
※区が作成

第3回(令和5年3月21日 会場:青戸小学校プール)
○目的:コミュニティタイムライン(たたき台)の共有し、浸水による孤立地域の支援として、ボートの活用を学ぶ
○各種タイムラインの説明
○エンジン付ボートの取扱い確認～操船訓練～保管やメンテナンス方法の確認



第1回 座学



②浸水イメージの共有

万が一、荒川下流のウィークポイントである京成本線荒川橋梁部付近で破堤

浸水状況(浸水防止工事後の止水装置状況)

第2回 ワークショップ

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

■ワークショップ実施風景



第1回 座学

水害リスクの共有等



質問・意見交換



第2回 ワークショップ

コミュニティタイムラインの作成



作成したコミュニティタイムラインの発表



第3回 訓練など



■タイムライン作成の方向性

青戸共和会は、本区の西部地域に位置し、荒川・利根川・江戸川・中川の4河川の浸水リスクがある。また、荒川の想定最大規模の浸水継続時間は、下水道の排水区の関係から、南側の約3割が2週間以上、北側の約7割が3日未満と、同一町会内で大きな相違がある。

このことから、青戸共和会としてのタイムラインの方向性は、垂直避難を基本としつつも、透析患者など継続的な医療行為が必要な方などについて、町会として広域避難を促すなどの取り組みを進めることとした。

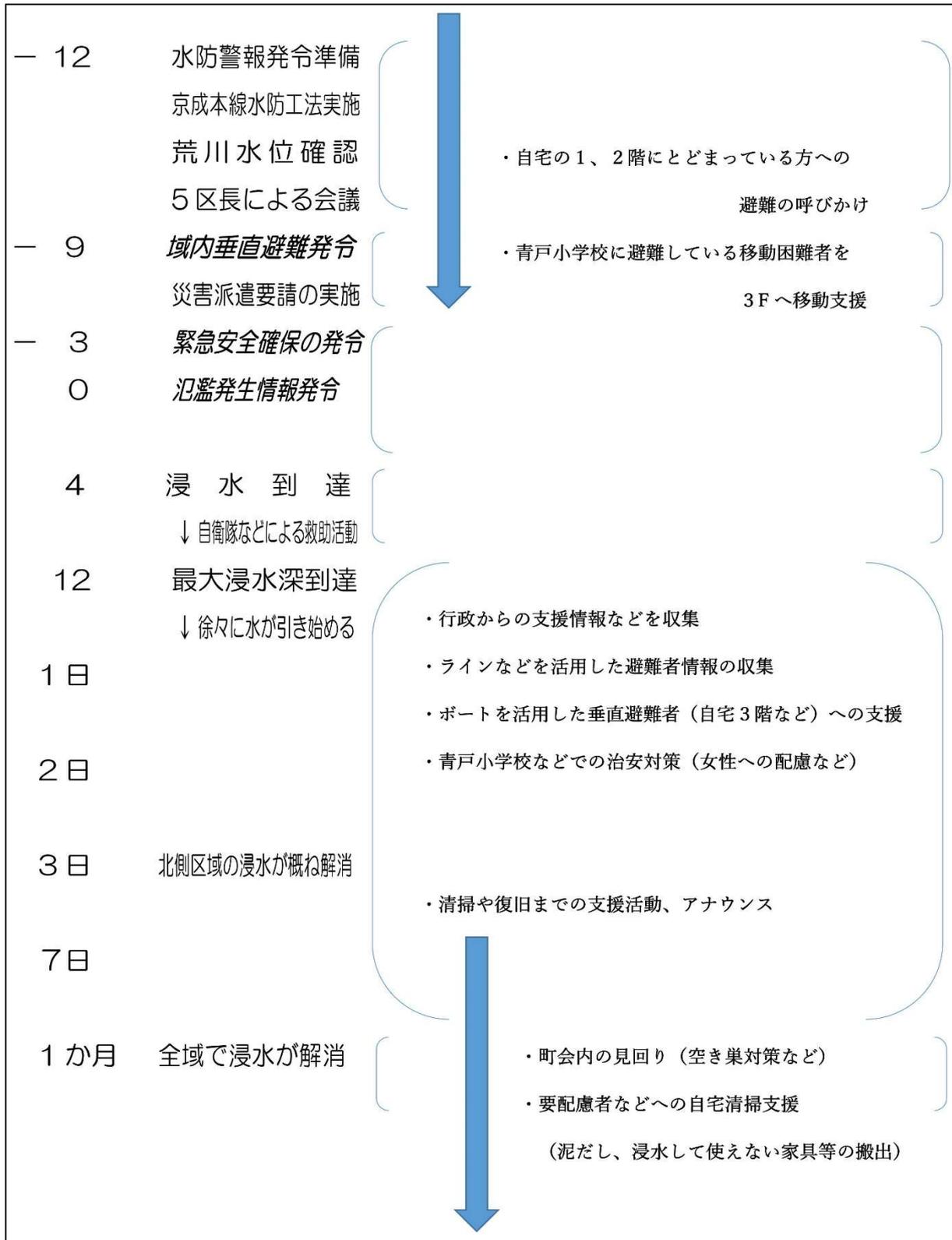
次ページ以降に、たたき台として作成したコミュニティタイムラインと、透析患者などを想定したマイタイムライン（参考例示）を示す。

■青戸共和国コミュニティタイムライン（たたき台）

青戸共和国コミュニティタイムライン（たたき台） （2 河川以上が氾濫するケース）		
時刻（h）	江東5区への対応	青戸共和国への対応
平時		（順不同） ・自治町会としての対応を考える。 （コミュニティタイムライン→マニュアル） ・決めた対応に基づく訓練を進める。 ・町会としての備蓄の確保、自助としての備蓄の推奨。 ・レベルに応じた町会の連絡系統（電話、SNS、トラメガなど）の確保。 ・アナログ掲示板の充実。 ・避難時に介助しなければならない方の確認。 ・ライフライン途絶に備えた準備（共助、自助） ・民間集合住宅への避難体制の充実（協定先の拡大）
－120	気象予報の確認 課長級会議で方向性の確認	・役員個々での情報収集、対応の確認。
－96	国への本部設置見込みの連絡 部長級会議の設置 気象庁確認（勢力・雨量）3日間流域400mm越	・4 役会などで、対応の確認。 ⇒ 回覧などでの情報の共有。 ・避難行動要支援者の確認（独居や老々優先）
－72	5 区長による会議 共同検討プレス 鉄道計画運休可能性通知 気象庁確認（勢力・雨量）流域500mm越	電話等で、持出品や避難方法の確認など 
－48	5 区長による会議 自主的広域避難情報発表 広域避難施設開設準備 鉄道計画運休通知 気象庁確認（勢力・雨量）流域600mm越	・対策本部の設置（役員レベル） ・ボートなどの準備 ・自主的広域避難者や透析患者など、 継続的に医療行為が必要な方への広域避難の呼びかけ ・垂直避難者に対する避難準備の呼びかけ
－24	5 区長による会議 広域避難指示発令 区内小中学校等緊急避難建物開設準備 計画運休開始 区内小中学校等緊急避難建物開設	・行政が確保した広域避難施設への集団避難（ファミリー層など） ・小中学校等緊急避難建物の開設・運営支援（若手中心） ・開設準備完了後、避難の呼びかけ ・自力で避難できない方の支援（自宅3階以上への垂直避難含む）

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例



■マイタイムライン（継続的な医療行為が必要な方）

マイタイムライン（青戸共和会） （2 河川以上が氾濫するケース）		
時刻（h）	江東5区への対応	個人の対応（3日に一度透析のため通院）
平時		<p>（順不同）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親戚や友人宅など、自主的広域避難先の確保。 ・確保した広域避難先への移動経路の確認。 ・持出品（食糧や常備菜など）の準備。 ・災害時透析患者カード（東京都福祉保健局）の用意。 ・町会の訓練などへの参加。
— 120	<p>気象予報の確認</p> <p>課長級会議で方向性の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報などの情報収集、対応の確認。
— 96	<p>国への本部設置見込みの連絡</p> <p>部長級会議の設置</p> <p>気象庁確認（勢力・雨量）3日間流域400mm越</p>	
— 72	<p>5区長による会議</p> <p>共同検討プレス</p> <p>鉄道計画運休可能性通知</p> <p>気象庁確認（勢力・雨量）流域500mm越</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医への相談・受診。 ・自主的広域避難先への連絡。 ・町会への連絡。（広域避難情報が発令された場合の避難先など） ・公共交通機関の情報などを収集し、自主的広域避難先への避難経路の再確認（広域避難指示発令前：自家用車可）
— 48	<p>5区長による会議</p> <p>自主的広域避難情報発表</p> <p>広域避難施設開設準備</p> <p>鉄道計画運休通知</p> <p>気象庁確認（勢力・雨量）流域600mm越</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1階にある大事なものを2階以上に上げる。 ・公共交通機関などを利用して、自主的広域避難先へ避難。 ・透析可能医療機関の確認。（区保健予防課：03(3602)1274） （「緊急時透析情報共有マップシステム」を活用し、区が紹介）
— 24	<p>5区長による会議</p> <p>広域避難指示発令</p> <p>区内小中学校等緊急避難建物開設準備</p> <p>計画運休開始</p> <p>区内小中学校等緊急避難建物開設</p>	<p>自主的広域避難先が確保できなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を利用して、行政が用意した広域避難先へ避難。 ・透析可能医療機関の確認。（区保健予防課：03(3602)1274） （「緊急時透析情報共有マップシステム」を活用し、区が紹介）

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

— 12	水防警報発令準備 京成本線水防工法実施 荒川水位確認 5区長による会議	<p>(避難時の食事の注意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱量（エネルギー）の確保に努めましょう。 ・カリウムの多い食品（即席麺、果物、ジュース等）やたんぱく質を多く含む食品（肉・魚・卵・乳製品等）、塩分の多い食品は控えましょう。 ・水分量は、1日「300～400ml以下+尿量」に抑えましょう。 <p>出典：災害時における透析医療活動マニュアル (東京都福祉保健局)</p>
— 9	域内垂直避難発令 災害派遣要請の実施	
— 3 0	緊急安全確保の発令 氾濫発生情報発令	
4	浸水到達 ↓自衛隊などによる救助活動	<p>(浸水が解消した段階で自宅へ戻る準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主治医に連絡し、透析などの医療行為が可能かを確認。 ・可能な場合は、自宅へ。 ・地域の方々と連携し、自宅の清掃活動などを進める。
12	最大浸水深到達 ↓徐々に水が引き始める	
1日		
2日		
3日	北側区域の浸水が概ね解消	
7日		
1か月	全域で浸水が解消	

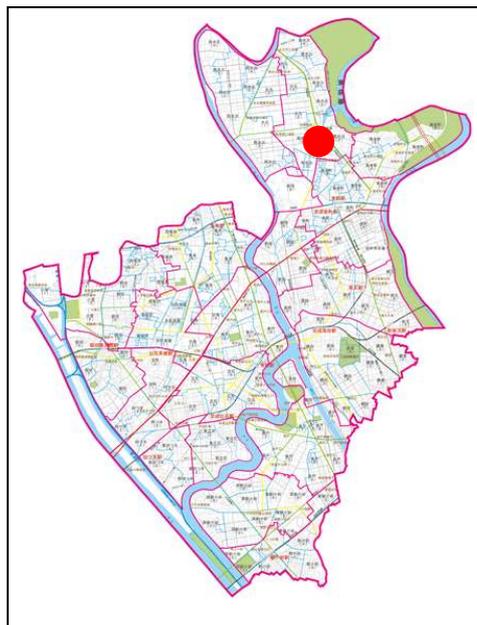
27 令和4年度 水元地区（東水元二丁目仲町町会、水元宮前町会、水元中央町会）

●地区の概要

- ・葛飾区の北部に位置し、避難場所に指定されている都立水元公園に隣接している。
- ・東京都が公表する地震に関する地域危険度は、区内全体でみると水元地区の総合危険度は相対的に低い。
- ・水元自治町会連合会は12自治町会で構成されている。

《水元地区地域防災会議構成自治町会》

- 東水元二丁目仲町町会
- 水元宮前町会
- 水元中央町会



●地域防災会議の取組

今年度は、「避難所の開設・運営」をテーマに、水元地区にある避難所のうち、水元中学校避難所運営会議を構成する3自治町会で水元地区地域防災会議を設置し、2回の会議と1回の実働訓練を実施しました。

会議では、避難所開設・運営訓練の実施に向けて、避難所開設・運営に必要な知識を中心に学び、避難所開設の手順書となるアクションカードを作成し、避難所開設訓練を実施しました。

実働訓練後には、避難所運営図上訓練を行い、今年度の取組を通しての避難所のことについて意見交換を行いました。



水元地区地域防災会議の日程と内容

事前調整会議（11/22）

- ・今年度の地域防災会議の取組について協議

第1回地域防災会議（11/29）

- ・講義「避難所の開設・運営を考える」
- ・水元中避難所開設訓練の実施について

事前調整会議（11/29）

- ・今後の会議の進め方について協議

水元中学校避難所開設訓練（12/11）

第2回地域防災会議（2/28）

- ・避難所開設訓練の振り返り
- ・避難所運営図上訓練
- ・避難所の課題等について意見交換

資料編（参考資料）

70 地域防災会議の取組事例

●避難所開設・運営訓練の実施

避難所開設訓練は、会議で提案をした避難所開設時の3班編成により、カードの順に作業を進めていくことで避難所の開設ができる手順書「アクションカード」を作成して訓練を行いました。

訓練は、アクションカードをもとに、避難所にある備蓄品や設備等を実際に活用して、校門を開けて一時集合場所の開放から避難者の受入準備を行って、避難者を避難所内に受け入れるまでの手順を確認しました。

今年度の取組の成果として、作成したアクションカードを格納した「避難所開設キット」を新たに備蓄倉庫に配置しました。



新たに配置した避難所開設キット

《各班の主な訓練項目》

初動対応・総括班	避難者対応班	避難者受入準備班
 <p>【初動対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び周辺被害の確認 ・一時集合場所の開放 ・校舎玄関の鍵解錠 ・避難所開設キット等の運び出し ・避難所仮設本部の設置 	 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者へのアナウンス ・飲料水の確保（受水槽） ・マンホールトイレ設置 ・避難者受付の設置 	 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全点検 ・避難所の安全点検 ・トイレ使用禁止の措置 ・居住スペースの設営 ・専用スペースの設営 ・特設公衆電話の設置

●避難所運営図上訓練の実施

第2回の会議の中で、水元中避難所利用計画図を利用して、高齢者や障害者、帰宅困難者、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある人など様々な避難者が次々と避難所に避難して来たという想定で、避難者に見立てたカードをどこの避難スペースで過ごしてもらうかを考える避難所運営図上訓練を行いました。



避難所運営図上訓練

訓練を通して、様々な避難者への配慮を考えるきっかけとなりました。